

令和5年第4回

# 高山村議会9月定例会会議録

令和5年9月1日 開会

令和5年9月15日 閉会

(15日間)

高山村議会事務局

令和5年第4回高山村議会

9月定例会会期日程

会期	月日	曜日	開議時間	摘 要	備 考
第1日	9月1日	金	午前10時	本会議（開会） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 ・説明・質疑・討論・採決 ・委員会付託 ・決算審査特別委員会の設置	・決算審査 特別委員会
第2日	2日	土		休会（議案調査）	
第3日	3日	日		〃	
第4日	4日	月		〃	
第5日	5日	火	午前10時	本会議（一般質問）	・全員協議会
第6日	6日	水	午前10時	本会議（一般質問）	・議会運営 委員会
第7日	7日	木	午前9時	決算審査特別委員会（総務課）	
			午後1時	〃（住民税務課） 〃（会計室）	
			午後4時30分	〃（議会事務局） 〃（監査委員書記）	
第8日	8日	金	午前9時30分	〃（健康福祉課）	
			午後1時	〃（産業振興課）	
第9日	9日	土		休会（議案調整）	
第10日	10日	日		〃	
第11日	11日	月	午前9時	決算審査特別委員会（建設水道課） 〃（定住支援室）	・議会報編集 特別委員会
			午後1時	〃（教育委員会） 〃（人権推進室）	
第12日	12日	火	午前10時	決算審査特別委員会（総括質疑）	・全員協議会
			午前11時	総務文教常任委員会	
			午後1時	福祉産建常任委員会	

第13日	13日	水		休会	
第14日	14日	木		〃	
第15日	15日	金	午後1時30分	本会議（閉会） ・委員長報告 ・質疑 ・討論 ・採決	・全員協議会

## 令和5年第4回高山村議会9月定例会会議録（第1号）

令和5年9月1日（金曜日）

高山村告示第34号

令和5年9月1日、高山村議会9月定例会を高山村役場に招集する。

令和5年8月9日

高山村長職務代理者高山村副村長 藤 沢 敏 和

### 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第7号 専決処分した高山小学校内における児童の事故に係る損害賠償の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第43号 高山村差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第44号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第45号 令和5年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第46号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第47号 令和5年度高山村上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和4年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和4年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 令和4年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 令和4年度高山村上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

### 本日の会議に付議した事件

- 1 会議録署名議員の指名

- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第7号
- 5 議案第42号～議案第47号
- 6 認定第1号～認定第9号

---

**出席議員(12名)**

1番 久保田 雄吉 議員	2番 勝山 正弘 議員
3番 滝澤 聖 議員	4番 梨本 進 議員
5番 沖島 祥介 議員	6番 高井 央葉 議員
7番 黒岩 清道 議員	8番 湯本 辰雄 議員
9番 松本 茂 議員	10番 山寄 秀治 議員
11番 柴田 弘男 議員	12番 西原 澄夫 議員

---

**欠席議員(なし)**

---

**説明のため出席した者**

村長職務代理者 副 村 長	藤 沢 敏 和	教 育 長	澁 谷 茂 夫
代表監査委員	中 村 義 忠	総 務 課 長	宮 川 裕 明
住民税務課長 (会計管理者)	西 原 一 美	健康福祉課長	堀 一 生
産業振興課長	小 淵 義 彦	建設水道課長 (定住支援室長)	荒 井 孝 浩
教 育 次 長 (人権推進室長)	山 崎 久 志		

---

**欠席した者(1名)**

村 長 内 山 信 行

---

**事務局出席職員**

事 務 局 長 山 寄 賢 一                      書 記 槇 田 和 子

---

---

午前10時05分    開 会

## ○議 長（西原澄夫議員）

ただいまから令和5年第4回高山村議会9月定例会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

—————村長職務代理者藤沢副村長。

## ○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）

おはようございます。高山村議会9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は令和5年9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、また暑い中を御参集いただき、ここに開会できますことに厚く御礼申し上げます。

日頃、皆様方には議会活動を通じまして、村政発展のために御尽力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

今定例会で御審議を賜ります令和4年度の決算につきましては、新型コロナウイルス感染拡大などの影響もあり、厳しい経済情勢の中ではありましたが、第6次総合計画並びに総合戦略に沿って、村の活性化に向けて施策を進める中で、予定しておりました事業等は、ほぼ順調に進めることができ、所期の成果を収めることができました。

これもひとえに議員各位を始め、村民の皆様への御支援、御協力のたまものと改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本格的な台風シーズンとともに、本日は防災の日であります。去る8月27日には、これまで新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、規模を縮小するなどして実施してまいりました高山村総合防災訓練を村内5会場に分かれて実施をいたしました。

当日は大変厳しい暑さの中、議員各位を始め、消防団、分署、警察などの関係機関等、及び商工会、社会福祉協議会などの関係団体並びに村民の皆様に大勢御参加をいただく中で、防災への意識を高めていただくことができ、有事に対する意義のある防災訓練を実施することができましたことは、皆様の御支援、御協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

先月19日の夕方、店舗兼住宅の一部を焼失する火災が発生し、消防署や消防団などの懸命な消火活動により、けが人を出すことなく、隣接する住宅への延焼も防ぐなど、被害を最小限にとどめていただきました関係の皆様方に厚く御礼申し上げます。

今後とも関係機関や関係団体の皆様と連携を図りながら、火災予防啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、先月21日には、村内での交通死亡事故ゼロ1000日が去る6月4日に達成されたことから、長野地域振興局長さんから長野県交通安全運動推進本部顕彰の伝達を受けてまいりました。

この1000日達成に当たりましては、村交通安全協会の皆様を始め、村民の皆様や本村を訪れる観光客などの皆様がしっかりと交通ルールを守り、安全運転に心がけていただいた成果と、さらには、冬期における除雪事業者の皆様が丁寧な除雪に心がけていただいたおかげであり、改めて関係の皆様

様に感謝を申し上げる次第であります。

既に昨日時点で1,088日が経過をいたしました。引き続き関係機関や関係団体の皆様と連携を図りながら、新たに交通死亡事故ゼロ2000日を目指して、交通事故のない安全安心な村づくりに取り組んでまいりますので、今後とも議員各位並びに村民の皆様のお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

先月29日、長野県では新型コロナウイルスの感染拡大で医療への負荷が増大しているとして、5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されてから初となる独自の医療アラートのうち、1段階目の医療警報を発出いたしました。

このため、村民の皆様には、引き続き手洗いやうがい、換気など、基本的な感染防止対策を講じていただくようお願い申し上げます。

さて、総務省が先月18日に公表した7月の消費者物価指数を見ますと、変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が105.4となり、前年同月比で3.1%上昇し、上昇率が3%を上回るのは11か月連続となり、消費者の皆さんにとって家計への影響は、もうしばらく続くものと思われま。

このような状況の中、令和6年度の国の一般会計予算の概算要求総額は、3年連続で110兆円を超え、過去最大の見通しとされておりますが、産業経済対策事業等の推進により、一日も早く景気が回復するとともに、地方の活性化が図られることを期待するものでございます。

今定例会に提案いたしました議案は、専決処分した承認案件のほか、条例改正案や補正予算案を始め、令和4年度の歳入歳出決算の認定など、全部で16件でございます。

十分御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げ、招集の御挨拶といたします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の日程はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（西原澄夫議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番 久保田雄吉議員、2番 勝山正弘議員及び3番 滝澤 聖議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（西原澄夫議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

会期は本日から9月15日までの15日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長(西原澄夫議員)

日程第3 諸般の報告を行います。

本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配りました請願・陳情付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

それぞれの委員長から、前定例会から今定例会までの間に行った所管事務の調査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

監査委員から、7月分の執行した出納検査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

前臨時会会議後に議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので報告します。

村長職務代理者について、現在、内山村長がけがによる療養のため、8月21日から当分の間、藤沢副村長に職務代理者を置くことの報告がありましたので報告いたします。

広報担当職員による写真撮影を会議規則第102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

#### 請 願 ・ 陳 情 付 託 表

請 願 ・ 陳 情	付 託 委 員 会
陳情第4号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める 陳情書	総 務 文 教 常 任 委 員 会

---

### 日程第4 承認第7号

}

### 日程第19 認定第9号

○議長(西原澄夫議員)



日程第4 承認第7号 専決処分した高山小学校内における児童の事故に係る損害賠償の承認を  
求めることについてから日程第19 認定第9号 令和4年度高山村上水道事業会計剰余金の処分及  
び決算の認定についてまでの16件を一括議題とします。

本案についての提案理由説明を求めます。

—————藤沢副村長。

#### ○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）

高山村議会9月定例会に提案をいたしました承認第7号から認定第9号までの16件につきまして、  
一括して説明を申し上げます。

承認第7号 専決処分した高山小学校内における児童の事故に係る損害賠償の承認を求めること  
について申し上げます。

本案は、本年2月17日に高山小学校の教室棟廊下において児童が転倒したことにより、顔面を強  
打して骨折・入院した際、コロナ禍で病院への出入りが制限されている中、保護者が付添いのため  
使用した個室代について、村が負担することとして示談による和解を専決処分したもので、地方自  
治法の規定に基づき報告し、承認をお願いするものであります。

議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に関する取扱いに準じ、長野県においても一般職  
の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を令和5年4月1日から施行し、55歳を超える職  
員について、標準の勤務成績では昇給しないこととしたことに伴い、本村においても同様の措置を  
適用するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第43号 高山村差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について申し上げま  
す。

本案は、差別撤廃と人権擁護政策を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、今後の高山村の目  
指すべき方向について、「差別撤廃・人権擁護審議会」に諮問し、この諮問に対する令和5年1月  
25日の答申を尊重し、相談体制や教育及び啓発活動の充実を図るため、条例の一部を改正するもの  
であります。

議案第44号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ2億4,298万1,000円を追加し、当初予算からの累計額を48億  
8,961万3,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、総務費では、総務管理費の諸費で、自治区施設整備等補助金を追加する  
ほか、基金費で、地方財政法に基づく決算剰余金を道路橋梁施設整備基金と社会教育施設整備基金  
に積み立て、また、徴税費の賦課徴収費で電子申告の税目拡大に係る電算委託料を追加するなど、  
1億4,190万7,000円の追加、民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費で、新型コロナウイルス感  
染症対応地方創生臨時交付金による高齢者世帯等原油高騰対策事業費やエネルギー・食品価格等の

物価高騰の影響を受けた世帯等に対する価格高騰特別対策支援金事業費及び生活困窮子育て世帯生活支援特別給付金事業費などを追加するほか、社会福祉施設費で、故障した保健福祉総合センターの空調設備等制御盤の修繕費や老朽化した温泉タンク系統に係る修繕費の追加、児童福祉費の児童福祉総務費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による18歳以下の児童に対する子育て世帯電力等価格高騰重点支援交付金事業費を追加するなど、4,835万3,000円の追加、衛生費では、清掃費の塵芥処理費で、クリーンセンターストックヤード建設工事請負費を追加するほか、上水道費の上水道施設費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による水道基本料金の減免期間延長分に係る上水道事業会計繰出金を追加するなど、2,012万5,000円の追加、商工費では、商工費の観光費で、桜まつり駐車場の暗渠排水工事請負費や奥山田温泉源泉の維持管理などに伴う温泉開発事業特別会計繰出金を追加するなど、1,207万6,000円の追加、消防費では、消防費の災害対策費で、地区防災マップ作成支援地区の追加により、132万円の追加、教育費では、中学校費の学校管理費で、体育館排煙窓の電動カーテン修繕工事請負費の追加、社会教育費の公民館費で、公民館改修に伴う実施設計委託料の追加、保健体育費の体育施設費で、社会教育施設敷地内の植栽管理委託料を追加するなど、1,962万5,000円を追加し、歳入では、地方交付税の普通交付税で、4,045万3,000円追加、国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、4,040万円追加、県支出金で価格高騰特別支援金や子育て世帯生活支援特別給付金などで606万1,000円追加、繰越金で、令和4年度決算の確定に伴い、1億5,055万5,000円追加、村債で、一般廃棄物処理事業債1,120万円を追加するものであります。

議案第45号 令和5年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ5,605万8,000円を追加し、当初予算からの累計額を8億2,345万2,000円とするものであります。

主な歳出補正は、諸支出金の償還金及び還付加算金で、令和4年度国庫支出金の確定に伴い、過年度国庫支出金等返還金2,517万7,000円を追加し、歳入では、支払基金交付金で21万8,000円追加、県支出金で325万円追加、繰越金で、令和4年度決算の確定に伴い、5,259万円を追加し、歳入超過となる3,088万1,000円を予備費に追加して、収支均衡予算とするものであります。

議案第46号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ830万9,000円を追加し、当初予算からの累計額を5,106万9,000円とするものであります。

主な歳出補正は、奥山田温泉給湯事業の源泉井戸スケール除去作業業務委託料や老朽化した源泉やぐら改修工事請負費などを追加し、歳入では、使用料及び手数料で、奥山田温泉分の使用料195万7,000円減額、繰入金で、一般会計繰入金1,362万4,000円の追加、繰越金で、令和4年度決算の確定に伴い、167万7,000円の追加、諸収入で、奥山田温泉源泉整備費負担金として160万円を追加し、歳入超過となる103万1,000円を予備費に追加して、収支均衡予算とするものであります。

議案第47号 令和5年度高山村上水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による水道基本料金減免の延長に伴い、収益的収入において、給水収益465万円を減額する一方、その他営業収益として一般会計からの繰入金492万5,000円を増額し、累計額を1億1,934万4,000円とし、収益的支出では、水道基本料金減免に伴う電算システム改修委託料27万5,000円を追加し、累計額を1億1,688万9,000円とするものであります。

認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

令和4年度は前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の早期収束を図るため、ワクチン接種の推進や基本的感染対策の徹底など、村民の皆様とともに全力で感染防止対策の取組を行ってまいりました。

こうした中、夏場以降は感染力が極めて強いオミクロン株が主流となり、第6波から第8波まで三たびの波が連続し、感染者数は一時期急拡大したものの、発生初期と比べて重症度が低下していることなどから、政府対策本部では、令和5年の年明け早々に、本年5月8日から5類への移行方針を示すなど、ようやく収束の兆しが見え始めた1年となりました。

こうした状況を踏まえ、政府は、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図るとして、岸田内閣が目指す「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする「新しい資本主義」の実現に向けて、賃上げの促進による働く人への分配機能の強化や看護・介護・保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直しのほか、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進してきました。

こうした中、令和4年度の村政運営に当たりましては、「第六次高山村総合計画」の将来像に掲げた「ずっと住みたい また訪れたい いいね信州 高山」の実現に向けて積極的な村政運営に取り組むとともに、役場組織を再編し、村民の皆様にとって分かりやすく、効率的な組織体制でスタートいたしました。

一方、ウクライナ情勢を背景とする資源高や円安を主な要因とするエネルギーや食料品等の急激な物価高騰は、国民の家計を圧迫するとともに、事業者等の経営に大きな影響を及ぼすなど、地方にとっては、依然厳しい行財政運営が余儀なくされております。

そのような状況の中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けた商工・観光事業者を支援するための事業継続給付金や拡大したプレミアム付商品券発行事業を実施いたしましたほか、「物価高騰等対策支援金」として、村民1人当たり2万円の生活支援金の支給を始め、18歳以下の児童に対する「子育て世帯支援給付金」や65歳以上の高齢者世帯等に「灯油券」を給付したほか、住民税非課税世帯等に対する「臨時特別給付金」の給付など、生活困窮者等生活者の負担軽減に資する事業をきめ細やかに実施いたしました。

そこで、個々の政策の一端について申し上げますと、本村の基幹産業であります農業につきましては、安全で安心なおいしい農産物として、本村のブランドでありますりんご、ぶどうの振興を始め、ICT技術等の活用や栽培技術向上のための指導動画を制作したほか、六次産業化を支援してまいりました。

将来を見据えた魅力ある農業の基盤づくりを図るための県営中山間総合整備事業では、前年度に引き続き、老朽化の著しい地力増進施設等の整備事業に取り組むとともに、台風や集中豪雨による耕地や住宅への浸水被害を防ぐため、三郷地区の排水対策整備事業が完了するとともに、継続して千本松地区の排水対策整備を進めてまいります。

一方、新規就農を目指す皆さんを積極的に受け入れるため、これまでの就農相談会等をオンラインによる移住就農相談会に切り替えて開催したほか、国の農業次世代人材投資資金及び村の就農者支援事業を活用して、新規就農者の確保に努めるとともに、中山間地域等直接支払交付金事業等により、村民の皆さんとの協働による耕作放棄地の解消に努めてまいりました。

商工業振興では、コロナの影響により、旅館業や飲食店などを中心に観光客等が減少したことなどから、村独自の経済対策として、商工会のプレミアム付商品券発行事業を拡大するとともに、売上げが減少した事業者に対し、事業継続給付金を給付するなどの支援を行ってまいりました。

次代の社会を担う子どもを安心して産み、育てることのできる環境を整備し、子どもたちが健やかに育つことのできる社会の実現を図るため、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至るまでそれぞれのライフステージに応じた総合的な少子化対策と子育て支援に取り組んでまいりました。

一方、少子化の一因と言われております未婚化や晩婚化につきましては、社会福祉協議会や商工会、さらには、長野地域連携中枢都市圏結婚支援事業において感染防止対策を講じた上で、婚活イベントを開催するなど、出会いの場の確保に努めてまいりました。

高齢者施策につきましては、「高山村高齢者福祉計画及び第八期介護保険事業計画」に沿って、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、須高3市町村の関係機関等が連携し、在宅療養者の医療・介護・福祉・保健の各情報のネットワークにより、在宅医療推進体制の充実に努めるとともに、希望される85歳以上の高齢者世帯に対し、ごみ出し支援と併せて安否確認を行うなど、高齢者の皆さんが安心して暮らせる地域づくりに努めてまいりました。

また、認知症高齢者や知的障害者及び精神障害者等、意思決定が困難な方の判断能力を補うため、須高3市町村で組織する「須高地域成年後見支援センター」を活用して、支援の必要な方の財産管理や身上保護等を行い、地域で安心して暮らせるよう支援してまいりました。

健康づくりの推進につきましては、村民の健康づくりを総合的に推進するため、村及び村民、関係機関や関係団体が一体となって取り組むべき、具体的な目標となる「高山村第四期健康増進計画」に沿って様々な取組を行ったほか、食生活改善推進協議会の御協力により、健康レシピの第2弾と

なる「野菜レシピ」を全戸配布するなど、健康長寿の村づくりに取り組んでまいりました。

「高山村地球にやさしい環境基本条例」の基本理念に基づく施策を総合的に推進するため、「高山村地球温暖化対策地方公共団体実行計画の区域施策編」を策定し、本村における再エネ導入目標等を設定するとともに、引き続き住宅用太陽光発電設備や蓄電池設備の設置に対する助成を行い、エネルギーの地産地消に取り組んでまいりました。

また、老朽化した山田神社原宮バス停及びトイレを改築し、生活環境の向上と景観の保全に努めてまいりました。

生活基盤の根幹であります道路交通網の整備につきましては、「高山村通学路交通安全プログラム」に基づき、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、村道紫中山線に接続する「荒井原紫2号線」歩道整備のための設計業務を完了したほか、辺地対策事業により、主要地方道豊野南志賀公園線に接続する「村道七味温泉線」の舗装改修工事を実施いたしました。

また、「高山村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急性の高い橋梁から順次工事進める中で、ゆうゆう橋、二反田橋、赤和橋の修繕工事が完了いたしました。

さらに、ゲリラ豪雨など、異常出水に対応するため、緊急自然災害防止対策事業債を活用して、懸案でありました駒場地区の村道駒場5号線などの排水対策事業に着手したほか、三郷地区内の不動川の改修工事を進めてまいりました。

定住促進につきましては、これまで整備してまいりました38棟の村営住宅の活用のほか、村内に住宅を取得した若者世帯に支援するなど、若者が村内で安心して子育てができる環境づくりに努めてまいりました。

また、空き家バンクへの登録を推進するとともに、空家活用推進事業による新規転入者への空き家購入費用の助成に加え、家財整理や増改築費用の助成により、田舎暮らしを希望される皆さんのニーズに沿った住宅需要への対応を図るなど、移住定住人口の増加対策に取り組んでまいりました。

村民生活の安全安心の確保につきましては、須坂市消防署高山分署の消防ポンプ自動車を更新したほか、第5分団小型動力ポンプ積載車及び第1分団小型動力ポンプを更新し、消防力の強化・充実に努めてまいりました。

また、地域を守る消防団員に対する団員報酬及び出動手当の引上げを行うなど、処遇改善も図ってまいりました。

教育の充実では、小学校外国語授業のためにALTを2名配置したほか、小中学校におけるテスト経費や緊急連絡システムなどの経費を村費負担するとともに、小中学校入学時に入学祝い金を支給するなど、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいりました。

また、文部科学省が推進するGIGAスクール構想による小中学校の児童生徒1人1台のタブレット端末を貸与するとともに、電子黒板及びプロジェクターなど、ICT機器の充実に努めてまいりました。

さらに、学校給食では、地域食材による地産地消を推進するとともに、学校給食費を1食当たり140円、児童生徒1人当たり年間2万8,000円を村が負担し、保護者の経済的負担軽減を図ってまいりました。

行財政運営につきましては、「第六次高山村総合計画」に沿って「元気で魅力と活力ある村づくり」を実現するため、村民の皆様との協働による村づくりを推進しながら、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、健全な行財政運営に努めるとともに、ふるさと納税寄附金の返礼品の充実により、財源の確保に努めてまいりました。

このほか、国が進める行政の効率化や利便性の向上、公平・公正な社会の実現に向けたマイナンバーカードの普及促進を図るため、全庁体制で取組を行い、取得率の向上に努めてまいりました。

このように令和4年度は「第六次高山村総合計画」及び「高山村総合戦略」に沿って、諸施策を推進するとともに、健全財政の確保を図りながら持続可能な村づくりに努めてまいった次第であります。

令和4年度の一般会計及び特別会計の各事業の成果につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむなく中止または縮小した事業もありますが、議員各位を始め、村民の皆様の格別な御支援、御協力を賜りまして、一定の成果を収めることができましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

予算の執行にあたりましては、経費節減と合理化を図る中で、職員と共に住民サービスの向上に努めてまいりました。

事業の実績並びに主要施策の成果は別添説明書のとおりであります。

一般会計の決算の状況につきましては、歳入で51億4,885万2,992円で前年度比10.8%の増、歳出では48億4,882万7,738円で11.7%の増となりました。

これは歳出で、義務的経費の扶助費で、新型コロナウイルス感染症対策の子育て世帯への臨時特別給付金が減額となったほか、維持補修費で除雪委託費が減額となったものの、投資的経費の普通建設事業費で、中山地籍の不動川水路改修工事や村道七味温泉線道路改良工事、また村民ホールリニューアル工事等の大型工事の実施により増加したほか、補助費等でコロナ禍における物価高騰等対策支援金や子育て世帯電力等価格高騰支援給付金の支給、また、須坂市消防署高山分署の消防ポンプ車更新に係る広域消防事務委託料が増加したことなどにより増となったものであります。

一方、歳入においては、個人住民税や法人村民税の増収や、固定資産税で、工場等の新築家屋の増加などで村税が8.7%の増となったほか、法人事業税交付金で法人村民税の税率改正に伴う減収分の補填が交付されたことに伴い29.3%の増、地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金などの減額に伴い74.3%の減、県支出金につきましては、農林水産業費で、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金や第6波対応事業所支援交付金などの増額に伴い34.3%の増、寄附金では、ふるさと納税寄附金の増額に伴い123.8%の増、繰入金では、

ふるさと創生基金や財政調整基金の増額に伴い253.9%の増、諸収入につきましては、高山村営農支援センター推進協議会基金積立金等決算余剰金や令和3年度新型コロナワクチン接種対策費国庫補助金の過年度収入などに伴い29.1%の増、村債につきましては、緊急自然災害防止対策事業債や村道改良に伴う辺地対策事業債、須坂市消防署高山分署消防ポンプ車更新に伴う施設整備事業債などの増額に伴い92.4%の増となりました。

この結果、令和4年度の一般会計決算におきましては、2億7,187万2,254円の実質収支の黒字額を計上することができました。

しかしながら、国内経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあるものの、エネルギー・食料品価格の高騰や世界的な景気後退の懸念、加えて、人口減少による地方交付税の減額や社会保障と税の一体改革に伴う社会保障費の増加等により、依然として厳しい財政運営が迫られるものと思っております。

今後も引き続き行財政改革を推進し、豊かな自然や美しい景観と調和した産業振興を進め、人づくりを柱に据えて、将来を見据えた活力ある村づくりに努めてまいりますので、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、認定第2号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は前年度と比較して、歳入で1.2%、歳出で1.1%と、歳入歳出ともに減となりました。

これは歳出で、療養諸費や高額療養費等の保険給付費が減となったことによるもので、歳入では、保険給付費に対する県支出金が減となったことなどによるものであります。

今後も特定健康診査事業等を通じて、村民の皆さんの健康管理と健全な財政運営に努めてまいります。

認定第3号 令和4年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して、歳入で9.2%、歳出で5.6%と歳入歳出ともに増となりました。

これは、歳出でコロナ禍における発熱患者の増加に伴い、医療費が増となったことなどによるもので、歳入では、診療収入における外来収入が増となったことによるものであります。

今後ともなお一層、診療所の利用促進と健全な事業運営に努めてまいります。

認定第4号 令和4年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して、歳入で1.5%、歳出で0.9%と歳入歳出ともに減となりました。

これは、歳出で、居宅介護サービス受給者数の減少に伴う保険給付費などが減額となったことによるもので、歳入では、支払基金交付金や県支出金などが減額となったことによるものであります。

今後もサービス給付の充実と介護保険制度の適正な運営に努めてまいります。

認定第5号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

す。

この決算は、前年度と比較して、歳入で8.3%、歳出で7.9%と歳入歳出ともに増となりました。

これは、歳出で、療養費の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金が増となったことによるもので、歳入では、後期高齢者医療保険料などの増によるものであります。

今後も後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の健康管理対策を推進するとともに、制度の適正な運用に努めてまいります。

認定第6号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して、歳入で33.5%、歳出で34.6%と歳入歳出ともに減となりました。

これは、歳出で、森林スポーツ公園の源泉ポンプ入替工事等が完了したことなどにより、温泉給湯事業費が減となったことによるもので、歳入においては、温泉給湯施設整備基金からの繰入金などが減となったことによるものであります。

今後も施設の適正な管理に努め、温泉の安定的な供給を図ってまいります。

認定第7号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して、歳入で7.4%、歳出で9.6%と歳入歳出ともに増となりました。

これは、歳出の農業集落排水事業費で、公営企業会計移行事業による固定資産調査業務委託料が増となったことによるもので、歳入においては、地方債発行による村債が増となったことによるものであります。

今後も施設の適正な管理と接続率等の一層の向上を図り、健全な経営に努めてまいります。

認定第8号 令和4年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は、前年度と比較して、歳入で5.0%、歳出で4.1%と歳入歳出ともに減となりました。

これは、歳出で、千曲川流域下水道災害復旧事業負担金が終了したことにより、流域下水道事業費が減になったことによるもので、歳入においては、流域下水道事業費の負担金返還による諸収入や地方債発行による村債が減となったことなどによるものであります。

今後も下水道事業の効率化とともに、施設の適正な管理と接続率の一層の向上を図り、健全な経営に努めてまいります。

認定第9号 令和4年度高山村上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について申し上げます。

この決算における収益的収入及び支出のうち、収入の水道事業収益は1億1,472万7,614円で、前年度と比べて2.2%の減、支出の水道事業費用は1億870万8,531円で、前年度と比べて0.8%の減となりました。

一方、資本的収入及び支出のうち、資本的収入は5,561万6,260円で、前年度と比べて2.3%の減、資本的支出は7,850万6,530円で、前年度と比べて15.9%の減となりました。



この結果、当年度の純利益は601万9,083円を計上し、これを減債積立金として処分したいと考えております。

今後も施設の適正な管理とともに、経営の健全化に努め、安全でおいしい飲料水の安定供給に努めてまいります。

以上、9件の決算について申し上げましたが、令和4年度の税、料金の収納におきましては、納付誓約や戸別訪問など鋭意徴収率の向上に努め、一部で納付に進展があったものの、長引く景気低迷や新型コロナウイルス感染症の影響などから、計画どおりに未収金が納付されず、誠に遺憾であると考えております。

今後も、地方分権の進展とともに、自主財源の確保がますます重要となってまいりますことから、「長野県地方税滞納整理機構」や「総合県税事務所」との連携による滞納処分の強化はもとより、職員の徴収スキルの向上と全庁的な徴収対策会議等により、さらなる徴収強化を図るなど、村税の滞納整理や使用料等の未収金の縮減に努め、各会計とも一層安定した経営に努めてまいる所存であります。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

しばらく休憩します。

午前10時51分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

**○議 長（西原澄夫議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから承認第7号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議 長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第7号 専決処分した高山小学校内における児童の事故に係る損害賠償の承認を  
求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手11人)

○議 長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから議案第42号及び議案第43号の2件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号及び議案第43号の2件については、お手元に配りまし  
た議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第42号及び議案第43号の2件については、お手元に配りまし  
た議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第42号及び議案第43号の2件については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託す  
ることに決定しました。

議 案 付 託 表

議	案	付 託 委 員 会
議案第42号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	総 務 文 教 常 任 委 員 会
議案第43号	高山村差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条 例	

○議 長(西原澄夫議員)

お諮りします。

ただいま所管の常任委員会に付託しました議案第42号及び議案第43号の2件については、会議規則第45条第1項の規定によって、9月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議 長 (西原澄夫議員)**

議案第42号及び議案第43号の2件については、9月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

議案第44号から議案第47号までの4件については、後日審議としたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議 長 (西原澄夫議員)**

異議なしと認めます。

議案第44号から議案第47号までの4件については、後日審議にすることに決定しました。

令和4年度高山村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計、計9件の歳入歳出決算の審査結果について、監査委員の報告を求めます。

—————中村義忠代表監査委員。

**○代表監査委員 (中村義忠)**

8月1日から24日までの日程で実施しました令和4年度高山村一般会計、特別会計、公営企業会計の決算及び各基金の運用状況について審査意見を申し上げます。

審査に付されました令和4年度高山村一般会計、特別会計、公営企業会計の各決算並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財政健全化判断比率に関する書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、計数はいずれも正確であり、その管理及び運用についても適正であると認められ、予算の執行はおおむね適正になされていると認められました。

また、基金においても計数は正確であり、その運用は適正であると認められました。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

一般会計においては、歳入決算額は51億4,885万2,992円で、前年度より10.8%、5億78万7,777円の増となっており、歳出決算額は48億4,882万7,738円で、前年度より11.7%、5億862万2,088円の増となっています。歳入歳出差引額は3億2万5,254円で、このうち繰越明許費として翌年度に繰り越す財源2,815万3,000円を差し引いた実質収支額は2億7,187万2,254円の黒字となっています。

主要財政指標については、実質公債費比率が6.4%で、前年度より0.6ポイントの増加、将来負担比率はマイナス、実質収支比率が9.2%で、前年度より0.1ポイントの上昇、財政力指数が0.288で、

前年度より0.005ポイントの低下、経常収支比率が83.4%で、前年度より4.4ポイント上昇しています。

積立金現在高は37億1,153万5,000円で、前年度より0.4ポイント、1,403万9,000円の増となっています。

歳入のうち、村税の収入状況を見ますと、前年度より6,268万円増加しており、これは、法人住民税の法人税割の伸びによる1,661万1,000円の増や、事業者の設備投資などによる固定資産税2,866万3,000円の増などによるものです。また、滞納額は、村税が4,464万1,000円で、前年度より8.5%、413万6,000円減少し、徴収率においては94.6%で0.9ポイント上昇しており、徴収努力の成果がうかがえる状況が見られました。

不納欠損額については78万9,842円となっていますが、不納欠損処理を行う場合は、債務者の資力や財産、生活状況等を客観的に見極め、債権回収のために最大限取り組むことが重要であり、場合によっては滞納処分等の法的手続などを行い、その経緯については正確に記録し、明確な基準に基づいて処理することとされています。

今後も滞納整理の事務処理をより効率的に進めるため、債権の発生から消滅に至るプロセスと、それぞれの段階で講ずるべき措置などを詳細かつ分かりやすく定めた滞納整理事務マニュアルや滞納整理年間計画表を作成するなどして、債権回収の事務処理を進めていく必要があると考えます。

なお、依然として多額の収入未済額があることから、引き続き税負担の公平性の観点からも適切な徴収対策を徹底するとともに、徴収率の向上を図り、引き続き収入未済額の縮減に努められたい。

寄附金については、村の特産品を返礼品とする「ふるさと納税寄附金」を募り、村づくりの主要施策である景観形成推進事業の財源確保に大きく貢献しており、今年度は223.8%増加しています。また、利子及び配当金については、基金積立金の運用益により、402.5%増加しており、積極的な歳入確保に努めていることがうかがえられ、今後もさらなる財源確保のための工夫した取組に期待します。

今後とも安定した財政運営が行えるよう、引き続き積極的な自主財源の確保に努めるとともに、制度改正や国の補正予算のほか、地方創生事業などの補助事業等の情報収集を適時的確に行い、依存財源の確保に努められたい。

歳出における不用額は3億662万2,000円で、前年度より11.6%、3,182万1,000円増加し、予算現額に対する割合は5.7%で、前年度より0.2ポイント増加しています。今後とも財源の有効活用を図るため、必要最小限の予算の計上に努めることはもとより、必要額を適正に見積もった上で減額補正を行うなど、なお一層の不用額の縮減に努められたい。

続いて、特別会計、公営企業会計について申し上げます。

特別会計7会計を合わせた決算額を見ますと、歳入総額は21億8,047万6,139円で、歳出総額は20億3,717万2,116円となっており、全ての会計で黒字決算となっています。

また、上水道事業会計の収益的収支を見ますと、水道事業収益は1億1,472万7,614円で、水道事業費用は1億870万8,531円で、純利益は601万9,083円となっています。

歳入において、特別会計等の事業運営の基本となる税及び使用料などの収入未済額の状況を見ますと、大概の会計では徴収努力がうかがえる状況が見られましたが、依然として多額の滞納額を抱える会計があります。この税及び使用料の徴収に当たっては、負担の公平性の確保に努めることはもとより、常日頃からの地道な努力が必要となります。さらに、公法上の債権と私法上の債権で滞納処分や時効の取扱い等が相違することにも十分注意し、適法かつ合理的に不納欠損処分等の適切な処理に努められたい。特に、高額滞納者や長期滞納者については、法的措置を含め、より厳正な対応策を取るなど、収入未済額の減少に努められたい。

一方、歳出においては、村民に直接関わる生活環境の確保のための諸施策の推進に努めるとともに、人事異動も含め、新たに業務に就いた担当者の事務研修の充実や課内でのチェック体制の強化など、組織として適切な評価と効果的な内部統制の仕組みを構築し、適正な事務執行に努められたい。

また、不用額については、特別会計7会計合計で1億5,758万7,000円生じ、前年度より479万9,000円減少しており、一部の会計では予算の有効活用の努力がうかがえる状況が見られましたが、今後とも財源の有効活用を図るため、必要最小限の予算の計上に努めることはもとより、必要額を適正に見積もった上で減額補正を行うなど、なお一層の不用の縮減に努められたい。

最後に、村会計全体について申し上げます。

本村では、総合計画や総合戦略により、人口減少の進行を可能な限り抑止し、持続可能な活力ある村づくりを推進しています。全国的に少子高齢化や人口減少が進み、国の財政事情も厳しさを増す中で、普通交付税等の増収は期待できない状況にあります。さらに、国庫補助金等の減少や働き盛り世代の縮小、高齢化の進展、一方では、国のコロナ対策による経済下支えなどにより税収額が若干伸びましたが、自主財源の確保がさらに重要となってきます。

今後も、徴収等の事務処理をより効率的に進めるため、担当職員の研修などにより徴収スキルの向上を図ることはもとより、課を越えた全庁的な収納体制の整備や、滞納整理における事務マニュアルや滞納整理年間計画表等を作成し、重点的に事務処理を進めていく必要があると考えます。

歳出面では、社会保障関係費、公共施設等の老朽化に対応する長寿命化の経費、自然災害を防止するための経費のほか、新たな村民ニーズの変化に対応する経費などの増加が予測されます。

今後の財政運営に当たっては、より一層の財政の健全化と各種財源の確保に向けて、職員一丸となって取り組むとともに、基金の有効活用、借入金の縮減並びに事務事業の見直しや効率的な執行による歳出抑制に努め、限られた財源の中で、村民ニーズを的確に把握したサービスの向上を図っていただくことを期待します。

以上、令和4年度一般会計、特別会計等の決算審査の意見とさせていただきます。

○議 長（西原澄夫議員）

これから認定第1号から認定第9号までの9件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については11人の委員をもって構成する令和4年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

本件については11人の委員をもって構成する令和4年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和4年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

令和4年度決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

「令和4年度決算審査特別委員会」構成名簿

職 名	氏 名
委 員	久保田 雄 吉
〃	勝 山 正 弘
〃	滝 澤 聖
〃	梨 本 進
〃	沖 島 祥 介
〃	高 井 央 葉
〃	黒 岩 清 道
〃	湯 本 辰 雄

〃	松 本 茂
〃	山 寄 秀 治
〃	柴 田 弘 男

議 案 付 託 表

議 案	付 託 委 員 会
認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について	令和4年度 決算審査 特別委員会
認定第2号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第3号 令和4年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第4号 令和4年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第5号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第6号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第7号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第8号 令和4年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第9号 令和4年度高山村上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	

○議 長（西原澄夫議員）

お諮りします。

ただいま令和4年度決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第9号までの9件については、会議規則第45条第1項の規定によって、9月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

認定第1号から認定第9号までの9件については、9月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

委員会条例第7条の規定によって、令和4年度決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を本日の会議終了後、本議場において行ってください。

互選に関する職務は、年長の委員、久保田雄吉議員とします。

なお、委員会終了次第、委員長及び副委員長の互選の結果を報告願います。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日2日から4日までは休会とします。

来る5日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午前11時29分 散 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月1日

高山村議会議長 西 原 澄 夫

署 名 議 員 久保田 雄 吉

署 名 議 員 勝 山 正 弘

署 名 議 員 滝 澤 聖



## 令和5年第4回高山村議会9月定例会一般質問目次

令和5年9月5日（火曜日）

1 番	久保田雄吉議員	26
	秋祭りの神楽・獅子舞いを観光にもっと活かさないか？	
6 番	高井央葉議員	29
	高山村のイメージアップに繋げるイベント支援を	
	村の未利用地を利用した移住対策を	
	村の保育園として子どもとその保護者を主権者とする対応について	
2 番	勝山正弘議員	42
	公民館の改修と図書館の新設について	
4 番	梨本 進議員	46
	中学部活動地域移行の取り組みについて	
	子育てパンフレットの活用と子ども・子育て世代支援の拠点施設の設置を	
3 番	滝澤 聖議員	57
	地力増進施設の（フクイハラコンポ）生産状況と今後の生産計画について	
10 番	山寄秀治議員	62
	マイナンバーカードについて	
	給食費の無償化について	
	自衛隊への名簿提供について	
9 番	松本 茂議員	73
	移住定住支援について	
	車検切れ公用車使用について	

令和5年第4回高山村議会9月定例会会議録（第2号）

令和5年9月5日（火曜日）

---

---

議 事 日 程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

---

質 問 し た 者

1番 久保田 雄 吉 議員	6番 高 井 央 葉 議員
2番 勝 山 正 弘 議員	4番 梨 本 進 議員
3番 滝 澤 聖 議員	10番 山 寄 秀 治 議員
9番 松 本 茂 議員	

---

出 席 議 員（12名）

1番 久保田 雄 吉 議員	2番 勝 山 正 弘 議員
3番 滝 澤 聖 議員	4番 梨 本 進 議員
5番 沖 島 祥 介 議員	6番 高 井 央 葉 議員
7番 黒 岩 清 道 議員	8番 湯 本 辰 雄 議員
9番 松 本 茂 議員	10番 山 寄 秀 治 議員
11番 柴 田 弘 男 議員	12番 西 原 澄 夫 議員

---

欠 席 議 員（なし）

---

説明のため出席した者

村長職務代理者 副 村 長	藤 沢 敏 和	教 育 長	澁 谷 茂 夫
総 務 課 長	宮 川 裕 明	住民税務課長 (会計管理者)	西 原 一 美
健康福祉課長	堀 一 生	産業振興課長	小 淵 義 彦
建設水道課長 (定住支援室長)	荒 井 孝 浩	教 育 次 長 (人権推進室長)	山 崎 久 志



〃	柴田弘男
---	------

また、1時間を目安に、換気、水分補給及び答弁席消毒等のため、休憩を取り、議事進行したいと思えます。

テレビ中継のほかに、質問者のカメラ撮影を許可しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

### ○議長（西原澄夫議員）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

————— 1番 久保田雄吉議員。

### ○1番（久保田雄吉議員）

おはようございます。久保田雄吉です。

9月議会の一般質問を行います。

今年の夏は雨が降らず、毎日猛暑が続き、ここに来て桜の木の葉も黄色くなり、そして、その葉を落とすほどの干ばつとなっており、農作物への被害も心配されます。それでも、大きな台風などの災害もなく、いよいよ秋祭りの季節となります。

村内では、蕨平の諏訪神社、中原の山田神社、牧の子安神社、黒部の天照大神社、高井の高杜神社で秋祭りが盛大に行われます。今年はコロナも5類となり、村内の秋祭りの獅子舞の奉納も昨年より多くなると聞いております。私も子どもの頃より、にぎやかな夜店がたくさん並び、迫力のある獅子舞が夜遅くまで奉納される特別の日の日常とは異次元の雰囲気心躍らせたものです。

でも、子どもの頃は、実際に秋祭りを執り行ってくれる大人の人たちの苦労や努力についてまで、思いをめぐらすことはありませんでした。その大変さを初めて実感させられたのは、地区の役員になって、今度は自分たちがそのお祭りを実行するという立場になったときからです。

秋祭りは、豊作を感謝するとともに、地域の人たちのつながりを実感する一大行事であり、この村に祖先から延々と受け継がれてきた貴重な無形文化遺産でもあります。

そこで質問ですが、秋祭りの神楽・獅子舞をもっと観光に生かせないものかと考えておりますが、観光資源としての神楽・獅子舞については、村としては基本的にはどのように考えているか、その考え方を知りたいということです。

これは、村の秋祭りについては、村の観光パンフレットなどを見ても、あまり紹介されていないように思えるということがあります。

それから、質問の2番目として、伝統の神楽・獅子舞の継承・保存には、各地区の区長、役員、

そして区民の皆さんの並々ならぬ努力によって、何とか維持されてきているのが実情であると思いますが、村としても少しでも応援できることはないのでしょうか。

これは、神楽の練習などに使う笛などの購入費用の一部を補助してもらうことはできないだろうかという村民の方からの要望をいただいたということから質問をするものです。

以上、よろしくお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

おはようございます。

秋祭りの神楽・獅子舞を観光にもっと生かせないかとの御質問にお答えいたします。

地域で受け継がれている神楽は、庶民性のある伝統芸能として古くから親しまれ、村内においては、現在19神楽が継承されております。

各地区の神社において、毎年春祭りと秋祭りに神楽・獅子舞が奉納されており、地域の若者や保存会の皆さんによって、祭礼という晴れ舞台で獅子舞を披露するため、限られた時間の中で稽古を重ねておられます。

しかしながら、地域によっては、働き方の変化や少子高齢化の進行などにより、神楽に携わる若い世代が年々減少していることなどから、多くの地区で神楽の継承と組織の存続が危ぶまれているとの話をお聞きしております。

このため、村では、村内各地の神楽を広く村民の皆様を知っていただくため、文化祭で神楽などを展示したり、平成23年度から24年度にかけて、村内19の神楽の収録を行い、村民チャンネルを通じて放映等を行ってきたところであります。

そこで、まず初めに、観光資源としての神楽・獅子舞についての村の考え方ではありますが、毎年、神楽・獅子舞が奉納される祭事は、五穀豊穡、家内安全などを願い、地域ごとに期日を定めて行われております。中でも獅子舞は、地域ごとに長年受け継がれてきた笛や太鼓の音色や音の強弱、リズムなど様々で、獅子頭も男獅子と女獅子があり、舞い方にもそれぞれ特徴があります。

さらに、獅子狂言と言われる獅子が芝居の主人公となるものもあり、中には貴重な文化財として、村の指定候補に挙げられているものもございます。

このため、観光資源として宵祭りでの獅子舞を鑑賞していただけるよう、開催日を周知させていただくことは可能と思われませんが、地域の受入れ体制など課題もあるかと思われしますので、周知に当たっては、あらかじめ地元関係者の皆様とも協議するなどの調整が必要かと思われします。

このようなことから、村としましては、観光資源の活用を図る前に、それぞれの地域が主体的に、神楽など後世に残すべき地域の文化や伝統芸能を継承していけるよう支援していかなければならないものと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、神楽・獅子舞の継承・保存に対する支援についてであります。神楽を保存・継承していくための助成事業としましては、コミュニティ助成事業や文化財保護事業の活用が考えられます。中でもコミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業として、神楽の更新や備品の修理等に対して助成するもので、過去10年間の中では、2地区で神楽を更新され、総額450万円の助成を受けております。

一方、村の文化財保護事業につきましては、既に指定されている文化財の管理・修理などの費用に必要な経費の2分の1以内の額を補助しておりますが、指定文化財以外の場合は3分の1以内の額を補助することとなりますので、その事業の内容などを教育委員会で審査した上で判断させていただくこととなりますので、事前に御相談いただきたいと思っております。

また、現在は、神楽・獅子舞の継承のための組織等の運営に関する補助は行っておりませんが、今後、地域の実情をお聞かせいただきながら、どのような経費を補助対象にできるのか、さらには、記録や保存なども含めて、どのような支援ができるのかなどについて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

#### ○1番（久保田雄吉議員）

ありがとうございます。

今年初めての試みとして、2回行った議会報告会ですけれども、そこでも地域の子どもが減っているという切実な声がたくさん聞かれました。最近の高山村の子どもの出生数の少なさを見ると、10年後には小学校から中学校まで学年編制が1クラスずつになりそうだという厳しい現実が見えてきています。これでは、将来の神楽・獅子舞の保存・継承にも、黄信号ではなく赤信号がともっていると言わざるを得ないと思います。

子どもがいないというのは、すなわち子どもの親となる若い人がいない、つまり村外へ行ってしまふということでもあります。若い人たちがたくさん戻ってきて、子どもの声があふれるような村づくりこそが、神楽や獅子舞の保存・継承にも一番求められている優先施策ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。副村長のお考えをお聞きできればと思っておりますが、よろしく申し上げます。

#### ○議長（西原澄夫議員）

久保田議員に申し上げます。

質問するときは手を挙げて、挙手してから登壇していただくようお願いいたします。

—————副村長。

#### ○副村長（藤沢敏和）

神楽の存続という部分では、村といたしましても非常に重要な問題だと思っております。

そんな中で、先ほど、神楽等を観光に結びつけたらどうかということで、冒頭御質問ございました。そんな中で、やはり観光に結びつける前に、先ほども答弁申し上げましたように、まずは地域の神楽を保存していかなきゃならないという、そこからスタートしなければ、観光には至らないだ

ろうなというふうに思っております。

特に今、本当に子どもが少ない、生まれてくる子どもたちが少ないという中で、どこの地区も今、神楽の保存・存続については頭を悩ませているところだと思っております。そんなことで、村としては、やはりまず存続に向けた形の中で、どうすれば支援等ができるのか。

あとこれ、いろいろ地元の皆さんともお話をさせていただく中で、極力支援できるものは支援していきたいというふうに思っておりますし、また、やはり神楽というのは、1つの地域にとっても重要な文化財でございますので、やはりその存続というものは、みんなで考えていくべきものだろうと思っておりますので、とにかく存続に向けて村も精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

————久保田議員。

**○1番（久保田雄吉議員）**

ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

**○議 長（西原澄夫議員）**

以上で、久保田雄吉議員の質問を終わります。

————6番 高井央葉議員。

**○6番（高井央葉議員）**

通告に従いまして質問をいたします。

1問目に、高山村のイメージアップに繋げるイベント支援をとということでお尋ねします。

高山村では、ワインや産業振興を目的としたイベントを始め、各種様々なイベントが多く、有志の企画運営によって開催をされております。

有志による企画運営に関しましては、高山村に限らず、どこの自治体でも多く見られることで、やはり自治体が主体となると、イベント自体も大きくなり、公平性や平等性といった部分の問題、企画や運営についても多くの人手や時間、費用等がかかり、年に何回もというように簡単な開催できるものではなくなってきましたので、様々な目的を持って活動されている方たちがそれぞれの目的に合わせたイベントを自分たちでやろうとすることは、とても自然なことであります。

ただ、やはり有志ということで、開催する場所の確保や資金面、天候による変更など、開催まで必要となる関係機関との細やかな対応、開催日当日の集客や安全の確保といったことも含めて、継続することは容易ではありません。

それでも、有志それぞれに目的があって、意義を持ってやっているわけでありましてけれども、そういうイベントが開催されるということ自体、村内の事業者の出店等は産業振興につながっていきますし、加えて、村内外の事業者や各種様々な団体のとのつながりができたり、子どもたちや子

育て世帯の居場所になるなど、村のイメージアップにも大きく貢献していると考えます。

最近よく、協働、協力して働くということが盛んに言われるようになりました。協働とは、同じ目的のために協力して働くことですが、有志と村がそれぞれできることを協働することにより、安心して安全なイベントが開催でき、有志団体が疲弊してイベントが継続できなくなることを防ぎ、様々なことに積極的で盛んな高山村にしていくことができると考え、支援策について伺います。

1つ目に、現在、にぎわいの場構想の中で、選定地とされる場所で開催するイベントについて補助金制度があり、私も利用させていただいておりますが、イベントの日はたくさんの方が来ていただき、とてもにぎわいますけれども、それ以外の日にどうつなげていくかということが課題ではないかと感じています。補助金制度の目的と目標は何でしょうか。

2つ目に、これまで開催されてきた有志などによる各種イベントについて、村としてどのように感じられていますでしょうか。

3つ目に、協働ということで、村として共催、協力、後援、資金支援等、目的を明確にし、それぞれのイベントに沿った支援を行うことは、村にとってもプラスになると考えますが、協働についての村の考えをお聞かせください。

#### ○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

#### ○産業振興課長（小渕義彦）

高山村のイメージアップに繋げるイベント支援についてお答えいたします。

村内で開催されておりますイベントは、春の桜まつりを始め、秋の紅葉トレッキングや、先日開催された自転車競技の信州たかやまヒルクライムチャレンジなど、自然を楽しみながら、それぞれ体験していただくものがございます。

一方、4年ぶりに開催することができました信州高山まつりのように、村民の皆さんが一堂に会して楽しんでいただくイベントのほか、YOU游ランドでは、収穫祭的なイベントのまるまるマルシェや山田温泉で開催されるおごっそに乾杯などは、地域特産品を活かした産業振興や交流人口の増加が期待され、村内で活動されている団体や村民の皆さんが自主的・主体的に企画し、連携して実施されているイベントもございます。

そこで、まず初めに、にぎわいの場構想の選定地で開催されるイベントの補助金制度の目的と目標についてであります。村では、平成30年度に「にぎわいの場構想検討委員会」を立ち上げ、地域における産業振興や住民の福祉向上など、地域活性化を目的とした高山村にぎわいの場構想の実現に向けて検討を進めており、この構想では方針の1つとして、行政主体ではなく、民間活力を活かすことを目標の1つに掲げております。

このため、村では、令和3年度に「高山村にぎわい創出トライアル事業補助金」を創設し、村内のにぎわいの場構想に位置づけている村の入口付近を始め、YOU游ランドやふるさとセンター山



田周辺のほか、蕨温泉周辺や山田温泉、山田牧場の6か所の拠点候補地において、にぎわいの創出につながるイベントなどの事業を試行的に開催していただく場合には、その事業の効果検証を行う、村内に店舗や事業所を有する個人または法人、行政区、公共的団体等の皆さんに対し、イベント等で必要となる施設の使用料や貸借料のほか、広告宣伝費や講師謝金などに係る経費の9割に当たる30万円を限度として、支援をさせていただいております。

この補助金制度の活用により、にぎわい創出効果等の洗い出しが期待される中で、構想の拠点周辺において、一時的なイベントではなく、その場所で創業または新規に事業展開を行う民間事業者等に対し、店舗の新築や増改築等のほか、備品購入費などに係る経費の2分の1に当たる100万円を限度として支援する「高山村にぎわいの場拠点周辺創業等支援事業補助金」により、地域活性化を図ることとしております。

次に、これまで開催された有志等による各種イベントについて、村としてどのように感じているかとお尋ねであります。議員お話しのように、村内で生産されたりんごやワインなどの特産物を活かしてイベントを開催される皆さんは、開催場所を始め、スタッフや運営資金確保のほか、広告宣伝など誘客につながる企画力が必要となり、イベントを継続するためには、さらに様々な課題を解決しなければならない面もあるかと思っております。

そのような中で、有志の皆さんによるイベントの開催につきましては、村内外の事業者とのつながりをつくり、子どもたちや子育て世代の居場所のほか、地域の活性化や交流人口の拡大につながる手づくりのイベントとして、村のイメージアップに御貢献いただいておりますことに感謝をするとともに、今後も御期待を申し上げるところでございます。

次に、村として、それぞれのイベントに沿った支援を行う協働の考え方についてであります。村ではイベント行事の共催及び後援に関する標準事務取扱要領は定めておりませんが、イベントの内容等を踏まえ、関係する所管課において、イベント行事の内容が公益性や村民福祉の向上が図られ、村の施策の推進に寄与するものと認められれば、承認しているところでございます。

しかしながら、村の共催や後援などを希望されるイベントを新たに企画運営する方にとっては、共催や後援など開催形式にかかわらず、村の関与の仕方や所管課との役割分担などが分かりにくいものと思われまます。

このため、イベントの実施に当たっては、役割分担や開催団体の選定方法などを整理した上で、主催者と村が目標を共有し、共に力を合わせて活動できるよう、今後、イベントの事務取扱に関する要綱の制定に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問をお願いします。

補助金の制度というのは、支援策としてとてもいいようで、イベント主催のような利益が出ない、どちらかという持ち出しが多くなるようなものに関しましては、補助金がなくなった途端にイベントができなくなるというようなことを今までも、ほかでもたくさん見てきました。

例えばですけれども、須坂市ファミリーフェスティバルのように、このイベントも当時、市の男女共同参画課が県の元気づくり支援金を取得する中で始めて、3年後、やはり壁にぶつかる中で、この主催者は子育て中のお母さんたちでありますけれども、市の皆さんと色々な協議をする中で、協働の道を模索しながら、補助金なしで今年、継続2年目の開催を終えて、来年の企画もしているところです。小布施町でも、有志が始めたイベントに町が協働していくような形もあると伺っています。

協働に関して、前向きな御答弁をいただいかなと思うんですけれども、イベントに対して、村の職員さんに見に来ていただくとか、なかなかないような感じもするんですけれども。有志のイベントを実際見ていただいて、言い方はあれですが、もっと村にとってプラスになるような利用ですかね、もっとうまく使っていただければいいのかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**○議長（西原澄夫議員）**

———小渕産業振興課長。

**○産業振興課長（小渕義彦）**

再質問についてお答えいたします。

今、御質問あったのは1点かなと、こんなふうに思っております。

今お話しの方の有志の皆さん方によって、本当に村内の皆さんの多くの皆さんが来ていただけるようなイベントを企画していただいて、大変感謝しているところでございます。今おっしゃられましたように、職員もそういうイベントに関わりながら、色々な経験をする中で、その意味合いといいますか、そういったことも理解できますし、イベントを開催された皆さんと一緒に協力することによって、いろんな部分で、これから仕事にも役立つのかなと、こんなふうに思います。

そういう中では、こういう手づくりのイベントというのは、より職員にとっても、将来の自分にとって役立つことかなと私は考えているところでございます。そういう中で、職員も関われば一緒に関わって、そういうイベントの中で経験を積むということは、むしろありがたいかなと、こんなふうに思っております。

そういう部分で、先ほど申し上げました協働の関係でお答えさせていただきましたけれども、それぞれの役割分担といいますか、そういった部分で、村のほうで何ができるのか、また、村の資材で協力できることがないのかとか、そういったことも含めまして、先ほど申し上げました各種団体の皆さんが行いますいろんな部分の協働・協力という部分でも、村のほうの支援について、いろん

な考え方がある中で、村でできることを整理する中で、要綱・要領も定めながら、何とかうまく御利用いただける中で、イベントを開催されるに対して負担とならない、そういった事業になるよう協力させていただきたいと、こんなふうに思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

イベントといいますと、産業振興に関わることが多くて、今回、産業振興を中心に質問をさせていただきましたけれども、高山村として、いろんな方面のイベントが考えられているかと思います。

コミュニティのことや人権、子どもに関すること、高齢者に関すること、スポーツや文化などについては、今も既に協働していただいているところではありますが、それらも含めて、共催、協力、後援といった部分、物品の貸出し、資金支援の形などをはっきりさせていただきながら、有志が勝手にやっているイベントということではなく、村も一緒になって、村にとってそれらイベントがプラスになるように、また、にぎわいの場という話もありましたが、にぎわいの場だけでなく、村全体がにぎわってというか、活力あるようになっていったらいいかなと思いますので、自分ごととして、みんなが考えていけるようにしていただけたらありがたいということを望んで、1問目の質問を終わります。

次の質問に移ります。

2問目は、村の未利用地を利用した移住対策をとということでお尋ねします。

少子高齢化、人口減少に加えて、地方においては、若者層の東京都市圏への転出による地域社会の担い手不足が深刻化する中で、改めて地方への人の流れの促進が喫緊の課題とされ、各地方自治体による魅力のアピールを始め、移住支援策が充実する中で、生活様式の多様化や、感染症やそれに伴うテレワークの普及等を受けて、人々の地方移住に対する関心は、ここ数年、一層高まってきているところかと思ひます。

そんな中、高山村は、移住先の候補地としてもとても人気があり、「候補に入れていたんだよ」「気になっているんだ」等の声はよく聞かれますが、すぐ入居できる住まいがないために諦めたという話も併せてよく聞きます。移住相談会についても、丁寧に開催・対応していただいているところとは思ひますが、やはり家がないという問題は大きくネックになっていると伺っております。

移住相談会の開催等、移住支援・移住促進をしていく中で、今後村として、未利用地を利用してアパートを建てるなど、直接移住につながる施策について伺ひます。

1つ目に、未利用地の利用については、全国様々な市町村ごとに課題があり、議論されているところかと思ひますが、村の未利用地について、未利用地及び利用計画はありますでしょうか。あるとすれば、どのような目的で計画されているのでしょうか。

2つ目に、移住・定住施策の中で、空き家バンクも活発に活用されているところかと思ひます。

ですが、空き家バンク活用による移住者の数、実績はどうなっていて、今後の目標の人数はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

3つ目に、村にアパートがないということで、結婚や出産等のライフステージ、ライフスタイルが大きく変化する段階で、環境のいい高山村を移住先として考えていたけれども、お金がかかる時期という中で空き家を買って、さらにリフォームをしてということや、一軒家を建てるといったことはなかなか難しく、アパートのない高山村は候補から外したという話をよく聞きます。アパートを建てることは、移住の対策にとってもとても有益だと考えますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————荒井定住支援室長。

**○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）**

村の未利用地を利用した移住対策についてお答えをいたします。

これまで村では、少子高齢化や人口減少が進む中で、新規就農者支援の充実や工場誘致による雇用の場の確保などを始め、保育園や子育て支援センター等の整備・充実を図るとともに、保育料や小中学校の教材費及び給食費の負担軽減のほか、高校生バス通学費の補助など、子育て支援の充実に努めるとともに、村営住宅の整備や空き家の利活用を推進するなど、様々な諸施策を講じて、少子高齢化対策や若者が住みやすい魅力ある村づくりを推進してきたところであります。

そこで、まず初めに、村の未利用地の利用計画についてのお尋ねでございますが、これまで村では、教員住宅や保育園など利用目的を終えた村有施設用地を活用して村営住宅を建設するなど、村有地の有効活用を図ってまいりました。

現在、村有地で利用目的のない未利用地は、道路改良に伴う残地など小面積の土地しか残っておらず、住宅など別の用途に活用できそうな未利用地はありません。

なお、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております今日、今後、人口減少等により公共施設の利用状況が変化していくことが予想されるため、施設の統廃合などにより未利用資産となる施設が発生した場合は、除却等を含め検討していくこととしております。

このため、議員お尋ねの未利用地に関する利用計画につきましては、現時点において個別施設等の計画は策定しておりませんが、今後、公共施設の統廃合なども含め、長期的な視点に立って検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、空き家バンクによる移住者数と今後の目標人数についてのお尋ねでございますが、平成28年度に空き家バンク事業を開始以来、これまで50名の方に村外から移住していただいておりますが、移住者は単身の世帯が多いことから、成約件数の割合からいたしますと、移住者数は決して多いとは言えない状況であります。

また、過去3年間における移住された方の推移を見ますと、令和2年度は3名で、令和3年度は

11名、令和4年度は7名で、令和5年度は8月末時点で5名の方が移住されております。

そのような状況の中で、令和2年度に策定した第2期総合戦略では、移住に向けた支援・情報発信の施策として、移住相談参加者のうち本村に移住した人数を、令和6年度までに50人にする目標値を定めております。

しかしながら、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響で計画どおりに活動できなかったことなどから、令和4年度末の実績値は9名でありました。今後は、SNSなどの多様な媒体を活用して、積極的に村のPRを行ってまいりますとともに、移住相談会などのイベントを通して、本村に興味を持ってもらえる情報発信に努め、目標達成に向けてさらなる努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、村内へのアパート建設についてのお尋ねでございますが、議員お話しのとおり、新たな住宅の建設や空き家など中古住宅の購入に当たっては、多額の費用がかかるため、賃貸住宅を望まれるものと思っておりますが、民間アパートなどの賃貸物件の少ない本村においては、仮に村が整備するとした場合、コスト面のみで考えますと、一戸建て住宅よりもアパートなどの集合住宅のほうが、はるかに安価になると思われまます。

しかしながら、事業の実施に当たっては、宅地造成と同様に、ある程度まとまった用地が必要となり、候補地選定などの課題もありますことから、当面村といたしましては、本年度、新たに村が空き家を借り上げ、改修した後に移住者等に転貸する「空き家活用住宅事業」を引き続き継続するとともに、未利用地が発生した場合には、長期間未利用地のまま放置することなく、早い段階で検討し、有効活用に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問をお願いします。

情報発信など前向きに、また、空き家活用住宅のほうも前向きに検討していただいているかなと思うんですけども、村内に村営住宅ありますけれども、とても快適なところもあって、なかなか空きが出ない。村営住宅も、移住・定住支援策を見据える中で建ててこられたと思いますけれども、今、村営住宅の空きがない、だけれども移住促進はしていきたいということを、どのように捉えたらいいのか。

また、移住したいという人の声を考えると、もうちょっと前向きにというか、もう少し、例えば民間のアパートをやっている会社を誘致じゃないですけども呼んできて、どこか建てられないかというような相談とか、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井定住支援室長。

○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）

御提案ありがとうございます。民間のアパート等の事業者を誘致できないかという御質問かと思っております。

民間の事業者に聞いたことがあるわけですが、民間事業者としては、経営的にあまりうまくいかないというなお話をお聞きしております。私も正直、個人的には、須坂市、小布施町さんを見ますと、本当に小さな団地とかアパートの新しいのがどんどんできておりまして、本村にはそういったものが民間事業者では造られてこない。この差は何だろうというふうに感じて、正直感じているところではございます。

そういうことで、民間を待っていても駄目だということで、これまでも村営住宅を建設してきたわけですが、あまり経費をかけないでというような部分の中で、今困っております空き家を活用した賃貸物件というのを、今年度新たに事業化させていただいたところではございますけれども、これだけにとらわれず、また新たな賃貸物件を提供できるような方策を今後とも考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

先ほど話がありましたように、アパートのほうが戸建てよりも経費が少なく済むといったようなお話、また、先ほども申しましたように、ライフステージ、ライフスタイルが変わる中で、希望する土地に住みたいというのは、我が家もそうでしたので、分かるところでありますが、単身で、夫婦2人で住めるアパートがあって、お子さんが1人、2人になったら手狭で、でも生活基盤が大分村にできていて、それなら村内に土地を購入して家を建てよう、空き家バンクを利用してリフォームしようというふうに進んで考えていけるところを想像しながら、今後も移住を希望する方の希望がかなう施策を要望して、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

3問目は、村の保育園として、子どもとその保護者を主権者とする対応についてお尋ねします。

たかやま保育園は保育理念として、「子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域にも愛される保育園を目指す」を掲げています。常日頃より、保育園の先生方、関係する皆さんには、子どもたちの生活から成長まで温かく見守り、御支援いただいていることに大変感謝するところでもあります。

その上で、今、保護者が思っていることなどについての具体的な対応や、今後のたかやま保育園がより一層、子どもと保護者と、そして保育士の皆さん、関わってくださる皆さんにとって、いい保育園となっていくための施策について伺います。

1つ目に、昨年度末、保護者に対して、保育に関するアンケートが実施されました。集計の結果

については、グラフでの表示や、自由記載の部分もきっと集まった全てを公表していただいて、丁寧に御報告をいただきました。今後、この集計の結果及び集まったたくさんの意見や御要望を受けて、具体的な対応と対応の公表について方針を教えてください。

2つ目に、今年、第三者評価について予算を計上されています。第三者評価アンケートについては、先月末、子どもを通じて配布され、今月15日までに提出してくださいという案内をいただいております。この第三者評価の実施における効果と今後のスケジュール、また評価が出た後の対応について、どのように考えられていますでしょうか。

3つ目です。苦情解決第三者委員について、保育園の入口に掲示をされています。これまでの相談の件数と相談があってから解決までの流れは、どのようになっていますでしょうか。

4つ目に、須坂市の保育園と比べると外遊びの量が少なく、お昼寝時間が長いという話をよく村内外で耳にします。たかやま保育園の外遊びやお昼寝時間の目的とその方針は、どのようになっていますでしょうか。また、近隣の市町村の保育施策について、研修などはどのようにされていますでしょうか。

5つ目に、昨年12月の一般質問で、保育ニーズの多様化・複雑化の中で、保育士の先生方の負担を減らし、子どもとその保護者にとってよりどころとなるような、たかやま保育園の在り方について質問をさせていただきました。

その後、保育士や保育補助の募集などを含め、保育士の負担を減らす、また、子どもとその保護者にとってよりどころとなるような保育園の施策は考えられていますでしょうか、答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

———澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

村の保育園として、子どもとその保護者を主権者とする対応についてお答えをいたします。

保育は、子どもの養護と教育が一体化したものであり、心身共に健全で調和の取れた子どもの育成を目指す営みであります。一方で、たかやま保育園の保育の理念は、子どもの個を大切にし、子どもの個々のよさを伸ばしながら、保護者や地域と連携することで、信頼関係の中で子どもの成長を願い、保育を進めていくこととしており、この理念は保育園を経営する上で、とても大切な柱であると思っております。

特に保護者との信頼関係では、子どもを中心に、子どもにとって何が必要で、何が大切なのか、課題解決のために必要なことや可能なことを保護者と共に共有しながら進めていくことが重要なこととあります。

そこで、まず初めに、昨年度実施した保護者アンケート結果の対応とその公表についてのお尋ねであります。昨年度実施した保護者アンケートは、保育園の経営に関する14項目から成る質問により実施し、その結果は紙面により保護者の皆さんに報告いたしました。

このアンケートの中で、「総合的に保育園に満足していただいているか」との質問に対し、「とてもそう思う」と「そう思う」と答えた方の合計は全体の95%であったのに対し、「あまりそう思わない」は3%という結果でありました。この3%の「あまりそう思わない」の内容を把握する上でも、自由記載欄の部分は、とても大切にしていけるべき内容であったと思っております。

いただきました意見に対して、検討した上で具体的に回答し、保護者の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、第三者評価の効果と今後の日程及び評価後の対応についてであります。福祉サービス第三者評価事業については、社会福祉法の中で「自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」とされております。

このため、たかやま保育園では、保育園の事業運営における課題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるため、第三者評価事業を行うこととし、スケジュールにつきましては、現在保護者アンケートを実施しており、並行して職員へのアンケートも行っております。

その後、評価機関による訪問調査が11月中旬に予定されており、来年1月末には村に報告書が提出されることとなっております。その後、長野県が定める公表内容を、独立行政法人福祉医療機構が有する「福祉保健医療情報ネットワークシステム」に掲載して公表されることとなりますので、その際、保護者の皆様にも同様に報告させていただくこととしております。

保育園では、評価結果を確認し、引き続き質の高いサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この事業につきましては、今回限りのものではなく、今後、おおむね3年に1回程度行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、苦情解決第三者委員会における相談件数や、相談から解決までの流れについてであります。たかやま保育園では平成16年度から、保育園と保護者の皆さんとの信頼関係を深めるため、様々な課題に関する相談や解決に向けた調整、話し合いを行うための苦情解決第三者委員会を設置しております。この委員会における苦情等解決責任者は教育次長で、相談受付は園長が行い、第三者委員には3名の民生児童委員さんにより構成されておりますが、これまでの数年間は、委員への相談等は特にございません。

また、相談から解決までの流れにつきましては、苦情相談者が園長または第三者委員に申し出ていただき、相談を受けた者は第三者委員に報告し、報告を受けた委員は相談内容を確認し、相談者に対して報告を受けた旨を通知することになっております。その後、苦情解決責任者は、苦情申出者や、場合によっては第三者委員を含めて話し合いを行って、解決に努めております。

また、話し合い後において、苦情等解決責任者は、事案が解決に向かって進んでいるかなどの状況を見たり、聞き取り等の確認を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。



次に、保育園での外遊びや昼寝時間の目的及びその方針と、近隣市町村での保育施策に関する研修についてであります。子どもたちが保育園内や周辺の環境を使って豊かな経験の場を持つことは大切なことであり、外遊びの時間は大きな役割を持っています。そのような中で、その日の天候や行事によっても、1日の外遊びの内容や時間が変わる場合もありますが、たかやま保育園では、天気のよい日は午前中に1時間半ほど外遊びの時間を設けるとともに、午後4時半以降、保育園に残る子どもたちは、さらに30分ほど外遊びができる場合がございます。

また、昼寝の時間は、おおむね1日当たり2時間としておりますが、実際に寝つくまでの時間を考えますと、実質1時間半から2時間程度でございます。また、昼寝の時間は、一般的に年齢が上がるに従って、短くてもよいと言われておりますが、同じ年齢の子どもであっても心身の状況や生活リズムに個人差があると言われておりますことから、連絡帳やお迎えの時間を利用するなどして、保護者と保育士が連絡を取り合って、昼寝の時間は決まっても、個別的に睡眠の時間を調整するよう対応しているところであります。

また、議員御指摘のように、須高の研修の折に近隣の園の様子も参考にしながら、外遊びや昼寝の時間など、適切な生活時間の配分について調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、保育士の負担を減らし、子どもと保護者にとってよりどころとなるような施策についてありますが、村では保育士の負担軽減と、子どもたちにより目が行き届くことができるよう、国の職員配置基準を上回る職員数を配置しております。また、保育士が専門性を生かし、子どもに関わる時間を増やすために、これまで保育士が行っていた園内の掃除の一部を外部委託しております。

社会の多様化に伴って、子ども一人ひとりの生活状況の違いが広がりつつある中で、保育士の心身にかかる負担は年々増大してきている状況であります。このため、保育士と保護者がしっかりと意思疎通を図り、連携して事業が行われるよう、教育委員会といたしましても支援の充実に努めているところであります。

中でも、コロナ禍にあつては、保育参観や親子遠足などの行事が中止または縮小せざるを得ない状況となったり、職員と保護者が一緒に活動することや気軽に相談していただくことが長い間できない状況となりました。このため、風通しのよい保育園の経営ができるよう、また、保護者の皆さんの御要望をお聞かせいただく中で、保育園と保護者、子育て支援センター等が抱えている課題などを共有することで、保育士の心身の負担軽減や保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

一方、本年度は、やまびこ太鼓の指導や、畑の作業に関わっていただく「一緒に楽しみ隊」や村消防団など、地域の方に少しずつですが、保育園の行事などに御協力をいただいておりますので、今後とも保護者を始め、地域の方々の御協力をいただきながら、たかやま保育園の子どもたちの成長を皆で支え合って、保育所運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう

お願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問をお願いします。

アンケートについて、回答を頂けるということで、ちょっとほっとしているところもありますけれども、子育てのこのアンケートが3月末でした。2月ぐらいに配られて、3月末に結果を頂いたんですけれども、子どもの子育てって、どうしても1年ずつステージが上がっていくので、この回答というか意見を出したお母さんたちで、もう保育園にいないお母さんたちがいらっしゃいます。

保育園の保護者にだけ出せばいいということではなく、広く出していただくとともに、広く保育園の在り方というか、そういうのも示していく中で、移住につながったりということもあるかと思うんですけれども、その辺はどのようにしていただけますでしょうか。

それと、お昼寝に関してですけれども、いろんな考え方が出てきているかと思うんですけれども。全国的に、特に3歳児以上児については、短くしていく、寝るというよりも休息だというような考え方の傾向が見られてきています。

休日の様子を見てみると、お昼寝をしている平日は寝るのがどうしても遅くなって、遅くなるから朝起きられなくて、朝御飯が食べられなくてという悪循環を訴えるお母さんもやっぱり多くいらっしゃいます。休日だと早く寝るので、すごくすっきりしているんだというような話もあります。

須坂市では、お昼寝時間、先生が休憩の時間にならないように、代替保育士の体制ですとか、あと、お昼寝明けも遊んで、今、4時半からの延長の子は遊んでもらっているんですけれども、残る子は外遊びの時間が午前中の1時間半だけになりますので、起きた後、遊んでからおやつを食べるという体制も整えているそうですが、子どもたちの成長とその辺のことに関しては、研修とか視察とかしていくようなことは考えていただけますでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

まず、アンケートですけれども、この結果を広く知らせることはどうだろうかということですが、特に大事なものは、少し今まで足りなかったかなというふうに思うんですけれども、内容の中で、とてもこういうことで、よくやっていただいているということは別としまして、こういうことを変えてほしいということに対して、なかなか検討する時間が必要であったり、どうしていけばいいんだろうというふうな部分もありますので、その部分が少し薄かったなというふうにも思っております。こここのところのほうが大変なんだろうというふうに私は思っております。

広く、どこまでお示していくかということについては、また検討していきたいと思っております。内

容について、また考えていきたいというふうに思っております。

2つ目ですけれども、お昼寝については、これは私、恐らく非常に、今どきのことではなく、ずっと古くから、お昼寝の時間ってどのぐらいなのという疑問点は、ずっとあったようなことであるというふうに思っております。

なかなか保育に関するいろんな指針を見ましても、お昼寝の時間は何時間だよと、これが適切だよというような指針が見当たりませんね。ここのところが、やっぱり難しいところだというふうに思っております。これが歴史的な背景ではないかというふうに思っておりますので、議員おっしゃいますように、いろんなところでやっぱり状況を聞いて、何がいいんだろうか、当然、お家での夜の睡眠の補足というようなことでのお昼寝の時間ということに、疲れを取るというようなことが目的なわけですけれども、この時間はどのぐらいがいいのかというのは、いろんな広く意見を聞きながら深めていく必要があるんだろうというふうに考えます。

今のところ、個々に従って、無理に寝せるとか無理に起こすとか、そういうことではなく、柔軟な対応をしていっておりますので、そんなことも大事にしながら、状況の把握に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

今、いろいろ検討していただけるということで、子どもたち、教育長もおっしゃいましたけれども、時代の変化の中で、いろんな子どもがいて、一人ひとりに合わせていくのはなかなか大変なことだと思いますけれども、一定のルールの中で、やっぱり寄り添っていただけるということが、保育園にとってはいいのかなと思います。

たかやま保育園、公立で村に1園であるということもありまして、先生の異動がありません。それはとても安心につながっていて、あの先生がいてくれるという安心感は、子どもにとっても保護者にとっても計り知れないものがあります。

ただやはり、同じ環境が続いていくということのデメリットも背中合わせにあるんじゃないかなと思いますので、視察でも研修でも、いろんなところの保育施策を見たり、まねしたり、また、以前と同じになりますけれども、いろんな人が保育園に入る中で、デメリットを解消しながら、同じになりますけれども、現在のすばらしい保育園が、さらに高山村らしく、より子どもと保護者と、そして働く保育士の皆さんと、安心して安全に過ごせる保育園づくりに村として支援をいただけますようお願いをしまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で、高井央葉議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

換気及び水分補給のため、15分間休憩します。

会議は午前11時20分に再開します。

午前11時02分 休 憩

---

午前11時20分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 2 番 勝山正弘議員。

○ 2 番（勝山正弘議員）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問事項、公民館の改修と図書館の新設についてということであります。

高山村公民館は、社会教育や地域文化の拠点施設として、昭和54年4月に開館し、今年で44年目を迎えています。ただ、最近では、施設の老朽化が進み、床、シートやカーペットの劣化、壁の塗装は剥がれ、水道管等の漏水、7月には3階の講堂の空調が故障しているとのことです。様々な理由により、建て替え、増築は行わず、改修の方向でいるとのことですが、現時点での計画はどのようなか問います。

昨年9月、12月と、この件については取り上げていますが、具体的な計画が見えていないと思います。村民も不安と思っております。

そこで、以下の質問で御答弁をお願いします。

1、構造物の修理という観点から進めているとのことですが、公民館改修検討委員会は令和4年で終了しています。令和5年で改修検討委員会は設置されていませんが、基本設計、実施設計等の予算や業者の選択等の検討は問題がないのでしょうか。

2、改修の検討の中で、コスト面での予測はできていますか。設計委託料及び工事費用が拡大され、予算を大きく上回った場合はどうするのか。

3、設計の段階から、第三者の有識者の意見、アドバイス等、産学官の協力を得て、コストの縮小化、また、業者の選定も透明性が図れると思われそうですが、その点どう考えていますか。

4、改修に合わせて、新たに図書館の新設、特に補助金がメインでの建設となりますが、を昨年12月に提案させていただきましたが、提案で特に問題がありますか。また、提案に対する回答では、委員の皆さんとお聞きした上で検討してまいりたいとの答弁でしたが、委員会が解散してあり、検討できていたのか非常に疑問です。

議会では、各市町村の図書館等を研修視察してまいりましたが、どこもすばらしく見えてなりません。いつになったら図書室から図書館になるのか。今回の改修計画は、独立した図書館の設置にまたとない絶好の機会と捉えますが、どう思われますか。

以上、お答え願います。

○議長（西原澄夫議員）

———山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

公民館の改修と図書館の新設についてお答えいたします。

高山村公民館の現状につきましては、施設の老朽化が進み、天井、壁、床が剥がれている箇所など、維持・補修をしていかなければならない箇所が見受けられるほか、7月には公民館3階講堂の空調設備が故障したためエアコンが使えず、急遽、扇風機を使用するなどして対応しておりますが、利用者の皆様には大変御不便をおかけしているところでございます。

このような中で、公民館の改修につきましては、施設の長寿命化を図るため、昨年8月に公民館改修検討委員会を設置して、4回にわたる会議の中で、利用者の立場から考える公民館に必要な機能について、現場を見ながら委員の皆さんから御意見等を頂戴し、本年3月に正副委員長さんから教育委員会に対して、「高山村公民館の改修のための基本的な計画に関する意見書」の提出がございました。

これを受けて、教育委員会では、公民館に必要な機能について検証し、どのような工夫ができるかなどの検討をしまいましたが、村民の皆さんが気軽に立ち寄れる場所や飲食しながら時間を過ごせるスペースの確保のほか、バスや迎いの待合場所としての利用方法や学習スペースのあるゆっくり過ごせる居場所、機械器具の更新やエネルギー効率の改善、明るいイメージとなる工夫など、様々な課題を洗い出しているところで、まだまとめ切れていない状況でございます。

そこで、まず初めに、基本設計、実施設計等の予算や業者の選択等の検討についてのお尋ねであります。公民館の改修計画は施設の長寿命化を基本に進めておりますことから、基本設計の考え方につきましては、必要な施設改修と検討委員会から提出されました意見を尊重し進めていくこととし、実施設計につきましては、具体的な改修方法や完成予想図などをつくり、村民の皆さんにお示しできるよう、今定例会において1,650万円の設計委託料の補正予算を提出させていただき、御審議いただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、設計業者につきましては、施設の当初設計を請け負っていただいた事業者が既に基本設計等を行い、内容等を熟知されていることなどから適当であると考え、引き続き実施設計を担当していただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、改修に伴う費用の考え方についてのお尋ねであります。公民館施設の改修に当たっては、国・県の補助金や有利な起債がないことなどから、これまで村では社会教育施設整備のための基金を積み立てており、令和4年度末時点で4億2,900万円の積立額となっております。このため、改修のための事業費としましては、基本、積立金の範囲内で賄うことが望ましいのではないかと考えておりますが、今後の実施設計ができた段階で、最終的に判断してまいりたいと考えております。

また、工事請負費等の増嵩についての御心配でございますが、現時点で一番心配しておりますことは資材の高騰であり、今後どこまで高騰分を見込めるのか、その辺は設計事業者ともよく相談してからでないと、現段階では具体的なことを申し上げられませんので、よろしくお願い申し上げます。

次に、設計の段階から第三者の有識者の意見を聞いたかどうかのお尋ねであります。公民館の改修に当たっては、公民館改修検討委員会の皆さんから御意見をお聞きし、公民館に必要な機能について議論を重ねていただいております。

このようなことから、今回改めて有識者の御意見をお聞きすることは考えておりませんが、今後とも議会の皆さんや、必要に応じて村民の皆さんの御意見等をお聞きしながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後、仮に新たな施設建設事業を進めていく場合は、その事業の内容にもよりますが、その道の専門家の御意見をお聞きすることは重要かと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、図書館の設置についてのお尋ねであります。公民館図書室は、地域住民のために図書・記録・資料などを備えて利用することで、地域の課題解決や地域の人と人とのつながりなど、地域のコミュニティづくりに役立つ施設であり、公民館にとって必要な機能と考えておりますので、提案に問題があるわけではなく、今回は公民館の改修を基本として事業を進めておりますので、御理解賜りたいと思います。

また、公民館改修検討委員会の皆さんからの御意見をお聞きした内容につきましても、公民館の改修を基本に据えて議論を進めていただいておりますので、図書館の設置につきましては議題にしておりませんが、委員会の中では、村内の図書館を考えたときに、学校図書館との連携について、何かできることはないかなどといった意見がありましたので、参考までにお伝えさせていただきます。

そこで、議員御質問の、いつになったら図書室から図書館になるのかにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、現時点では図書館の計画はございませんが、昨年の12月議会において答弁させていただきましたとおり、新規に公共図書館を整備する場合、地域が求める図書館などの構想について、まずは地域と一体となって検討していくことが必要であると同時に、図書館の役割や機能についても理解を深めていただくことが必要と考えております。

したがって、公民館は学びや発表の場だけでなく、地域の皆さんのよりどころとなり、情報交換の場、気軽に立ち寄れる居場所となることが望まれているものと考えており、その中に図書室は必要な機能と考えておりますので、今後も村民の皆さんの御意見等をお聞きしながら、村民の皆さんに親しまれ愛される公民館を目指してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

再質問させていただきます。

コスト面についてお尋ねしたいんですが、3月の議会でも一部触れましたが、大学との協業の可能性ということで、信州大学工学部建築学科の教授と面談する機会がありまして、意見をちょっと交わさせていただきました。

民間の設計会社との大きな点はコストです。公共施設の場合、国交省の基準で総工費の6%ということで、大学のほうには利益を求めてはならないということで、6%という基準が示されているとのことです。単純に総工費1億円というレベルのやつで、基本設計3分の1で200万円、実施設計200万円、管理、こちらのほうで200万円、合わせて600万円が上限ということです。

民間の場合、設計料は総工費の何十%という形で取られて、また管理関係も、その後費用がかかってまいります。大学との連携というのは、こういった意味では非常に村にとってもメリットがあると思いますし、安価な基本設計、実施設計、管理費用、こういったものも出てまいります。

大学の意向では、もしそういう提案があれば、高山村のほうとも、検討委員会等に有識者として参加させていただきたいと。自分の研究室の学生に様々なアイデア、スケッチ等を検討・勉強させて役立てたいということです。近隣の小布施町、須坂市、こちらのほうは信州大学と協業を行っておりますが、高山村は残念ながら、いまだ協業ができていない状態であります。

教育委員会のほうにも、大学の研究室の資料は参考として先日お渡ししてありますが、ぜひ村にとっても早い段階で、こういった大学との協業、信州大学ということで挙げさせていただきましたが、といったものが必要かと思われませんが、これは教育委員会、あと建設課、総務課、そういったところにも影響がありますけれども。お互いに利益を目的としない、民間ではないところを使うという点で、早急に検討してもらえればと思っておりますが、その点お答え願います。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

再質問にお答えいたします。

1点、大学との連携という部分での御質問かと思えます。

公民館の改修に当たりましては、先ほど答弁もさせていただきましたとおり、現時点での有識者の御意見をお聞きするという部分につきましては考えておりませんが、一般の村民の皆様のもう御意見もお聞きしながら、進めてまいりたいというふうに考えます。

また、今後の部分で、大学との連携について必要ではないかというところの御質問でございますが、教育委員会といたしましては、やはり学生の皆さんとの連携できるのが、何か見えて実現でき

る方向性が見えてくれば、そういうことも検討していく、考えていくことは大変いいことだなというふうに私は考えております。

その中で、村としてということで、いろんな課でもつながって連携できるのではないかという部分につきましては、またいろいろ関係者の皆様のお話をお聞きしながら、何ができるのか、また関係部署のほうへも相談させていただきながら、話を検討していければ、研究していければいいかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

————勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

再質問の続きになりますけれども、先ほど設計料、既に予算で1,650万円取っているということですが、この金額を見ても、これは決定しているということで、信頼の置けるところ、建物を建てることからやっていたという絡みがあって、業者指定しているということですが。お金というものについて、もう少しシビアに、やっぱり大学との連携というのをぜひ高山村として早く検討して、それを実施していただきたいと思います。

以上で、私のほうの質問は終わります。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で、勝山正弘議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

これより本休憩とします。

会議は午後1時から再開します。

午前11時37分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

通告に従いまして質問いたします。

質問事項1ですが、中学部活動地域移行の取り組みについてお聞きします。

昨年、文科省のスポーツ庁及び文化庁から提言された中学校部活動の地域移行は、公立中学校における部活動の指導を地域団体や関係事業に担ってもらうことで、地域の活動として位置づけています。

先月の8月に、県教育委員会からは、休日の指導を2026年度末までに県内全市町村で完全に移行



する方針が示されました。平日の指導についても、可能な限り早期に地域移行の方針を示すとしています。この動きの背景には、生徒数の減少により部活動の種類が徐々に減ってきて、生徒が希望する部活動の選択が困難になってきていることや、休日の部活動指導や大会引率など教員の勤務負担を大幅に軽減させることを目的にしているものです。

1年前の令和4年9月議会の一般質問で、本村の中学部活動地域移行の道筋について質問し、前任の教育長から、中学生スポーツ・文化活動運営委員会を中心に、地域と関係団体が連携して地域移行の協議を重ねていくとの答弁がありました。

そこで、これまで協議されてきた内容や共有されている課題などとともに、高山中学校部活動地域移行への構想や道筋について、そのお考えをお聞かせください。

まず、中学生スポーツ・文化活動運営委員会の開催状況や議論された共通課題などについてお聞かせください。

次に、高山中学校の現在ある部活動は、スポーツ部はバスケットボール部の男子と女子、卓球部の男子と女子、それからサッカー部、それから女子のバレーボール部があり、文化部では吹奏楽部と美術部が活動しているとのこと。ほかに社会体育として、体育協会のスポーツ少年団に所属活動している中学生のクラブは、硬式野球クラブとスキークラブ、バドミントンクラブが活動していると承知しています。

地域の受皿となり得る体育協会及び文化協会と部活動地域移行についての協議は、どこまで進んでいるかお聞きします。

次に、生徒が希望する部活動として、須高地区の市町村にあるスポーツクラブや文化クラブへの参加も選択肢として出てくると思います。

そこで、須坂市、小布施町との連携のための協議が必要と思いますが、そのお考えをお聞かせください。

次に、学校部活動から地域部活動へ移行するに当たり、現在の中学生徒や保護者、教員の意見、希望はどのようなことがあるのでしょうか、お聞かせください。

次に、受皿の団体や練習場所、指導者確保、また学校との連携や運営予算など、課題は大変多いと思われます。そのため、地域移行の協議の場に県の専門家を招き助言を受けることや、新たな運営組織の設置と指導的な人材が必要ではないかと思えます。

以上の質問を含めて、中学部活動の地域移行の取り組み方や道筋について、答弁を求めたいと思います。

○議 長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

中学校部活動の地域移行への取り組みについてお答えいたします。

現在、高山中学校の部活動は、運動部が男・女バスケットボール、女子バレーボール、卓球、サッカーの5つで、文化部は吹奏楽と美術部の2つで、合わせて7つの部があります。指導者は、部活動顧問のほか、バスケットボール部では、村のバスケットボール協会から指導者を派遣していただき、バレーボールやサッカーにおいては、部活動指導員を配置して、それぞれ技術の向上を図っていただいております。

一方、本村の社会体育では、男・女バスケットボールやバレーボールのほか、硬式野球やバドミントン、スキー、剣道等の競技でスポーツ少年団が組織され、それぞれのクラブ指導者の下で練習等に励み、各種大会で活躍されております。

このような中で、少子化に伴う継続した部活動への対応や教員の働き方改革などの課題解決のため、これまで学校の管理下で行われてきた部活動を社会体育などの地域が主体性を持って活動する、いわゆる部活動の地域移行が全国各地で取り組まれております。

国では令和4年12月に、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定され、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、休日における地域連携や地域移行の取組の早期実現を目指すこと及び平日の環境整備については、できるところから取り組むこととされております。

一方、県におきましては、令和8年度までに休日の部活動を地域移行していくためのスケジュールが示され、今後、長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会において検討された移行に関する方針などが示されるものと思っております。

このため、村におきましては、引き続き国や県の動向を注視するとともに、高山村中学生スポーツ・文化活動運営委員会において、現在、課題などを共有しながら、関係の皆様と意見交換等を行っているところでございます。

そこで、まず初めに、運営委員会の開催状況についてのお尋ねであります。現在、高山中学校では、学校と地域のスポーツ・文化活動の振興を図るとともに、生徒の健全育成に役立てることを目的として、平成20年度に「高山中学校部活動運営委員会」を設置し、25年11月からは、名称を「高山村中学生スポーツ・文化活動運営委員会」に改め、毎年1回会議を開催しております。

委員構成は、村スポーツ少年団本部長を始め、中学生に関わる単位団の代表者や村体育協会、村文化協会や総合型スポーツクラブ、部活動ごとの保護者会の代表者や部活動顧問の先生方のほか、オブザーバーとして栄養教諭や養護教諭の先生方にも出席していただき、事務局を含め総勢42名の構成員で組織されております。

この会長にはスポーツ少年団本部長に就任いただき、会議の内容は、学校の教育計画に示されている部活動の決まりや生徒の加入状況の確認、部活動の活動時間やスポーツ少年団活動との連携に関する協議のほか、中学生のスポーツ・文化活動の在り方などについて、毎年テーマを変えて意見交換し、特に令和2年度は、長野県教育委員会事務局スポーツ課から講師をお迎えし「部活動と社

会体育・文化活動の望ましい連携の在り方」に関する講演をしていただき、部活動の現状と地域との関わり方などを情報共有したところでございます。

次に、体育協会や文化協会との協議状況についてのお尋ねであります。先ほど申し上げたとおり、体育協会と文化協会の代表者の方には、運営委員会の委員として、本村における中学生のスポーツ・文化活動の望ましい関わり方などについて意見交換させていただいております。

その後、特に具体的な協議は進んでおりませんが、体育協会の下部組織でありますスポーツ少年団は、地域におけるスポーツ活動の受皿の1つでありますことから、体育協会との連携は極めて重要であると考えております。

一方、文化協会につきましては、現在、中学校の部活動と直接的な関わりが少ない状況であります。今後、様々な行事を通して中学生との関わりが持てるよう、関係の皆様をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、須高地区市町村との連携についてのお尋ねであります。現時点において、3市町村では協力して具体的に進めていく状況には至っておりませんが、昨年12月、須高地区の教育委員会が毎年行っている「須高市町村教育委員会研究協議会」において、それぞれの地域におけるスポーツ活動体制の新たな創造に向けて現況報告や情報交換を行い、さらに本年7月には、須高地区スポーツ・体育協議役員懇談会において、部活動の地域移行に関する須高地区における現状と課題をテーマにそれぞれ情報交換を行った程度で、その後、具体的な進展はございません。

次に、生徒や保護者、教員の希望や意見等についてのお尋ねであります。現時点において、特段アンケート調査などは行っておりませんが、生徒の姿を通して感じることや部活動と地域の連携について、昨年度行った運営委員会の中で、保護者や部活動顧問の先生からは、職員数の減少により、必ずしも該当の部活動に専門性のある職員の配置が困難なことから、部活動指導員や外部指導者に指導していただくことで、生徒たちの専門的な技術の向上が図られるとともに、部活動顧問にとっては負担軽減にもつながっており、教科指導や学習指導などで生徒の皆さんとの向き合う時間ができるため、継続していただきたい旨の意見・要望等がございました。

次に、地域移行に関する新たな運営組織と主導的な人材についてのお尋ねであります。議員御指摘のとおり、地域移行を進めていくためには様々な課題があるものと承知しておりますが、現在、長野県の協議会におきまして、地域クラブ活動への移行に向けた課題と対応策について検討されておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

その上で、高山村の生徒たちのニーズに沿って、求める活動が選択できるよう整備していくために、既存の組織との連携や必要となる新たな組織の整備、さらには人材や財源の確保など、山積する課題を1つずつクリアしていかなければならないものと考えております。

したがって、地域移行に向けて、今後進めていくためには、保護者の皆さんを始め、学校以外の地域の皆さんにも関わっていただくことが重要でありますことから、生徒たちの活躍などをで

きるだけ村民の皆さんにお伝えし、生徒たちのニーズに対応していくために、直接的な関わりでなくとも、どのような関わり方があるのか、何ができるのかなどを地域の皆さんと共に考え、持続可能な取組としていくことが必要と考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問でお願いいたします。

先ほど次長から、運営委員会、年1回、定期的に開催されてきたと。それから、令和2年度では、県の職員の講演もして、地域移行についての講演をして、それについて協議してきたというようなお話もあり、徐々にではあるが進んできているのかなという気はするんですが、当初文化庁では、2025年度末というような目標を掲げていたと思います。

それで、県の教育委員会は2026年度末という、1年延長しているわけですね。それはやはり、非常に問題が課題が多いからだというふうに思います。クリアしなければならないことがたくさんあるので、1年猶予を設けて、延長して26年度末というようなことでしたんだと思うんです。

須坂市や小布施町なども、中学部活動の地域移行の在り方を話し合う部活動地域移行検討協議会などを設置して、議論を重ねている様子が地元の新聞等に掲載していました。やはり本村も同様に、協議会の構成や議論、先ほどの運営委員会の開催とか、県の講演だとか、そういうようなものをもっとオープンに発信して、その結果だとか途中経過だとか、そういう出てきた課題等をやはり表に出して、私たちにも分かるように協議を進めていただきたい。これが1つであります。

それから、具体的な話になりますが、平日と休日の指導者が異なる、そのような可能性が出てくるのではないかと思います。指導者の確保などで、地域団体と学校、教員との連携が不可欠であります。あまり教員に頼り過ぎると、また教員の負担軽減に結びつけられるかどうか、そのようなことも問われてくることとなります。

その辺の、まだまだ協議の途中だとは思いますが、1つの課題、平日と休日の指導者がどうできるのか、その辺、一番心配しているところですが、指導者確保というところが、どのようなことを今イメージされているか、分かればお願いしたいと思います。

それから、先ほど言いましたけれども、通告書に載せていなかったんですが、地域移行の協議を進める上で、オブザーバー的な参加で県の専門職員を招き、協議会のその中で、いろんな助言をやっぱりいただければ、話がスムーズにといいますか、前へ進んでいくのではないかと思います。そのようなことをまた考えていただきたいと思います。

いずれにしろ、優先すべきは、どの生徒もやりたい部活動に自由に参加でき、また保護者の負担も少なく済むような、そのような形だと思います。やはりそのようなことを進めていく上で重要となってくるのは、先ほど次長のお答えでもありましたが、新たな運営組織と、やはりリードしてい

く人材、そのようなものが大変重要になってくると思います。その辺のことも、再度答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

3点質問あったかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目です。運営委員会の活動の部分で、情報発信、オープンにできないかというところの御質問でございますが、運営委員会の活動ということで、中学校の活動をメインに、平成20年から会議を重ねてきております。

その中で、部活動の地域移行の関係につきまして、近年、議題・課題となっておりまして、意見交換しておりまして、その部分につきましては、なかなかオープンにできていなかったかなというところを反省してございます。

その中で、皆様方に、地域の皆さんに、どのような形で今後関わっていただけるのか。そういう意味では、やはり子どもたちの活動の状況、いろんな課題等も共有させていただくことは、大変重要なことかなというふうに思いますので、今後機会を捉えて、広報等、周知と申しますかお知らせ、情報発信していければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

2点目、指導者の確保の関係でございますが、現在、まだまだ協議の途中というような段階かなというふうに考えておりまして、平日の指導者、休日の指導者、どのように確保していくのかという部分につきましては、まさに今話をしているところでございます。

今、中心的な動きとしましては、スポーツ少年団の活動が、かなり高山村には定着しているなというふうに思っております。保護者会が組織され、さらには指導者が、お願ひできる方がいらっしゃる、そこへ子どもたちが活動をするという形でございます。そういう中で、保護者の皆様、また関係の皆様から指導できる方をお探しいただいて、今できているのが現状でございます。

今後の活動の中で、どのようにそういう人材の方をお願ひしていけるのか、大変苦慮する問題だとは思いますが、皆さんとお話しさせていただきながら、どのような形が高山村の部活動の地域移行の中で必要な動きになるのか、指導者の確保につながっていくのか考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後、オブザーバーとして、県の職員の方の助言もいただいたらどうかということでございます。

令和2年度の講演会の際に、県教育委員会事務局のスポーツ課から講師でお越しいただいております。そのような形で、やはりいろいろ情報をお聞きしながら、可能であれば、県のまた担当課とも相談させていただいて、担当の方とも相談をさせていただき、できる形で情報のつながりができれば、ありがたいかなというふうには考えております。したがって、子どもたちが自分の活動が確保できる、選択できる、そういう場を本当に地域でみんなで考えて、できる状況を整えていけ

ればいいのかなと思います。

しかしながら、かちつと枠を決めるといのは、なかなか難しいかなというふうには思っております。と申しますのは、子どもたちの日々の成長、また人数的な問題であったり、地域の人材的な問題であったり、なかなか課題も多い状況でございますが、そんな中で皆さんに御協力いただきながら、できる方法を見つけて進んでいければなと思いますので、何分の御協力よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

先ほど、私も質問の中で言いましたが、学校部活動から地域部活動への完全なる移行だということですね。

先ほどの中学校スポーツ・文化活動運営委員会は、まだ中学校の部活のことについてというような運営委員会かと思えます。完全に地域のほうへ移行していくんだということの意識をもっと強く持っていただいたほうが、そして、具体的に進めるには、高山村は1村1校でありますから、割と調整するところはあまりなくて、試してみる、試行するにも、案外安易にできる部分もあると思うんですね。ですから、できるところから少しやってみて、模索して現実につなげていくというようなことで、少し前へ進めていただければなというふうに思います。この質問は終わります。

次の質問ですが、これまた教育委員会関係ということでございまして、恐縮ですが、よろしくお願い致します。

質問事項2でございます。

子育てパンフレットの活用と子育て世代支援の拠点施設の設置について質問いたします。

高山村の子育て支援の施策をほぼ網羅してある「高山村子育てパンフレット」があります。妊娠届出書を提出すると、母子健康手帳の交付とともに、「高山村子育てパンフレット」が渡されていると聞いています。過日に行われた教育関係者の皆さんと議会総務文教委員との意見交換会で、資料として初めて目にしました。

そのパンフレットがこちらになります。

私も議員になって初めて、この「高山村子育てパンフレット」というものを目にしたわけなんです。現在の高山村の公式ホームページでは、子育て、教育の各種の項目ごとに見ることはできませんが、このパンフレットは、妊娠から出産、祝い金、手当・助成、子育て支援センターや保育・教育施設、高校生通学バス補助など、高山村の子育て支援策が段階的にまとめられたパンフレットになっています。このように手作り感のあるものでありますが、子育て施策に対する制作者の気持ちが伝わってくるような1冊だと私は思います。村内外に広く周知するためにPRすることを求めたいと思います。

次に、そこに掲載されている子育て支援センターと子育て包括支援センターは、高山村保健福祉総合センターチャオルに併設されています。子ども同士や保護者同士の交流やイベントが実施されているとともに、子育て包括支援センターでは、専任の保健師さんが育児相談や母子の健康相談などに応じられておりますが、さらに、子育て中の母親が安心して子どもを見守りながら仕事ができる場所や、働きたい女性への就業相談や職場紹介事業などを拡充して、高山村子ども・子育て世代の支援の拠点となる施設が求められています。

次の質問をしながら、子育てパンフレットの活用と子育て世代への支援の拡充策について考えをお聞きします。

まず、須坂市と小布施町は、子育て支援策をまとめた「子育てガイドブック」という名称の冊子があります。また、南信地方の高森町には、子育て・教育応援事業と支援サービスをまとめた「子育て応援ガイド」などがあります。本村も、この「高山村子育てパンフレット」この名称でもいいと思います。広くこのパンフレットを活用するとともに、早期に村公式ホームページへの掲載を求めたいと思います。

次に、子育てしながら働きたいと思っている女性は大変多いのではないかと思います。そのような女性への就業相談やセミナー開催、子育て応援企業の紹介事業など、産業振興としても支援やサポートの拡充が必要ではないでしょうか。

昨年6月に、議会合同視察で、飯綱町の子育て世代支援施設「みつどんのお家」と名づけられた施設で、担当の町職員から説明を受けました。令和3年5月開所で、1階が子育て支援センター、2階が子育て世代の働きの支援、ワークセンターとなっています。子育て世代の女性を対象とした事業所の求人窓口やママさんの求職相談窓口があり、ワークスペースはリモートワークができる環境で、貸出用のパソコンやファクス、コピー機なども完備しており、大変充実した施設と感じました。

また、先ほど紹介した高森町には、令和2年、国の地方創生交付金で整備した高森町女性活躍子ども子育て拠点「あったかてらす」という名称の施設があり、女性が安心して妊娠・出産・子育てができ、産んだ後も安心して仕事ができる、子育てと働く女性の拠点施設となっています。1階には、ボールプールやトランポリンなど大変充実した遊具のプレールームや授乳室、検診室、おやすみルームなどもあり、2階はコワーキングスペースで、ロフトを利用した子どもを見守りながらできる女性就業支援の場となっています。

また、近隣の小布施町には、子育て支援センターの「エンゼルランド」という名の施設があり、また須坂市でも、駅前シルキー内に子育て就労総合センター「b o t a」が開所されました。

このように、他の市町村に子育て世代を支援する拠点施設が設置されてきています。先進地の施設内容を大いに参考にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

次、現在チャオル内の村民ホールは、イベントや健康診断、ワクチン接種などで広く利用されて

います。また、併設されている子育て支援センターと子育て包括支援センターは、それぞれの目的を持って連携し、活動していると思いますが、本村の子育て支援策をさらに拡大し充実を図るために、子育て世代の女性を支援する拠点施設の設置を求めるものであります。

子育て世代が集う場所、いつでも気軽に利用でき、親しみやすい名称をつけた施設にすることを求めたいと思います。答弁をお願いします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————山崎教育次長。

**○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）**

子育てパンフレットの活用と子ども・子育て世代支援の拠点施設の設置についてお答えいたします。

本村の子育てパンフレットは、A3サイズで両面印刷された3つ折りタイプのものを作成し、昨年度まで活用しておりましたが、本年度からは、妊娠期から出産・子育て・教育に関わるライフステージごとに施策等を網羅し、1冊の冊子にまとめ、これまでのパンフレットよりも写真を多く取り入れ、分かりやすいパンフレットを作成いたしました。

このパンフレットの用途は、妊娠届の提出のあった方や子育て支援センターを利用されている皆さんを中心に配布させていただき、役場、教育委員会、チャオルの窓口を設置するとともに、移住・定住に関する相談に訪れる方に対して、村の子育て施策の説明資料として活用させていただいております。

そこで、まず初めに、「高山村子育てパンフレット」を村ホームページへ掲載することについてのお尋ねであります。本村の子育てに関する施策を広く村内外に周知するための手段として、ホームページの活用は大変有効な方法と考えております。

現在、本村の子育て施策は複数の課にまたがり、それぞれに取り組んでおりますので、ホームページでの情報も複数ページでの対応となっており、検索に時間を要するなど、大変御不便をおかけしている状況でございます。このため、今回作成したパンフレットをホームページへ掲載することにつきましては、現在、掲載方法等を調整し、掲載に向けて事務を進めておりますが、今後はさらにパンフレットの内容を精査し、より見やすい改訂版を発行したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、就業相談やセミナーの開催など、子育てしながら働きたい女性の応援やサポートが必要ではないかとお尋ねですが、村の子育て支援センターにおきましては、育児不安解消のための支援活動として、面談や電話による相談、家庭訪問などをさせていただき、相談活動を実施するとともに、親子の触れ合いや交流の場、親同士の交流の場など、情報交換できる交流活動を提供しております。

このような中で、新たに就労を希望している方や復職を考えている方など、子育てされている方



の就業に関する不安や疑問等に対してサポートしていくことは重要であると考えております。このため、本村では、前年度までは、長野県から就労支援員が村の子育て支援センターを訪問し、年6回、就業相談会を開催していましたが、今年度は県の事業が見直されたことから、就業相談会は開催しておりませんが、しっかりと働きたい場合には、ハローワークを御紹介し、就業に関する不安や疑問解消のための相談があった場合には、長野市の「ハローワーク長野マザーズコーナー」を紹介しておりますほか、県などが主催する再就職やキャリアチェンジのための講座などを案内できるよう情報収集に努めておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、先進地市町村の施設内容も参考にしたらどうかとの御提言であります。こども家庭庁が発足し、子どもを取り巻く施策は様々な分野で取り組まれておりますことから、今ある環境を活用し、どのようなサービスが提供できるのか模索しているところでありますので、可能であれば近隣自治体の施設などを見学させていただき、今後における子育て施策の参考にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、子育て支援センターと子育て包括支援センターの名称変更についてのお尋ねであります。令和2年4月に子育て支援センターと子育て世代包括支援センターが、子育て世代の支援拠点として現在のチョール施設内に開所以降、多くの皆様に御利用いただいております。両施設とも、利用される皆さんの心のよりどころとなるような施設を目指して、これまで利用者の皆さんの御意見等をお聞きしながら、施設の整備や運営などの充実に努めてまいりました。

そこで、議員御提案の親しみやすい名称に変更することについてであります。施設の名称は、利用される皆さんにとって、その場所をより身近な場所として捉えていただくためには大変重要と思われます。現在、名称について、特に不具合はないと考えておりますが、子育て施策をしっかりと進めていく上でも、子育て世代の相談窓口、親子の交流の場、気軽に立ち寄れる村民の皆さんに愛される場所となりますよう、今後、利用者の皆さんの御意見等をお聞きしながら、研究してまいりたいと考えております。

したがって、子育て施策の充実は待ったなしの課題でもございますので、子どもを取り巻く環境の課題を整理した上で、各課で取り組んでいる施策を情報共有し、さらに、相談体制の充実や、必要に応じて柔軟な対応が図れるよう体制整備の充実とともに、保育園や小中学校のほか、県や子育て支援事業関係者など、引き続き関係の皆様とも連携し、情報発信や相談に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（西原澄夫議員）**

———梨本 進議員。

**○4番（梨本 進議員）**

再質問をお願いいたします。

子育てパンフレットについては、ホームページに掲載を検討しているということでございます。

見やすくするなど中身の改善、もちろん多少修正は必要と思いますが、大変いいものだと思っております。早く広く周知すべきというふうに思います。PDF出力などで印刷できるよう、誰でも入手できるよう、そのように要望したいと思います。

就労支援のことで、ちょっとお答えいただきましたけれども、村の人口減少の一因には、やはり就労の場が少ないことが1つの原因でもあると思います。

子育て世代が働きながら高山村に住んでもらう。ここを支援することが重要であり、今後の村を支えていける大きな力となるのではないかと私は思います。子育て世代の女性から、仕事と子育てが両立できる高山村、住むなら高山村と選んでもらえるような、強いメッセージ性を持った高山村の子育て世代への手厚い支援策を講じるべきと考えます。そこを再度答弁、お考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————山崎教育次長。

**○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）**

再質問にお答えいたします。

子育て世代の皆さんの仕事と子育ての両立ができる、そういう場所、そういう村であるようにということで、就労支援に関わりますご質問でございました。

先ほど議員御質問の中で、他市町村の施設の就労支援と子育て支援の施設、業務が一体化された施設のお話をしていただきまして、私も一緒に同行させていただいていたことが過去ございました。その中で、こういう見学をさせていただいた施設のつながり方、子育て世代の皆さんの気持ちに寄り添った、希望に沿った生活ができる、動きができる、そういうことは本当に大切なことだなというふうに感じたところでございます。

そこで、高山村の就労支援の部分について、どうなのかというところの御質問でございますが、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、子育て支援センター、子育て包括支援センターが、子育て世代の支援拠点という考えで位置づけておりまして、やはり村民の皆様の御意見をお聞きする、まずそのお気持ちを十分に聞き取り、何ができるのかという、そういう寄り添いができる、そういう場所であるというふうに考えております。

しかしながら、まだまだ我々のほうの情報収集等、不足しているかと思っておりますので、引き続き村民の皆さんの声を聞き、高山村にとってどのような形が、より多くの皆様の希望に沿える形になるのかというものを模索していきたいというふうには思っております。現在も考えているところではございますが、さらに前に進めていけるように、村民の皆さんの声をお聞きし、我々も一生懸命考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————梨本 進議員。

#### ○4番（梨本 進議員）

それぞれ目的を持った施設であります。思いのほか、ちょっとなかなか一般村民の方々に、まだまだ周知といいますか知られていない。子育て世代の皆さんが本当にいつでも気軽に、そこをよりどころとするような、そういう施設になっていただきたい、そういうふうに思います。

御答弁ありがとうございました。これで質問を終わります。

#### ○議 長（西原澄夫議員）

以上で、梨本 進議員の質問を終わります。

————— 3番 滝澤 聖議員。

#### ○3番（滝澤 聖議員）

通告書に従いまして質問を行います。

質問事項は、地力増進施設（フクイハラコンポ）の生産状況と今後の生産計画についての質問をいたします。

高山村のホームページに記載されている文章を要約しますと、環境保全型農業の取組として、地力増進施設は昭和57年3月に新農業構造改善事業で建設、生ごみ、家畜ふん、廃おがを原料として堆肥化させる施設と記されています。

年ごとの経過も全て書かれております。平成10年、11年には、農業生産体制強化総合推進対策事業で発酵プラントの改築が行われ、その後も大規模改修工事が行われました。今年で41年経過しております。

原材料庫には、生ごみ1日当たり3.12t、牛ふん1日当たり1.55tを搬入し、同時に、発酵促進剤1トン当たり10倍液100を散布し、戻し堆肥を被覆し、悪臭の防止とハエの発生防止をし、水分調整のため廃おがを混合し、4日から5日予備発酵を行い、発酵プラントにホイールローダーにて投入し、発酵プラントでは発酵温度70度から80度で熟成させるのと同時に、攪拌機にて85日間の製造日数で、水分比45%以下の完熟堆肥を製造するとなっております。

袋詰めは、1袋当たり15kg入りを5,300袋袋詰めにして、製品保管庫にて保管すると記されています。また、堆肥の作り方、堆肥のメリット・デメリットの説明があり、資源循環型農業のお手伝いをしているとなっております。

次に、私が調べてきたフクイハラコンポの販売実績です。過去10年間の販売実績です。2013年348.7t、2014年357.1t、2015年331.2t、2016年338t、2017年278.7t、2018年298.6t、2019年285.2t、2020年291.2t、2021年275.7t、2022年206tとなっております。行政年度との期ずれや製造と販売の期ずれが生じるため、数字の差異はあると思いますが、10年間の平均販売数量はおおよそ年300tとなっております。

また、袋の販売比率は、ストックヤードの格納数が決まっているため、年により製造数量が多い年は36%、少ない年で47%と、おおむね袋詰めは4割となっております。

問題となっていることは、製造数量の減少です。昨年の販売数量は206 t と、10年平均との差は68%に減少し、多く売れた10年前の時期と比べ6割程度となっています。

高山村の環境に優しい農業の取組は、フクイハラコンポの利用なくして語ることはできません。この現象は、堆肥の原料の供給元である畜産酪農農家の肥育頭数の減少が極端に進んでいます。これは、飼料価格の暴騰や牛の販売価格の低迷など、高齢化だけでない経営環境の厳しさもあると思います。また、キノコ農家も同様に販売価格が低迷し、資材価格や販売経費が高騰し、経営が成り立たない状況となっています。

さきにも述べましたが、農家にとって優良な堆肥の活用は、干ばつ対策、食味の向上、品質安定など、とても大切な土壌改良剤です。代替資材の導入検討など生産量の維持を図られるのか、質問いたします。

今回行われた地力増進施設の改修計画時の供給計画、規模決定根拠と、令和4年度の実績との差異はありましたか。

次に、村内のキノコ農家や乳牛・肉牛の肥育頭数の減少により、原材料の不足を心配していますが、代替原料や企業からの資材導入を行うことを検討しないのか。

次に、フクイハラコンポの販売価格は、10年間ほとんど値上げが行われていません。生産数量の減少は袋当たりの生産コストの上昇となります。販売価格の値上げのお考えはありますか。

最後に、村の決算報告書を見ても、地力増進施設に多額の村費用が計上してあります。これからもずっと村費で賄っていくことに限界があるのではないかと思います。原材料の確保、施設の高度利用について、他の行政機関との連携が必要と思っています。このことについて協議を行う考えはあるのか。

以上4点、質問します。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————小渕産業振興課長。

**○産業振興課長（小渕義彦）**

地力増進施設（フクイハラコンポ）の生産状況と今後の生産計画についてお答えいたします。

村では新農業構造改善事業を活用して、昭和57年に地力増進施設を整備し、村内の家庭や事業所から排出される生ごみや家畜ふんのほか、廃おがくず等の資源を再利用して良質な堆肥を製造し、農地に還元する資源循環型農業を推進しております。このため、全村挙げての取組は、人と自然に優しい持続可能な農業を実践し、環境保全型農業を支えており、多くの村民の方に御利用いただいております。

しかしながら、施設を整備した当初からの製品保管庫や管理棟などは、経年劣化等により破損が著しく、早急な施設整備が求められていたため、村では県が事業主体となって進める県営中山間総合整備事業を令和2年度に導入し、老朽化した施設を更新するための工事に着手し、本年5月に完

成いたしました。

そこで、まず初めに、地力増進施設の改修工事計画時の供給計画と令和4年度の供給実績との差異についてのお尋ねであります。村では製品保管庫の整備に当たり、改修計画を策定する中で基本とした平成23年度の堆肥製造量は715 tでありましたが、令和4年度では原材料となる牛ふんが急激に減少したため、堆肥の製造量は改修計画策定当時に比べて7割減となる226 tまで減少いたしました。

この急激な減少の主な理由といたしましては、農家の高齢化や乳価の低迷により、これまで酪農経営を主に乳牛を飼育していた大規模農家が、昨年4月からは肉用牛の肥育農家に経営転換されたため、年間966 tの搬入実績に対し、9割減の124 tまで減少したことが一番の要因であります。

次に、堆肥の供給量を確保するために代替原料や企業から導入することなどの検討についてであります。村内におけるフクイハラコンポの原材料は、農家の高齢化や乳価の低迷により酪農から肉用牛の肥育農家へと転換が進み、乳価と同様にキノコの価格低迷が続く中で、小規模なキノコ農家は廃業されてしまったことなどから、牛ふんや廃おがくずの安定的な確保が難しくなっております。

このため、村ではこれまで、畜産農家やキノコ農家の意向をお聞きするとともに、JAながのを始めJA関係団体等の皆さんに、牛ふんを確保するためにあらゆる御相談を申し上げてまいりましたが、近隣のJA管内市町村の畜産農家においても、本村と同様に畜産農家や企業が減少しているとのお話であり、牛ふんは物価高騰のあおりを受け、化学肥料が高騰している今日、堆肥としての需要があることなどから、本村に提供いただくことは難しいとお聞きをしております。

また、代替原料につきましては、キノコ栽培時の残渣である廃おがくずやコーンコブが考えられますが、特にコーンコブについては水分量が多いため、廃おがくずの量を増やすことにもつながり、これまでの牛ふんの量を代用した場合、肥料成分が変わるため、農家の理解やその量の確保とともに肥料成分の調整のほか、調達先が村外になることから、輸送費を含む購入単価が課題となっております。

このようなことから、現状においては、村内の家畜ふんや生ごみを資源として活用することで地力増進施設が整備された経緯もあり、確保する量が増える原材料を村外まで求めることは予算が伴いますことから、検討課題も多く時間を要するため、代替原料を導入するまでには至っておりませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、販売価格の値上げの考え方についてであります。議員お話しのように、燃料や電気料などの高騰によりフクイハラコンポの生産コストが上がっておりますが、最近の燃料費や電気代の高騰は、村民生活を圧迫するとともに、農家も同様に生産コストの高騰が経営を逼迫させております。このため、村といたしましては、肥料や飼料が高騰する中で、販売価格を据え置くことが農家の皆さんの経済的負担を抑える支援策にもつながるものと考えておりますことから、現時点で値上げを

する予定はございません。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、牛ふんや牛ふんの代用となる原材料を村外から調達し、一定の生産量を確保する場合は、村外からの輸送費を含む購入単価が村の負担となりますことから、輸送費等の負担については、フクイハラコンポの販売単価を見直さざるを得ないものと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、原材料確保のため、近隣の行政機関との連携について協議を行う考えがあるかとのお尋ねですが、先ほど申し上げましたように、近隣市町村においても本村と同様に畜産農家や飼育頭数が減少していることなどから、家畜ふんにつきましては、化学肥料が高騰する中で家畜ふんの需要があるものの、各農家では施設内で堆肥化していることなどから、牛ふんの調達が難しい状況にあります。

このため、当面は農家の情報に精通したJA等の関係団体と情報を共有することが必要であり、状況によっては近隣の行政機関との協議も考えられるものと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（西原澄夫議員）

———滝澤 聖議員。

#### ○3番（滝澤 聖議員）

再質問をさせていただきます。

先ほど自分も言いましたとおり、堆肥施設は41年経過しておりまして、この内容のものについてはすばらしい堆肥です。これは、ほかの施設たくさんある中でも、高山村の堆肥はナンバーワンだというふうに自分は感じております。内容、それから水分含有量の、極めて45ということを守っている、それはストックヤードの立派さもありますし、これまで培ってきた多くの経験が、こういうすばらしい堆肥を生んでいるんだというふうに思っております。

また、近年では、やはり農家も、こういういい堆肥を十分に使って、いいものを作りたいという向上、そういう気持ちがたくさん芽生えてきているわけで、やっぱり年間300t生産してもらわないと、本当に使うほうも、供給不足で割り当てみたいになっていってしまいます。これはやはり、いいものを作る場面では、10a当たりの使用料を極端に少なくする、化学肥料にまた頼むというのは時代の逆行だというふうに思いますので、自分としては、何としても300tを維持するための施策を講じていただけないのかというふうに強く願うわけでございます。

今の答弁でいいますと、外からは入れられないと、自分のところからでしか駄目だということであれば、あの立派な施設が無駄になってしまうのではないかと、もっと有効活用すべきことが村の発展につながると自分は感じておりますけれども、その点について、生産量を元のところまで戻していく、そういう方向性は見いだせないものか、質問とさせていただきたいと思っております。お願いします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

御質問1点かと思います。生産量をもっと欲しいというお話かと思います。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、私ども村としましても、あれだけの施設を造った以上、やはり生産量を確保したいと。そういうことで、整備している前から、そんなことも検討してきているわけですが、ここでたまたま、昨年4月ではありますけれども、酪農家の大規模な方が経営の転換をされたと。これが大きな打撃となっておりまして、やはり申し上げましたとおり、乳価が上がらないという原因の中で、致し方ない農家の選択だろうと、こんなふうには思います。

そういう中で、村としても近隣市町村、またJAの関係者の皆さんとも御相談させてもらう中では、なかなか現状、今、牛ふんが出てこないというのが現状のようでございます。しかしながら、やはりそういった施設もある中で、また根幹となります資源循環型農業を推し進めてきた中のフクイハラコンポが、非常に重要な村づくりの一因ともなっておりますので、そういったことにおきましても生産量の確保はしていきたいと、こんなふうには思います。

そういう中ではございますが、いかんせん原料が今現状ないと、そういうことと、先ほど申し上げましたコーンコブの関係を代替とするということも考えますので、その辺についても十分農家とも検討させていただきながら、農協関係者の技術員さん、また県の技術員さんとも相談しつつ、今までフクイハラコンポが大変好評いただいておりますので、その成分に変わらないような中で何とか製造ができないかと、こんなことも研究をしてみたいと、こんなふうには思いますので、議員おっしゃられるような300tというものには達しないんですけども、努力をさせていただきながら、今後のことで研究をしてみたいと、こんなふうには思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————滝澤 聖議員。

○3番（滝澤 聖議員）

今、課長のほうからコーンコブの話も出ましたけれども、肥料取締法の法律の概念からも、内容のものが変われば、当然、肥料登録も変わっていくということも承知しております。

やはり、いいものを作れる村の施設でありますので、何とかやはり農家の側面支援をしていただくためにも、生産量の300tまではいかなくもというようなお話もいただいたわけですが、300tに限りなく近づけていただくようお願いを申し上げて、質問を以上、終わらせたいと思ひます。ありがとうございました。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で、滝澤 聖議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

換気及び水分補給のため、15分間休憩します。

会議は2時20分から再開させていただきます。

午後2時06分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————10番 山崎秀治議員。

○10番（山崎秀治議員）

3項目質問します。

初めに、マイナンバーカードについて。

マイナンバーカードをめぐる混乱は深まるばかりと言えます。本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録が約14万件、マイナ保険証に他人の情報が登録されたケースが7,400件を超え、マイナンバーカードで受診できるようにするためのひもづけがされず、健康保険証代わりに利用できない状態が77万件、この77万件という数字は、去る8月24日、厚労省の発表で明らかとなっています。

また、他人の年金記録が閲覧されたケース170件や障がい者手帳の誤登録62件など、トラブルは多方面にわたり、多数に及んでいます。個人情報の漏えいという重大な問題が起きていると言えるのではないのでしょうか。

ところが、国会では、自民党、公明党、維新の会、国民民主党が賛成して、健康保険証の廃止やマイナンバーカードの利用拡大を内容としたマイナンバー改悪法を強行しました。トラブルが相次いで明らかになり、混乱が続く中での強行は、聞く耳を持たない暴挙としか言いようがないではありませんか。

岸田政権は、批判や矛盾があっても、健康保険証の廃止、マイナンバーカードへの一本化を強引に進めようとしております。加藤厚労大臣は、初診時などは念のため従来の保険証持参をと言い出し、松本総務大臣は、暗証番号なしで保険証にだけ使えるマイナンバーカードを発行するなどという、そんなことにまでなっております。

昨年10月、突如、2024年度秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する、このように言い出したことが引き金です。そもそも任意であるマイナンバーカードを強制的に全国民に持たせようというのです。

マイナンバーカードには、マイナポータルとして、納税状況、医療、年金などの保険料納付と受けたサービスの状況、公金受取口座、受けた健康診断とその結果、児童扶養手当の支給など、29分野の膨大な情報がひもづけられています。性急に、そして強制的に国民に持たせようとして、混乱



が生じているのです。

どの世論調査でも、健康保険証の廃止に対して、延期・中止が7割を超え、医療関係者からは切実に保険証存続を求める声が上がっております。そして、マイナ保険証に対応できないというまちの診療所が閉鎖する例も生まれていると報道されております。

全国保険医団体連合会の調査では、7月上旬の時点で、医療機関で5,493件のトラブルが発生し、一旦10割を徴収した例が1,291件あり、このまま保険証を廃止すれば、トラブルは108万件以上にもなるという推計も発表されております。他人の医療情報がひもづけされていたなど、命の危険にも関わるもので、絶対にあってはならないことです。

マイナンバーカードを持たない人は、毎年、資格確認書の申請が必要になるといいます。マイナ保険証は5年ごとの更新が必要となり、申請や更新を忘れてできなかったりすると、保険料を払っていても無保険扱いされ、保険医療が受けられなくなるおそれがあります。マイナンバーカードの運用を一旦停止し、完全・確実な総点検が必要ではないでしょうか。

保険証との一体化は大企業や財界の要望です。経団連は2020年の新成長戦略で、保険証、診療券や学生証までマイナカードに一体化することを求めました。多様なひもづけで集まった個人情報を新たなビジネスに活用しようとしています。個人情報保護は人権の問題です。金もうけ優先の誤った方針はやめるべきではないでしょうか。

さて、政府は普通交付税の算定に当たり、マイナンバーカード利活用特別分500億円について、マイナンバーカードの交付率が上位3分の1の市町村が達している交付率以上の市町村について、交付率に応じた割増し率により算定するとして、ここでも何が何でも交付率を上げようと躍起になっていて、国の言うとおりにしろと言わんばかりのやり方です。

そこで伺います。

本村のマイナンバーカードの交付率はどの程度になっていますか。先ほど述べましたが、500億円の特別分について、交付率の高い市町村に優遇して配分していることをどのように受け止めているのでしょうか。

さらに、本村のマイナンバーカードの取得者のうち、健康保険証をひもづけされている割合はどの程度でしょうか。これによる医療機関等でのトラブルについて、把握されていることはありますか。

政府は、あくまで2024年秋の保険証廃止に固執していますが、国民の批判と中止の声は大きく広がっています。これまでどおりに紙の保険証を存続することが求められていると思いますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————村長職務代理者藤沢副村長。

○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）

マイナンバーカードについてお答えをいたします。

マイナンバーカードは、社会保障や税、災害対策の分野で、効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、国民の利便性の向上や行政の効率化、公平・公正な社会を実現する社会基盤づくりに必要不可欠なものであります。

このため、国では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法を平成25年5月31日に公布し、マイナンバーの通知カードを国民に送付した後、平成28年1月からはマイナンバーカードの発行が始まったところであります。

その後、マイナンバーカードの取得が伸び悩んだことから、国ではマイナンバーカードの普及と消費活性化策として、二度にわたりマイナポイントの付与を行うとともに、特に取得申請率の低い自治体を重点的フォローアップ団体に指定し、都道府県に取得申請の向上を指導させるなどして推進を図り、7月末時点における国のマイナンバーカード保有率は71%まで上昇いたしました。

そのような中、議員お話しのとおり、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証で別人の情報がひもづけされるミスが発覚したことで、連日のように報道で大きく取り上げられております。

そこで、まず初めに、村のマイナンバーカードの交付率とマイナ普及市町村の優遇財政措置に対する受け止めについてのお尋ねであります。総務省が公表した7月末時点の本村におけるマイナンバーカードの保有率は76.7%でございます。

そこで、特別分の優遇財政措置に対する受け止めについてであります。昨年6月1日時点における本村の取得申請率は29.5%で、全国平均の44.7%をはるかに下回る状況で、先ほど申し上げました取得申請率の低い重点的フォローアップ団体に本村も含まれており、村が一定の申請率に到達する8月までの数か月間は、毎月県から申請率の向上に向けて、村の対応策などについて意見交換をしてきたところでございます。

このような状況の中、村では、昨年8月及び国のマイナポイントの第2弾が終わる9月末までを重点期間として、村民ホールに専用窓口を開設するとともに、3名の会計年度任用職員の採用や、全庁体制によるコロナワクチン接種会場等への出張窓口や夜間・休日窓口の開設、広報車等による啓発など、あらゆる手段を講じて、申請率の向上に向けて取り組んでまいりました。

その結果、去る7月29日付の信濃毎日新聞で報道されたとおり、本村もマイナ普及市町村優遇として国が定める保有率を超えたことから、県下10町村に加わり、普通交付税で107万6,000円が交付されております。

この優遇につきましては、国が決められたことなので、本村として特段コメントする立場にございませんが、村民の皆様には、マイナンバー制度に対する御理解と御協力をいただきましたおかげで一定の保有率になりましたことに、改めて感謝と御礼を申し上げる次第であります。誠にありが

とうございました。

次に、マイナンバーカードの健康保険証とのひもづけの割合とそのトラブルについてのお尋ねですが、村が事務処理を行っている保険証は、国民健康保険と都道府県ごとに連合会を組織した後期高齢者医療保険であります。いずれの保険もマイナンバーカードの資格業務との所管が異なるため、正確なひもづけの状況を把握することは困難であります。村の窓口で申請された方は、取得申請と健康保険証のひもづけを一緒にされた方が多かったことや、国がマイナポイント第2弾の付与を延長した本年2月末で村の取得申請がほぼ落ち着いた状況から見ますと、健康保険証のひもづけによって7,500円分のポイント付与を受けられた方が大半と思われることから、割合は不明であります。ほとんどの皆さんが健康保険証にひもづけされたものと思っております。

なお、健康保険証のひもづけは、本村の場合、オンラインシステムで登録作業を行ってまいりましたので、これまでのところ、本村でのトラブルは確認されておりませんので、よろしく願い申し上げます。

次に、これまでどおりに紙による健康保険証の存続についての考え方ではありますが、去る8月4日に岸田総理が行った記者会見では、現時点で健康保険証の廃止の時期の見直しありきではないとした上で、総点検とその後の修正作業の状況を見極めた上で、さらなる期間が必要と判断される場合には、資格確認書の円滑な交付、マイナ保険証の利便性の向上、そして健康保険証の廃止の時期の見直しも含め、適切に対応すると言われております。

このため、村といたしましては、7月18日付信濃毎日新聞が県下77市町村に行ったアンケート調査において回答したとおり、健康保険証の廃止の延期を求めることの考えに変わりございませんので、よろしく願い申し上げます。

**○議長（西原澄夫議員）**

———山崎秀治議員。

**○10番（山崎秀治議員）**

再質問します。

マイナ保険証について、地元の新聞は、根本から間違っているという社説を掲げて批判しております。この社説では、保険証で別人のマイナンバーとひもづけが8,000件以上、はなからマイナンバーとひもづいていない健康保険組合や協会けんぽで77万人、これは先ほど私も述べた数字と同じですが。そして、誤表示が各地の医療機関で頻発していること、原因は様々だが、登録ミスだけでなくシステムに問題のある可能性が医療現場から指摘されている。読み取り機の不具合で無保険扱いになる問題も根本的解決が図られていない。そして、最後に、政府はマイナ保険証の運用を一旦止めて根本から立て直す必要がある。現行の保険証は来年秋以降も存続させるべきだ、このような社説を掲げておりますが、そのとおりではないかと私は思っているところです。

共通番号で各行政機関が持つ個人情報をもつ1枚のカードにひもづけようとしている国は、G7加盟

国では日本だけと言われております。ドイツ、フランス、イギリスは、行政分野ごとに異なる番号を使用する。イタリアは、納税者番号を除き、国の共通番号はない。アメリカは、社会保障番号カードは紙、身分証明書には使えない。カナダは、社会保険番号は利用するが、カードは廃止と、このようになっています。いずれも、個人情報保護に照らして対応していると私は思います。

先ほど副村長の答弁から、県からの支援といいますか応援もあって、交付率を上げるために努力したというお話がありましたが、やはりそのようにして、県も含めて、かなり強引な進め方で、全国的に交付率を上げるための力が注がれたものと思います。

それは、マイナンバーカードのそもそもは任意だったものを強制的にしようとした。しかも、マイナポイントで国民の皆さんの思いを釣り上げようとしたといいますか、そうしたことによって、こうした事態になっているんですが、非常にトラブルが多いという中で、私もつい先頃ですが、高山村のある御高齢の方ですが、マイナンバーカードを持って診察を受けたが、暗証番号をとっさに思い出せなかったと。初めてマイナンバーカードを持って行って診察を受けたので、ちょっと後ろに人もいたので慌ててしまって、暗証番号を忘れてしまった。携帯に入っているんだけど、携帯を出してやるというところまで意識が働かなかったと、このようにその高齢の御夫人の方は言っておられました。このように高齢の方などにおいては、暗証番号をとっさに思い出せないとか、いろんなトラブルもまだまだ考えられるわけです。

そうした点で、今、副村長は、信濃毎日新聞のアンケートに答えたとおりでとおっしゃられて、そここのところは堅持してほしいと思いますが、私は、あくまで村の仕事の関係、いわゆる事務的な効率という面からいっても、紙の保険証を残しておくほうが事務効率はいいと思うんですね。

例えば国民健康保険であれば、カードにひもづけされていない方を抽出して、資格確認書を、今度は申請でなくても出すようにしますというような方向になってきていますが、そうすると、それだけの事務が必要になってくるわけで、そうした点では、今の紙の保険証を維持するほうが、事務的な関係からいけば、効率がいいのではないかというふうに思いますが、再度改めて、紙の保険証は残すべきだという態度を貫いてほしいということを求めますが、いかがでしょうか、お願いします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

—————藤沢副村長。

#### ○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）

このマイナンバーカードにつきましては、先ほど議員のほうからもトラブルの件数の報告がありましたけれども、本当に連日のように報道されているとおりでございます。

そんな中で、マイナ保険証のやはりやることは、一体化のメリットというのを住民の皆さんに理解をしていただくためには、どうしてもある程度時間はかかるんじゃないかなというふうに思っております。

そんな中で、やはり現在の保険証も並行しながら、猶予期間とか、やっぱりそういうのを設けて、理解をしていただいた上で進めていくべきではないかな。したがって、そういうことによって混乱を避けていくべきだと、私はそんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

今回の事態は、マイナンバー制度の根本からの再検討が求められていることだと思います。マイナンバー制度そのものについても、廃止を含めた白紙からの見直しを国民的な議論で行うべきだということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2項目め、給食費の無償化について。

この問題では、議会に私が再当選をさせていただいて以来、一貫して取り上げてまいりました。今、給食無償化は全都道府県に広がり、482自治体となっています。この中には、新型コロナウイルス感染症対応で設けられた国の地方創生臨時交付金を使い、期限限定で実施する自治体も対象となっております。含まれております。

東京23区では18区が、県庁所在地では青森市、大阪市、奈良市、高松市、那覇市が、小中とも無償となっています。県内では、小海町、軽井沢町、御代田町など15町村が無償化を実施しています。このほかに小学校のみが2村あります。

さて、内山村長は、6月議会における私の一般質問の答弁で、教育費等の負担軽減についての質問を受けて、次年度では給食費の無償化に向けて検討していくこととしていると答弁をされています。この問題を大きく前進させるために、教育委員会にぜひ大奮闘していただきたいと思っております。

そもそも義務教育無償という観点からも、給食費無償は必要不可欠だと思います。また、親などが貧困の状態にある家庭で育つ18歳未満の子の割合を示す日本の子どもの貧困率は13.5%、約7人に1人が貧困ライン、貧困ラインは、その国の平均所得の半分以下の所得しかない家庭の子どもの割合といいますが、貧困ラインを下回っているわけです。主要36か国中24位という最悪の水準です。こうした点からも、学校に納める納入金の中で多くを占める給食費無償は大切なことと思っております。

内山村長が、次年度では無償化に向けて検討していくこととして答弁をされておりますので、教育委員会としても、これを進めるために全力を挙げて積極的に働きかけるべきと考えるものですが、いかがでしょうか、お願ひします。

○議長（西原澄夫議員）

—————澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

給食費の無償化についてお答えいたします。

学校給食は、成長期にある児童生徒が将来にわたり健康な食生活を実現できるようになることを目的とした取組であり、食に関する人々への感謝や地域の伝統的な食文化、生産・流通・消費を学ぶこともできる生きた教材であります。このため、本村の学校給食は、地場産物を活用したり、郷土食や行事食を多く提供することにより、地域の食文化や伝統、そのよさに関心が深まるよう、献立に工夫を凝らして提供しております。

このような中で、昨年度は学校給食文部科学大臣表彰を受賞し、給食関係者を始め村民の皆様にとりましても大きな励みになったところであります。

そこで、給食費の無償化に向けて、教育委員会の姿勢についてのお尋ねであります。今年度の給食費につきましては、昨年度来からの物価高騰に伴い、児童生徒1食当たり21円の値上げ分を保護者負担の軽減策から公費負担といたしました。食材の値上げ品目が徐々に増える中、給食センターでは値上げを抑えるよう工夫し、地域食材の利用も推し進める中で、栄養価や質は決して落とすことなく取り組んできております。

そこで、次年度につきましては、前回の6月議会において、山寄議員から入学祝い金の増額についての御質問があった際、村長からは、子育て支援は1つのものに特化することなく、総合的な視野に立って考えていくべきものと思っておりますので、特に次年度は給食費の無償化に向けて検討する旨の答弁をされております。

このため、教育関係の予算編成や執行については、首長の権限でもあり、首長は予算の調整に当たって教育委員会の意見を聞くものとされておりますことから、教育委員会といたしましては、村長の意向に沿って、給食費の無償化に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

———山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

再質問します。

今の教育長の答弁で、給食は教育の一環であるということが一層はっきりしたと私は受け止めました。

そこで伺います。

給食の無償化という問題について、教育委員会の定例会等で議題として上げ、議論されたことはあるでしょうか。もしあるようでしたら、どのような意見が交わされたのでしょうか。さらには、こうした議論がなされていないということであれば、今後、教育委員会の定例会等で議論し、村長に早期の無償化実現を迫っていただきたいということを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

———澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

教育委員会の定例会での話ではありますが、前回の6月議会の内容について、村長答弁について、定例会のほうでお話を申し上げたところであります。これについて、一定の理解をしていただき、そのような方向でということ御了解いただいたというふうに考えております。

教育委員会ですが、予算の調整に関わりを持っておりますが、独自に予算を決定して執行する権限はないものでございますので、予算の決定と執行すべき内容によって調整を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

教育委員会と庁との関係については、私も十分理解しているつもりであります。そうした中でも、やはり教育委員会として、前進のために力を尽くしていただきたいということを再度求めておきたいと思えます。

3項目め、自衛隊への名簿提供について質問をいたします。

2022年度に、自衛官募集のために若者の個人情報に記載した名簿を自衛隊に提供した自治体が1,068に上り、初めて6割を超えたことが防衛省の資料で明らかとなっております。住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所、性別の個人情報を、自治体が紙や電子媒体の名簿で提供しているわけです。

自衛官の勧誘チラシの郵送などが目的で、主に高校を卒業する18歳と大学を卒業する22歳が対象です。これまでは多くの自治体が、名簿の提供ではなく、閲覧、書き写しにとどめていました。

防衛省の資料によると、22年度に名簿を提供した自治体は、先ほど言いましたように全国1,747自治体中1,068、21年と比較して約1割増えています。それに対して、閲覧は534自治体と約2割減少し、閲覧から名簿提供になってしまっています。

なぜこのように名簿提供が増えたのか。それは2019年2月の自民党大会で、当時の安倍首相が、都道府県の6割以上が協力を拒否していると発言したことがきっかけとなっております。そして、政府は2020年12月に、市町村長による住民基本台帳の一部の写しの提供は可能だとする閣議決定をしたわけです。しかし、国からの通知は、自衛隊法施行令第120条の防衛大臣が市区町村長に資料の提出を求めることができるとする規定にのっとったものでしかありません。

また、2021年2月の防衛・総務両省による通知は、地方自治法第245条4の1項に基づく技術的助言とされ、同第247条3項では、助言等に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないと規定をしています。

防衛・総務両省の通知というのは、都道府県知事や市区町村長が自衛官及び自衛官候補生の募集

に関する事務の一部を行うと定めた自衛隊法第97条1項や、募集に関し防衛大臣が自治体に必要な報告または資料の提出を求めることができるとする同施行令第120条を根拠に、募集対象者の住民基本台帳の一部の写しを自衛隊に提出するよう求めると、こういうものであります。

こうした国からの依頼に応じるかどうかは、自治体が独自の判断で決めることのできるものと考えます。名簿を提供しない非協力的な自治体だからとして、災害などの際に救助に出向かないなどの不利益な対応を取ることは当然許されないものです。

適齢者名簿の提供について、自治体が依頼に応じる義務がないことは、これまでも政府が明言してきています。2003年4月の衆議院個人情報保護に関する特別委員会で、当時の石破防衛庁長官は、私どもが依頼をしても答える義務というのは必ずしもございません。私どもは依頼をしておるわけでございますし、そのことについて応えられないということであれば、それはそれで致し方ないということでございます、このように答弁をしております。

さて、そこで、本村では自衛隊への名簿提供について、どのように対応しているのでしょうか。事前にお聞きしますと、閲覧、書き写しのようですが、その際、対象者を抽出した名簿を使用されているのか質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————西原住民税務課長。

○住民税務課長（会計管理者）（西原一美）

自衛隊への名簿提供についてお答えいたします。

まず初めに、自衛隊は日本の防衛のみならず、国際平和のための活動の取組や国内外の災害派遣など、日本の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っております。

この自衛隊の募集につきましては、自衛隊法第97条により、県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定されており、地方自治法第2条に定める法定受託事務として位置づけられております。このため、村では毎年、自衛隊長野地方協力本部からの書面による自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提供依頼により、当該情報の提供を行っているところです。

そこで、名簿提供について、村はどのように対応しているかとお尋ねでございますが、本村では従来から、住民基本台帳法第11条に規定する国または地方公共団体の機関の請求による法令で定める事務の遂行のために必要がある場合に、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させる方法により情報提供しております。

具体的には、あらかじめ村で定める住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書により、自衛隊長野地方協力本部長名で申請していただき、内容を精査した上で日程を調整し、指定日に自衛隊職員が役場に来庁し、住民基本台帳を閲覧の上、必要な情報をその場で書き写す方法により名簿の提供を行っておりますので、よろしく願いいたします。



次に、対象者を抽出しての閲覧についてであります。本村におきましては、閲覧申出書に記載された住民の範囲、すなわちその年度の18歳に到達される方のみを抽出して、住民基本台帳法に定める項目に限定したものを一覧表として閲覧に供しております。

したがって、情報提供そのものにつきましては、自衛隊法及び地方自治法に規定される市町村の法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務に係るものであるとの認識から、今後ともその必要性があるものとして、現状の方法により取り扱ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————山寄秀治議員。

**○10番（山寄秀治議員）**

再質問します。

本人の同意なしに個人情報を提供するのは個人情報保護条例に違反し、プライバシーの侵害、あるいは、住民基本台帳法を認めているだけで紙や電子媒体での提供は認めていない、さらには、安否法制の下で若者を戦場に送ることに自治体が協力すべきではないなどの不安や懸念、批判が広がっているわけです。

本村は、先ほど答弁がありましたように、名簿提供について閲覧、書き写しにとどめていることは、その姿勢は評価したいと思います。さきに述べましたように、自治体に応じる義務はないということを変更して強調しておきたいと思います。

その上で、対象者を抽出しての閲覧、これはやめるべきではないかというふうに思いますが、対象者を抽出せず閲覧、書き写しを認める、そうした方法がどうか。さらには、閲覧の公開と申請による閲覧名簿からの削除について求めたいと思います。

本村は、対象者の閲覧、書き写しについて、先ほども答弁ありましたが、対象者を抽出して閲覧に供しているわけですが、百歩譲って閲覧は認めるにしても、抽出してまでの便宜を図る必要はないのではないかというふうに思います。ちょっと重ねての質問になりますが、お願いします。

次に、情報公開の件ですが、東京豊島区では閲覧状況を区のホームページで公開しております。これが東京豊島区の閲覧状況のホームページに載っているものでありまして、9ページにわたって、どうした団体が閲覧をしているかということが一覧表になっております。

その5ページに、令和4年6月2日、3日、7日に自衛隊東京地方協力本部が閲覧したというふうに、ここに公表されています。このように、自衛隊も含め、住民基本台帳の閲覧について公開していくことを求めますが、いかがでしょうか。

住民基本台帳法の第11条の3、市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の規定による、つまり閲覧を請求し、認めさせたということだと思っておりますが、規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、当該請求をした国または地方公共団体の機関の名称、請求事由の

概要、その他総務省令で定める事項を公表するものとする、このようになっておりますから、やはり公表して、村のホームページなどで明らかにするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、自衛隊への情報提供を希望されない方をどうするのかという問題があります。除外してほしいとの希望をかなえるべきだと私は思います。

1つの例ですが、これはつくば市のホームページに載っておりました。自衛隊への情報提供を希望されない方へということで、自己の個人情報の提供を望まない方については、本人、親権者等が除外申出の手続を行うことにより、自衛隊が閲覧する情報から除外しますと、これは今年の2023年の8月8日付で、このように明らかにしているわけです。

このように情報提供を希望されない方については、こうした除外申出等を受け付けて、自衛隊に提供する、抽出名簿であろうかと思いますが、そこから削除するということをするべきだと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————西原住民税務課長。

**○住民税務課長（会計管理者）（西原一美）**

再質問についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の対象者の抽出ということでございますが、特にうちのほうでは、請求者の手間を少なくするといったサービスで行っておるものではなく、請求者が請求の内容、いわゆる虚偽の閲覧をするということをなくすために、事前に対象者を抽出しておるという考え方でございます。

次に、2点目の閲覧の公開でございますけれども、法令によりまして、閲覧に供した機関名や請求事由及び請求範囲等、最低年1回の公表を義務づけておりまして、村ではそれに沿って、従来から公表させていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、3点目の閲覧を希望させない方の閲覧をさせない、いわゆる閲覧制限につきましては、例えばDVなどによって住所を明らかにしてはならないなど、他の規定で定めのある場合には閲覧制限をさせていただいておりますが、基本的には正しく請求をされた場合には、請求者が自治体に閲覧させることができるとの権利の規定であり、そういうことから現在村では行っておりませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————山寄秀治議員。

**○10番（山寄秀治議員）**

再々質問します。

年1回公表されているということですが、村のホームページ等でもぜひ公表していただきたいと

と思いますが、その点いかがでしょうか。

それから、除外申出の件なんですけど、申出をすれば外しますよという件については、これは紙媒体や、あるいは電子媒体で提供している自治体の中にも、そうした受付をして、紙媒体あるいは電子媒体での提供のところから外すという、そうした例も生まれてきています。

先ほど申し上げたつくば市は、ここも閲覧、書き写しの自治体なんです。ここでもやっぱり、希望されない方は申し出てくださると、そうすれば、そのところから外しますよということをやっているわけですから、これぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————西原住民税務課長。

**○住民税務課長（会計管理者）（西原一美）**

再々質問にお答え申し上げます。

閲覧につきましては、村庁舎の前の掲示板にて公表しておりますが、消極的な公表と言わざるを得ませんので、昨今の個人情報保護尊重の世論の高まりの中では、ホームページ等による公表も検討する必要があるのではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、2点目についての閲覧の制限でございますけれども、御質問いただいておりますように、自治体がそれを決めるということでございまして、先進市と申し上げていいのかわかりませんが、既に行っておるところがあるということは、私どもも承知をしておるところでございます。

公表の答弁と一緒になってしまうけれども、現在、個人情報保護尊重の世論が高まりを見せておりますので、そのような先行しておる自治体の考え方、あるいは広く広域的にいろんな考えがあるかというふうに思いますので、検討をさせていただきたいかなと思いますので、よろしくご願ひ申し上げます。

以上です。

**○議長（西原澄夫議員）**

以上で、山崎秀治議員の質問を終わります。

—————9番 松本 茂議員。

**○9番（松本 茂議員）**

移住定住支援について質問申し上げます。

農業者の高齢化や後継者不足により、近年は農家の空き家と、住宅団地内でも空き家住宅が増えています。新規就農者や勤労者で高山村に住みたい方の支援策は、どのようにしているのか質問いたします。

移住・定住を予定される方の受皿としての村営住宅、住宅団地等の建設整備は、長期計画の下に早期実現の必要性を感じています。

村が空き家住宅建設に伴う補助事業として、空き家購入等補助、購入額の3分の1、限度額50万円、昨年度実績は何件か、また、増額して100万円くらいに増額はできないかというのが1つ。

それから、2つ目に、住宅太陽光発電システム設置費助成金、1kW当たり3万円、上限15万円、蓄電設備総額の10分の1、上限15万円、村の申込件数は何件あったのでしょうか。

3番目としまして、また、令和3年4月に制定されました高山村若者住宅建設促進事業助成金交付要綱による助成金の額は、新築住宅の場合、15万円、中古住宅の場合、10万円、多世代同居世帯のための新築・増改築住宅の場合、50万円としておりますが、助成金の利用実績は何件あったのでしょうか。

4番目に、就農おためし住宅の利用状況、利用見込みはあるのか。コロナ禍でありましたが、近年の数字を教えてください。

5番目としまして、新たな住宅団地、村営住宅を総合的に開発して、移住・定住人口を増やす事業着手を計画しないのでしょうか。

以上5項目、質問いたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————荒井定住支援室長。

**○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）**

移住定住支援についてお答えいたします。

総務省が発表した住民基本台帳に基づく今年1月1日現在における日本の人口は1億2,200万人余りで、前年より約80万人減少したと言われております。そのような中で、昨年1年間に生まれた日本人の出生数は約77万人で、死亡者数は約156万人と過去最多となり、これは高齢化に加え、新型コロナウイルスによる影響ではないかと見られており、出生数と死亡者数の差となる自然増減については、過去最多の約79万人の減となっております。

一方、本村におきましては、自然増減数は84人の減で、転入者数から転出者数を差し引いた社会増減数は12人の増となっており、これにより、人口増減数は72人減少している状況であります。

このように急速に進む人口減少に歯止めをかけるためには、何よりも高山村で暮らす皆様が安心して生活し、幸福感を実感していただける村であることが基本であり、高山村で育った子どもたちが一人でも多く、この村で生活していただくことが大切であります。

そこで、まず初めに、空き家購入者等補助金の実績及び増額についてのお尋ねであります。この空き家活用推進事業の助成制度は、空き家バンクの登録と利活用を強力に推進するため、令和3年度に大幅に見直しを行い、空き家の購入助成については、限度額の50万円は変わりありませんが、補助率を10分の1から2分の1に引き上げるとともに、空き家の増改築費用については、限度額100万円は変わりありませんが、補助率を3分の1から2分の1に引き上げ、さらに、移住者には、空き家の購入費と増改築の増改築費の両方を合わせた最大150万円の助成を行っております。

このため、令和4年度の実績では、空き家購入が2件で100万円、増改築は3件で300万円を支援申し上げたところであります。

また、議員御提言の増額の必要性につきましては、移住希望者が何を求めているのか、どんなことに支援を望んでいるのか、また、金銭的な支援だけでよいのかなどを把握するため、問合せなどの際に聞き取った御意見などを参考に、適切な支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、住宅用太陽光発電、蓄電池システムの補助実績についてのお尋ねであります。太陽光発電システムにつきましては、令和2年度までが1kw当たりの補助金は7万円、交付限度額を35万円としておりましたが、令和3年度からは1kw当たりの補助金を3万円、交付限度額は15万円に引き下げておりますが、交付実績につきましては、令和2年度が5件、令和3年度は2件、令和4年度は13件、令和5年度は8月末時点で5件の申請となっております。

一方、蓄電池システムにつきましては、令和2年度から新たに、設置に要する経費の10分の1を補助し、交付限度額を15万円としておりますが、交付実績につきましては、令和2年度が12件、令和3年度は6件、令和4年度は8件、令和5年度は8月末時点で6件の申請となっております。

次に、若者住宅建設促進事業助成金の利用実績であります。本村の人口増加と若者世帯の定住を促進するとともに、世代間の支え合いを推進するため、村内外の45歳以下の若者が親との同居を機に住宅を購入または増改築する場合に50万円を助成する若者住宅建設促進事業を令和3年度に創設し、若者が建設する新築住宅には15万円、中古住宅には10万円をそれぞれ支援しております。

交付実績につきましては、令和4年度は新築住宅が7件で105万円、中古住宅は1件で10万円、多世代同居住宅は6件で300万円を支援申し上げ、令和5年度は8月末時点で、新築住宅が5件で75万円、中古住宅は1件で10万円、多世代同居住宅は2件で100万円をそれぞれ支援しております。

次に、就農おためし住宅の利用状況及び利用見込みについてのお尋ねであります。就農おためし住宅は農業の担い手の確保及び本村への移住促進を図る目的で、平成29年3月に整備し、これまで多くの皆さんに御利用をいただいております。

利用状況につきましては、令和3年度においては、コロナウイルス感染症が拡大したことにより利用を中止しておりましたが、令和4年度はコロナの感染拡大防止の観点から、利用形態を1棟に1組と限定する中で、6組13名の利用がありましたが、令和5年度は通常利用に戻して、8月末時点で5組13名の皆さんに利用していただいております。

今後につきましては、本年秋に2回計画している就農体験や移住希望者の本村での生活体験などに利用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、新たな住宅、村営住宅の計画についてであります。宅地造成につきましては、これまで幾度か村長が一般質問で答弁申し上げてまいりましたが、住宅団地を整備する場合は、ある程度まとまった用地が必要なことや、傾斜地が多い本村の場合、分譲価格が高額とならない場所を選定

しなければならぬなど、選定要件が大変難しいところではありますが、現在、候補地選定に鋭意努力しているところであります。

また、宅地造成に係る費用のうち、過去に実施しております中原団地のように、道路や上下水道などのインフラ整備に係る費用の一部を村が支援するなどして、民間事業者のお力もお借りして移住促進を進めることも、選択肢の一つではないかと考えております。

したがって、定住人口の増加を図り、良好な宅地の供給を提供するため、宅地造成など新たな宅地の提供を進めるとともに、今後とも若者住宅建設促進事業や空き家の助成事業等の充実を図り、空き家の有効活用と若者世帯の定住促進に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————松本 茂議員。

**○9番（松本 茂議員）**

再質問させていただきます。

村長答弁が3月議会、それから去年の12月議会でも、私、やっているんですが、この形の中で、非常に長期計画の中でやっていきたいという意気込みを感じていたわけなんです、今の課長答弁の中にもありますが、開発するために土地を選定していくという、それを早く着手しないと、事業が全然進まないわけですね。ここら辺のところ、全然動きがないと言わざるを得ないんです。

ここら辺をしっかりと、村は長期的な人口対策を練っていただきたいと思いますが、この点について、もう一度答弁お願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————荒井定住支援室長。

**○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）**

これまでも議員からは、同じような御質問を何度かいただいております。

それで、宅地造成あるいは村営住宅ともにですけれども、答弁でお答えをさせていただいているとおり、必要性を感じている、やろうということは、進めようということで考えておるところなんですけれども、いかんせん場所の選定という部分でございます。

選定に当たっては、民間事業者の場合ですと、村内の中で特に場所の限定はせずに、経営的に成り立てば、それで、その場所で決めるというようなことができるんでしょうけれども、村で実施する場合には、どこの場所でもよいということにはならず、地域性とか村内の偏りとかも考慮する必要がありますと考えております。そういうことで慎重にならざるを得ないということも御理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今現在、どういうところがいいのかという場所の選定には日々当たっているところでございますので、その点御理解をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————松本 茂議員。

○9番（松本 茂議員）

さっきの中で、住宅費等補助について、ちょっと言うのを忘れちゃったんですけども、長野県のホームページにS u u H a aというところがありまして、移住者・定住者の支援なんですね。そのホームページなんですけど、そこでは移住・定住に100万円、これは期限付の助成金になっているんですけども、それから、子ども1人に対して30万円という、このようなと連携してやっていくというのはいかがですかね、質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井定住支援室長。

○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）

助成金につきましては、これまでも幾度か新たなもの、あるいは金額のアップなども進めているところでございます。それが有益でありますと判断した場合には、取り入れて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

今後につきましても、先ほどもお話を申し上げましたが、ただただ助成金を上げればよいということだけでよいのかということ、移住に関しての相談があった方に、どんなことを求められているのか、どんな支援が必要なのかという部分を聞き取りをさせていただく中で、適切な支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————松本 茂議員。

○9番（松本 茂議員）

長野県のS u u H a aというのは、いろんな規定があります。それで、その形の中で、条件に合った人だけが助成を受けられるというような形になっております。

それで、小谷村やなんか、そういうのを利用しまして、村の助成と併せまして、村が県のあれに適合した場合100万円、それと県のやつが100万円、200万円も出ちゃうんですね。それは参考にさせていただいて、御検討のほう、よろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。

車検切れの公用車の使用についてです。

8月14日、村が管理する公用車、軽自動車1台について、自動車検査証及び自賠責保険の期間が令和5年3月4日以降、失効した状態で運行していたことが確認されました。マスコミによりまして、5か月以上車検切れの状態、合わせて24キロ走行、この間、事故や故障はなかったということですが、村役場としても再確認すべき問題ではないでしょうか。

1番目として、管理責任はどのように考えているのか。

それから、2番目として、人事異動による事務ミスなのか。

それから、3番目として、車検を取る業者がその都度替わるのか。業者との連携・継続性はなかったのか。

再発防止対策はどう改善するのか、質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————村長職務代理者藤沢副村長。

○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）

車検切れ公用車の使用についてお答えいたします。

国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局では、県内の地方公共団体が所有する公用車について、自動車検査証の有効期間が失効した状態で運行していた事案が複数発覚したことから、本年8月3日付で県内自治体宛てに、全ての保有・使用自動車の自動車検査証の有効期間や定期点検の実施状況等を確認し、適切な管理を図るよう通知を発出いたしました。

この通知を受けて、村総務課では8月9日に、各課等宛てに公用車の車検証の確認及びその結果報告を依頼し、8月14日に、消防団第2分団に貸与した小型動力ポンプ付積載車の自動車検査証の有効期間が本年3月3日をもって失効しているとの報告を受けたところであります。

このため、村では直ちに須坂警察署にその旨の届出を行い、事情聴取を受けるとともに、対象車両に使用禁止措置を講じたほか、報道機関への情報提供を行っております。あわせて、緊急車両であったことから、火災等の発生時において迅速な対応が取れるよう、整備業者と調整し、8月17日には自動車検査証を取得いたしました。

なお、車検失効後の3月4日から8月14日までの使用状況は、4月2日の消防出初め式を始め、訓練による出勤などで計5回、走行距離にして24.3kmであり、この間、交通事故等の発生はございませんでした。

そこで、まず初めに、管理責任についてのお尋ねでございますが、道路交通法の規定に基づき、役場には事業所における安全運転を確保するため、安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任する義務があり、総務課長を安全運転管理者に選任しております。

この安全運転管理者には、その責務として、車両台帳の整備を始め、日常点検による安全運転の確保や職員への交通安全教育などを実施しなければならないとされておりますが、今回の事案発生を受け、その業務管理が徹底できていなかったものと深く反省をしております。

そのようなことから、このたびの車検失効に関しましては、議員各位並びに村民の皆様の信頼を損ねる結果となってしまう、大変申し訳なく思っておりますが、今後は同様の事案が発生することのないよう、再発防止に万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、今回のミスは人事異動によるものかとお尋ねですが、このたびの事案につきまし



ては、人事異動に直接関係するものではございませんので、よろしくお願い申し上げます。

次に、業者との連携についてのお尋ねでございますが、このたびの車検が失効した車両は、消防団に貸与している特殊車両で、小型動力ポンプとともに消防・防災用品取扱業者から令和3年3月4日に購入しており、本年3月が初回の車検でございます。

このため、通常、消防団への貸与車両は購入後、整備業者に車検対象車両として登録を依頼し、廃車するまでは同一業者が車検を実施しておりますが、この車両に限っては登録手続自体を失念したことにより、整備業者において車両登録がされておりました。

そのようなことから、事前に車検のお知らせ等はなく、有効期間失効という事態につながってまいりましたが、本来車検を含む公用車の管理は、所有者である村が全責任を持って行うべきものがありますことから、今後は台帳の整備等により、徹底した管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、再発防止策についてのお尋ねであります。このたびの事案を教訓に、既に取り組を進めておりますが、村が所有いたします全ての公用車の自動車検査証の有効期間を確認できる欄を設けて、新たに車両台帳を整備するとともに、この台帳を一部の職員のみならず全職員で共有できるデータとして管理し、複数の職員によるチェック体制を構築してまいることとしております。あわせて、車検更新後は総務課へ車検証の写しの提出を義務づけることで、車両台帳の更新誤りなどを未然に防いでまいりたいと考えております。

このようなことから、新たな台帳整備により今後の事案発生を未然に防ぐとともに、議員各位並びに村民の皆様の信頼を損ねることのないよう、適切に対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

———松本 茂議員。

○9番（松本 茂議員）

非常に新車登録というような、新しい車の登録という形の中で、特殊車両というようなこともあったのだと思いますが、万が一、失効期間中に事故が発生したとすると、大変な事態になります。再発防止に向けた取組を期待するとともに、公用車管理を徹底していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で、松本 茂議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時33分 散 会

---

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月5日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 久保田雄吉

署名議員 勝山正弘

署名議員 滝澤 聖

## 令和5年第4回高山村議会9月定例会一般質問目次

令和5年9月6日（水曜日）

7番 黒岩清道議員	83
高山村の公共交通のあり方について	
森林スポーツ公園の活用について	
8番 湯本辰雄議員	91
村公民館改修計画の進捗状況について	
プレミアム付き商品券について	
高山りんご共撰所について	
5番 沖島祥介議員	101
高山村を将棋の聖地に！！	
松原団地の仮通学路について	
YOU游ランドの活性化策について	

令和5年第4回高山村議会9月定例会会議録（第3号）

令和5年9月6日（水曜日）

---

---

議 事 日 程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

---

質 問 し た 者

7番 黒 岩 清 道 議員

8番 湯 本 辰 雄 議員

5番 沖 島 祥 介 議員

---

出 席 議 員（12名）

1番 久保田 雄 吉 議員

2番 勝 山 正 弘 議員

3番 滝 澤 聖 議員

4番 梨 本 進 議員

5番 沖 島 祥 介 議員

6番 高 井 央 葉 議員

7番 黒 岩 清 道 議員

8番 湯 本 辰 雄 議員

9番 松 本 茂 議員

10番 山 寄 秀 治 議員

11番 柴 田 弘 男 議員

12番 西 原 澄 夫 議員

---

欠 席 議 員（なし）

---

説明のため出席した者

村長職務代理者  
副 村 長

藤 沢 敏 和

教 育 長

澁 谷 茂 夫

総 務 課 長

宮 川 裕 明

住民税務課長  
(会計管理者)

西 原 一 美

健康福祉課長

堀 一 生

産業振興課長

小 湊 義 彦

建設水道課長  
(定住支援室長)

荒 井 孝 浩

教 育 次 長  
(人権推進室長)

山 崎 久 志

---

欠 席 し た 者（1名）

村 長 内 山 信 行



ております。

6月には、議員視察で富山県の朝日町、公共交通は先進的などありますが、行って公共交通の取組を聞いてきました。事業者と本気になって話し合いをし、住民のために取り組んでいることを非常に感じました。それは、その視察の説明がほとんど朝日町の町長自らが説明していたということがうかがえます。やはり、町全体がそういう形で取り組んでいるということを感じました。

高山村でも第六次総合計画の中で村づくりアンケートを行い、その結果として、今後、村で力を入れるべき施策はということで、公共交通機関という答えが一番多く、38.3%でありました。地区別でいくと、第5ブロックの割合が非常に多いです。年齢別でも10代、20代、40代が1位となっています。また、10代から80代全世代通しても上位5位以内のお答えをいただいているのが公共交通機関でございます。

さらに基本計画では、基本目標として、「村民と村が協働して公共交通の必要性を再確認し、住民ニーズの把握とともに、路線バスとデマンド交通による効率的かつ、きめ細かな運行を図り、バス共通ICカード等を促進し、利便性の高い持続可能な公共交通システムの構築に努めます」と書いてあります。

今、村では、第2期地域公共交通計画が策定また検討されていると思いますが、それに伴って何点か質問をさせていただきます。

1つ目は、朝日町では、町民8割以上の住宅からバス停までを300mにという範囲で考え、利用促進をするために路線バスのルート設定を行っています。高山村にそれを当てはめると、水中、久保、赤和、黒部、また三郷地区もその300mから外れます。特に、高井側の水中、久保、赤和は、3倍、4倍ぐらいになってきてしまいます。このバス停から遠いという地域が多いことは、利用促進を考える上で、非常に考慮しなければならない点だと思っておりますが、その辺の検討をされているのか。また、あわせて現在の策定の状況を教えてください。

2つ目は、高山村は、1路線に支払う補助が非常に多額です。正直、1路線とふれあい号だから2路線しかありませんが、県内外の町村では、住民のニーズに合わせて1路線を数便往復の便を作るだけで、路線数を増やしています。朝日町でも9路線あります。また、12月にも前々回の質問でもお伝えしましたが、長野県南信の豊丘村では、連絡協議会の中で4路線を初め作っていました。ただ、住民のニーズに応えるために1年以内に5路線に変えています。そういう形で敏速に動いていることがすごいと感じるところではありますが、高山村でもふれあい号の路線が1台しかありませんが、これを2台、3台という形で増やして、村民の利用促進のために生かせることがよいと考えますが、いかがでしょうか。

また、3番目に、策定に当たり健康福祉課が今、主でやっております。ここ3年、4年、健康福祉課は非常に大変でした。新型コロナウイルスの感染の関係で、ワクチン接種等非常に大変な中ですが、その中で答弁が「令和5年度、6年度に向けて検討します」でお答えが止まっていた

のも事実かもしれませんが、学生のことを考えたら教育委員会、また観光などを考えたら産業振興課、また全体を見たら総務課という形になると思います。その課を超えた連携、やはり協働というものが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

4つ目は、健康福祉課ならではとして、公共交通から外れてもやはり通院などに行きづらいというお年寄りの声も聞きます。村内のお医者さんにおいても、セカンドオピニオンという形で須坂または長野の病院に行ってくださいとか、精密検査を受けてくださいと言われて日程を組まれても、家族が送り迎えをしてくれなければタクシーを使うしかない。タクシーも村内だけは補助効いて、村外だと補助が効かないということを知っていますということで、実際には須坂、長野まで行くと片道3,000円、4,000円、往復で七、八千円。医療費までかければ、1回行くだけで1万円が飛んでしまうと。そんなことは年金暮らしの人には無理ですということもよく言われます。

そんなことも考えると、やはりその辺を考慮した、病院ならこういう形ができますと。補助券などを出したりしてやれたら、本当に暮らしのいい高山村となると思うのですが、そういう企画などは検討されているか、お聞きします。

以上、4点をお聞きします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

———村長職務代理者藤沢副村長。

#### ○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）

改めて、おはようございます。

それでは、通告に従って、高山村の公共交通のあり方についてお答えをいたします。

村では、平成29年度に地域全体の公共交通システムの在り方や具体的な公共交通サービスの取り組みを定めた「高山村地域公共交通網形成計画」を策定し、村内の交通路線の見直し及び再編を行い、翌30年10月から新たな公共交通サービスの運行を開始し、5年余りが経過いたしました。

この間、令和2年6月には、人口減少や運転手不足が深刻化する中、地方における移手段の確保を図るため、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、計画の名称もこれまでの「交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に変更されたところであります。

このため、現在の「公共交通計画」は、本年度が計画期間の最終年度となることから、「高山村地域公共交通協議会」では、第2期となる「公共交通計画」を策定するため、今後、村民の皆様を始め、利用者の皆様や学校などの関係者に対しアンケート調査を行って、現状の問題点や課題、さらには公共交通における移手段や交通ニーズを把握し、幅広い視点からサービス内容を検討してまいることとしております。

そこで、まず初めに、現在の策定状況と本村ではバス停から遠い地区が多いことから、その点を考慮して検討しているのかとのお尋ねでございますが、現在の運行は、須坂駅からYOU游ランド

までの区間を幹線とする「山田温泉線」と奥山田地域及び牧地区を運行する10人乗りワゴン車「ふれあい号」の支線がございます。

中でも幹線沿いのバス停は、再編前のバス停を利用しておりますことから、議員お話のとおり、停留所から遠い地区が多く存在をしております。一方、交通空白地帯と言われる高井・中山地区は、予約型の「高井中山乗合タクシー」を運行しており、このためのバス停は住宅地からおおむね300m以内に設置されているものと認識をしておりますが、今後は、第2期公共交通計画を策定する中で、利用拡大が図られるよう、バス停の設置箇所や運行形態も検討してまいりたいと考えております。

また、現在の策定状況についてであります。去る8月29日に、本年度第2回目の「公共交通協議会」を開催し、委員の皆様には計画の趣旨に合わせて2期目の計画策定のためのアンケート調査に関する説明をしたばかりでございますので、現時点において具体的なお話を申し上げる状況にございませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、住民ニーズに合わせてふれあい号の路線を増やすことについてのお尋ねであります。現在運行している路線バスの本数や時間帯は、村からの要望・意見等を申し上げた中で、バス会社の組織全体の運行管理によって運行されているため、必ずしも利用者のニーズに沿った運行となっていない面もあることなどから、利用者が少ないことも考えられますことや、人口減少に伴い利用者数そのものが減少していることで、運賃収入も減少し、結果としてバス事業者に支払う負担金等が増加しているものと思っております。

そのようなことから、路線バスやふれあい号などの運行形態を始め、増便や路線数につきましては、今後のアンケート調査結果なども踏まえ、利用者ニーズを把握した上で判断してまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、計画の策定に当たっては、課を超えた連携が必要ではないかとお尋ねであります。第2期公共交通計画の策定に当たっては、村づくり施策や観光施策との連携強化、さらには通学する児童や生徒、通勤者などに配慮しつつ、利用される皆様がより一層利用しやすい運行形態にしていかなければならないものと思っております。

このため、この計画を中心となって策定いたします協議会の中には、産業振興課や教育委員会の職員が事務局として参画しておりますことから、今後の計画策定状況の過程で分野ごとに連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、通院のためのタクシー補助を地域を超えて利用することについてであります。現在、村が行っておりますタクシー補助につきましては、重度の心身障がい者や在宅の寝たきり高齢者の皆さんを対象に初乗り運賃や迎車回送料金に対して、申請に基づき助成券を交付させていただいております。

したがって、今後、実施いたしますアンケート調査結果を踏まえ、必要に応じて第2期の計



画を策定する中で、タクシー補助も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、現在、協議会の中で第2期の計画策定に向けて作業を進めておりますので、現在の路線バスの在り方や運行形態などについても、今後、アンケート調査結果等を踏まえ十分に検討を行うとともに、費用対効果なども含め、新たな公共交通体系も視野に、様々なシミュレーション等をする中で、村民の皆様が真に利用しやすい公共交通システムの構築に向けて、議員御提言の内容等も含め、策定業務を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————黒岩清道議員。

**○7番（黒岩清道議員）**

再質問をいたします。

こんな形でお答えされるだろうなということは考えていましたが、アンケート調査によって、今後、その結果を基に策定を進めていくということではありますが、やはり同じ補助金を払うのであれば、きめ細やかにしてほしいというのが、やはり住民でもあり、私たちの願いであります。正直なところ、長電さんの大型バスに細かく動いてくれということではなく、いかに路線を生かした形でふれあい号を生かせるかというところが1つの問題点だと思います。

県内外の市町村では、はっきり言って土曜、日曜は運行しないとか、そういうことも行っていきますし、皆さんの御意見を聞いて、朝2路線、2往復、夕方2往復、途中1往復、医者からの帰りとかという形でせいぜい5往復ぐらいしか使っていませんが、皆さんも御存じのとおり、長野電鉄さん、よく見ます。相当走っていらっしゃると思いますが、その辺はちょっとひとつ検討していただきたい。そのことについてアンケートを取ったということで、アンケートの結果は公表していただけるのか、まず1つ質問します。

そして、もう一つは、これはどうしても業者とかコンサルタントの関係でそれらのほうにウエートがかかっていて、村民のためになっているのか1つ聞きたいんですが、村民のためにやっているのか、業者のためにやっているのか、その辺をはっきり教えていただきたい。その2点をお願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————藤沢副村長。

**○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）**

再質問にお答えをいたします。

この公共交通につきましては、やはり交通弱者と言われております皆さんの足として利用されているわけでございます。そんな中で、やはり根本的な考え方としますと、利用者のためにこの公共

交通をどうしていくのかというのが根底にあるわけでごさいます、今後、団塊の世代の皆さん、高齢化が進むにつれて免許の返納等もされる方も増えてくるんじゃないかと、そんなことも先々想定する中で、やはり利用される皆さんを中心に、どうすれば今のいわゆる費用対効果ではございませんけれども、やはりお金をかけて、使ってよかったねと言われる公共交通を目指すべきだと私は思っておりますので、先ほどアンケート公表云々という話がありましたけれども、これはもちろん公表すべきものであって、公表していきますし、何と言いましても村民の皆さんのために公共交通をどうしていくかということで、この第2期でこれまでの第1期の検証をしっかりとる中で、またいろいろ村民の皆さん、利用者の皆さん、議会の皆さんもそうでございますけれども、いろいろな皆さんの御意見をお聞きする中で、いい公共交通にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

———黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

よかったです。村民のためということをお願いいたしまして。正直、その村民のために策定するということを肝に銘じて、また確実に村民のためになっているかというところを私たち議員はしっかり見ていかなければいけないなというところを感じております。そういう形で、よりよい策定をお願いしたいということで次の質問に移ります。

2つ目は、森林スポーツ公園の活用についてお伺いします。

5月の議員懇談会と書きましたが、議会報告会、「議会と村づくりを語る会」を開催した中で、高山村には子どもが遊べる公園がないという意見もいただいております。

また、先ほどの公共交通と同じですが、6月に議員視察で富山県の奇跡の村というところで舟橋村に行ってきました。ここは、十数年前までは千三百、四百人の人口でしたが、今現在、3,200人ぐらい、倍増しているところでございます。その倍増する施策として、やはり公園に人を集めるということで、地域の活性化を取り巻くために公園を活用するというので、今まで全然活用されていなかった公園、犬の散歩は駄目ですとか、いろいろなことを許可出さないで利用者が非常に少なかった公園であります。グリーンパークというところですが、そこに今は毎年「こども公園部長」、こういうのを募集しています。今年も小学校5年生の前後数名が応募し、その子どもたちと一緒に民間の企業や造園業、また土木、建築などいろいろな方々、地域を超えたところの企業の方々や、また保護者、住民などいろいろな話し合いをし、年間のイベントなどどういうことをやっていこうかなということで、企画運営などをしております。中では、子どもたちが秘密基地を作りたいと言うと、普通でしたらそんなところに作るとなると、多分、高山では無理です、駄目ですと言われるのが筋ですが、どうやったら作れるだろうとみんなで検討します。水鉄砲で遊びたいな、これも色付けでちょっと大会をやりたいねと言うと、いや、色がついているのは公園の芝生に駄目

でしょ。普通なら高山では却下されるものだと思いますが、そういうのもどういふものを使ったら  
できるだろうと。やはり皆さんの知恵を囲んでやっています。

やはりそういうことをして、いろいろな企画をしていく中で、そのイベントに非常に参加者が増  
え、これが結果的に移住定住につながり、今、その公園の周りは村営住宅ができたり、また保育園  
も民間に移動したのに、子どもたちが増えたのもう1回村営に保育園をつくるというそれぐらい  
の活気ある村であります。

やはり、高山村でも公園がないと言われるのは、森林スポーツ公園を管轄している課としては非  
常にさみしいとは思いますが、そこで何点かお伺いします。

森林スポーツ公園をみんなで作ろうと、またやっていこうということで、子どもたちや住民を巻  
き込んで、また企業も巻き込んで活気ある公園をつくらうというそういう組織を作ったほうがいい  
と思いますが、その辺はいかがでしょうか。

2つ目に、イベント。これは公園でやる、やらないは別としても、やはりそういうところで、通  
告には子どもの施設無料券を配布。これは子どもだけじゃなくても、家族で1枚無料券を渡すとい  
うことは、損して得を取れみたいなものですがけれども、それで施設の利用が促進されるのではない  
かと考えますが、この2点いかがでしょうか、お伺いします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

————堀健康福祉課長。

**○健康福祉課長（堀 一生）**

森林スポーツ公園の活用についてお答えいたします。

平成5年にオープンしました森林スポーツ公園YOU游ランドは、約6haの広大な敷地の中に浴  
場や屋内プールを始め、トレーニングジム、多目的ホールやマレットゴルフ場、アスレチック広場  
や芝生広場のほか、隣接する噴水公園やバーベキュー施設などを備え、子どもから高齢者に至るま  
で誰もが気軽に楽しめ、また健康づくりや体力づくりもできる多目的な複合施設として村内外を問  
わず大勢の皆様に御利用をいただいております。

そこで、まず初めに、子どもたちや業者を巻き込んでみんなで作って企画する組織の整備につ  
いてであります。より多くの皆様に関わり、何かを作ったり企画していただくことは、その方を通  
じて家族や友人などの皆さんにもお越しいただき、見たり体験することで、大勢の皆様の来場につ  
ながることから、大いに期待できるものと思われま。

しかしながら、どの年代の子どもたちをターゲットにするかによって、利用者層や企画内容を  
変えていく必要があるものと思われま。したがいまして、子どもたちでにぎわう施設は、おのずと  
活気づくと思われまことから、今後、YOU游ランド運営研究委員会や小学校のわくわく村、総  
合型スポーツクラブの皆さんなどから御意見などをお聞きしながら、無理のない範囲で継続できる  
組織づくりができるかなど検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い

申し上げます。

次に、イベントなどの際、子どもたちに施設無料券を配布して、施設の利用促進を図ったらどうかとの御提案でございますが、今年はYOU遊ランドがオープンして30周年を迎えましたことから、年度当初から各種イベントの開催に当たり、1人でも多くの皆様に施設を利用していただけるようイベント出店者の御協力をいただく中で、大人も含めて施設の無料券や割引券を進呈して誘客に努めているところでございます。

したがって、議員お話のように、子どもに対する無料券の配布は、子どもたちが施設を利用することで親御さんにも同様に施設を利用されることから収入増につながることで、引き続きイベント時に合わせて無料券や割引券を進呈して、さらなる集客に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————黒岩清道議員。

**○7番（黒岩清道議員）**

再質問いたします。

今、森林スポーツ公園の子どもたちをとというのがいろいろなところで企画はされるんですが、森林スポーツ公園を使おうという形でいろいろな企画をされるんですが、別々なんですよ。ダブルブッキングをする場合もありますし、場合によれば、私たちが行ったのに、これは許可できないのに、あの人たちが行けば許可できるとかということもなくすためにも、やはり全体を把握した森林スポーツ公園の協議会もそうですし、総合型もそうですし、わくわくもそうかもしれませんが、多くの人を巻き込んだ形で、子どもたちをいかに楽しく、また人を集めるということで、組織的に、個々の組織を小さいのを作るんじゃなくて、大きな形で組織を作ることのほうが森林スポーツ公園を全体的に生かすためには非常にいいと思いますが、その点はいかがでしょう。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————堀健康福祉課長。

**○健康福祉課長（堀 一生）**

再質問にお答えをさせていただきます。

ただいまの御質問といたしますと、新たな組織を作ってやったらどうでしょうかということだと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

まずは、先ほどの答弁の中でもお答えをさせていただいたところですが、運営研究委員さんですとかわくわく村の皆さん、総合型スポーツクラブの皆さんの御意見をお聞きして、そういった全体を統括するような組織が必要じゃないかというようなお話があれば、そういった方向で進めていくというのも考えられるんじゃないかなというふうに思っておりますので、とにかくこの施設をより多くの皆様にご利用していただくような組織とかいろいろなことができなければいいかなという

ふうに思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

本当に公園、これは昨日の高井議員の質問かな、移住定住に関わってアパートを造る。民間のアパートは高山ではなかなか難しいんですよ、利益的にもという話が出まして、よく移住定住のことを考えるときに、そのチェックポイントとして考えるのは、やはり公共交通がちゃんとしているか、また公園がちゃんとしたものがあるかというところが移住定住の方々にとっては非常にポイントになってくるんです。そのあたりを、やはり高山では真剣になって考えているよということをアピールしたり、また構築していくことが移住定住にも、また人口減少に歯止めをかけるにも大切なことだと思いますので、その点をやはり肝に銘じて活動していただければ、また施策も考えていただければありがたいなと思っています。

これで私からの質問は終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で、黒岩清道議員の質問を終わります。

—————8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

通告に従いまして質問いたします。

初めに、村公民館改修計画の進捗状況について質問します。

高山村公民館は、昭和53年に建設され、村民の文化的交流の場として利用されてきました。しかし、竣工から45年が経過し、時々修理を重ねながら、最近では経年劣化により保守管理費用の増加が心配されてきました。また、数年前には、全面的な改築計画も持ち上がりましたが、規模が大きすぎたということもありまして、村民の合意ができず、白紙となっております。

その後、改めて公民館建物の一部の改修計画が表明されましたが、今のところその動きは私には聞こえてきていません。どのように進んでいるのでしょうか。

最近になりまして、冷房装置が故障している旨の方向がありましたが、エアコンの修理は公民館の改築と併せて行うと説明されました。暖房装置は故障していないので、これから寒くなっても公民館の利用はできるということですが、来年の夏が今年のような猛暑でしたら、改修計画と同時に修理するなどとは言ってられないのではないかと思います。また、最近には、受水槽の水漏れも発生しているところでもあります。このように、いよいよ公民館建物の改修は待たなしに追い込まれているというふうに私としては思っております。

そこで、2点質問をいたします。

1、村公民館の一部改築計画の進捗状況はいかがでしょうか。

また、2、公民館改修の完了の予定はいつを予定されているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

村公民館改修計画の進捗状況についてお答えいたします。

公民館の改修計画につきましては、勝山議員から質問のあった答弁内容と重複する点があるかと思いますが、公民館は既に老朽化が進んで、いろいろなところで不具合が生じておりますことから、早急に施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、まず初めに、改修計画の進捗状況についてであります。公民館改修検討委員会からの「高山村公民館の改修のための基本的な計画に関する意見書」を受けまして、教育委員会では、公民館の利用に当たって、今までの利用方法にとらわれることなく村民の皆様のニーズにできるだけ応えられるよう様々な視点から検討してまいりました。

今後は、具体的に計画を進めていくために、今定例会において、実施設計委託料の補正予算を計上して審議していただくこととしておりますが、この改修計画の概要につきましては、今後、具体化したところで議会や広報たかやま等によりお示しさせていただくとともに、村民の皆様からの御意見等をお聞きしながら、今後、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、改修工事の完成期限についてのお尋ねであります。本年度中に実施設計を作成した上で、できれば令和6年度当初予算に工事費を計上させていただき、事業を進めてまいりたいと考えております。

したがって、工事完成期限につきましては、実施設計ができておりませんので具体的な工期をお示しすることはできませんが、工事が始まりますと公民館を利用できない期間が発生いたしますので、利用者の皆さんに御不便をおかけしますが、御理解、御協力をいただき、できるだけ早期の完成を目指して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

再質問をいたします。

ただいまの答弁によりまして、進んでいて、これから広報などで周知するという答えだったという答えだったというふうに思います。

そうしますと、これから設計をして、それで来年正式な設計予算を組んでということになりますと、実際、工事に進むのは大分先になるという感じにはなりません。そうしますと、当然、例えば来

年の夏、公民館の工事が入っていない段階で冷房が効かないということが起こり得るのかということとをちょっと今危惧しているところでもあります。実際、工事に入れば、村民の皆さんも納得していただいて、別の場所であるということもあり得るかもしれませんが、そのあたりをどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

また、もう一つは、設計の中でちょっと私からも要望も入れさせていただければと思うんですが、昨日の勝山議員への答弁で、図書館の計画は入っていないということは明言されましたけれども、私は、3階の講堂も大変使い勝手が悪いのではないかというふうに思います。例えば天井が低くて照明装置もあまりないということで、文化祭などでなかなか皆さん発表者の努力が軽減されてしまうような見え方ではないかというふうに私としては思っていますので、そのあたりぜひ検討していただいて、できるだけその後、村民の皆さんも見栄えのいい発表会になるような形にしていければと思うんですが、その2点についてお聞きします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

再質問にお答えいたします。2点ございましたかと思えます。

1点目ですが、この工事の進捗の部分で、仮に来年度夏場冷房が使えないときはどうするのかというところの御心配の点でございますが、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、今年度実施設計の補正予算を御審議いただくところでございますが、補正予算が認められました後に実施設計を早期に進めさせていただいて、できるだけ早く具体的な部分を見えるようにお示ししていきたいというふうに考えております。

その上で、工事を進めていく手順が検討できるのかなというふうに考えております。やはり公民館を利用させていただく村民の皆さんに、できるだけ御不便、御迷惑をかけないようにというのは十分考えていきたいと思っておりますので、何分、御理解いただけますようお願いいたします。

2点目ですが、公民館講堂の改修の部分はどうなのかというところでございますが、昨年、「公民館改修検討委員会」の中でも様々な御意見を頂戴しております。その中で、やはりその意見を尊重させていただいて、どのような形にできるのか、そこもこの実施設計の中で具体的にお示ししながら皆様方に御意見をお聞きしていきたいというふうには思いますが、今回の改修計画は、基本的には施設の改修を基本に考えておまして、その中でどこまで、どのような形ができるのかをまたお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

村民の皆さんの利便性を最大限に考慮いただきながら、できるだけ早く利用していただくような

形で進めていただければありがたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

プレミアム付き商品券について質問をいたします。

今年も昨年に続きまして、商工会によるプレミアム付き商品券が発行されております。有効期間は、毎年同じ期間ということですが、この事業を始めた頃は10%のプレミアム付きでしたけれども、ここ最近になってコロナ禍から20%のプレミアム付きとなりまして、そして大きな特典が付きましましたので、村民の皆さんには大変人気な事業ということになったと思います。

ところで、私の友人が7月19日、今年の3日目に購入に行ったところ、買えなかったと言って悔やんでおりました。先の全協においても同様のことが説明されましたけれども、様々な都合によって早期に購入できない方々には悔しい思いをさせてしまっているのではないかと考えております。

そこで、2点質問します。

今年も2日間で完売ということでした。その理由について全協でも説明がありましたけれども、改めてまたお願いしたいと思います。

2番目、自動車の購入について、自動車の購入はいろいろ人それぞれですけれども、車検での商品券の利用は、車の購入日によって、ある意味ではずっと長きにわたって利用できないということが生じます。今後この商品券事業続くとすれば、いくらかずつでも利用期間をずらしてできないものかというふうに思いますが、質問いたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————小渕産業振興課長。

**○産業振興課長（小渕義彦）**

プレミアム付き商品券についてお答えをいたします。

村内の商工観光業の振興を目的に、高山村商工会が事業主体となって実施しておりますプレミアム付き商品券発行事業につきましては、村がプレミアム分の金額を助成することで、平成14年度に試行的にプレミアム率を10%、購入限度額を10万円、販売総額を500万円でスタートしており、以降、継続して事業を実施いただいております。

このプレミアム付き商品券は、商品券のプレミアム分によって、村民の皆さんの購買意欲を高め、村内で消費活動を行っていただくことで、村内の商工観光業の振興を図ることを最大の目的としております。

このため、事業費は景気の動向にも左右されますが、本年度はプレミアム率20%で販売総額を9,000万円とし、商工会と村が連携して村内での消費拡大を図り、商工観光業の振興を進めておるところでございます。

そこで、まず初めに、2日間で完売したことの理由とその対策についてのお尋ねでございますが、完売した理由の1つとしましては、商品券発行事業を継続して行ってきたことにより、プレミアム



付き商品券が広く村民の皆さんに定着してきたことや、村内の消費拡大について理解を深めていただいたことなどが主な要因として挙げられますが、昨今の物価高騰により、より多くの皆さんが早く購入し、利用したいという思いから短期間で完売したのではないかと思います。

なお、過去の完売状況を見ますと、令和元年度は今年と同様に販売2日目で完売いたしました。その際は1世帯の購入上限額を50万円としたこともあり、短期間での完売につながったのではないかと思います。

その後、より多くの皆さんに御利用いただくために、商工会及び村で検討を重ねた結果、令和2年度では購入上限額を1世帯30万円に引下げ、令和3年度ではさらに5万円引き下げて25万円とし、発行総額を9,000万円にしたことにより664世帯が購入され、令和4年度では、発行総額を1,000万円引上げ1億円にしたことにより706世帯に、令和5年度では、発行総額を令和3年度と同額の9,000万円にしたことにより556世帯が購入され、それぞれ多くの皆さんに利用していただけるよう工夫してまいりました。

しかしながら、販売から2日間で完売したことにより、購入を楽しみにしていた方には申し訳なく思っておりますが、ここ数年は以前と比べて購入世帯が増加傾向にあることなどから、商品券発行事業の目的であります消費の拡大や商工観光業の振興に一定の成果が出ているものと考えております。

なお、購入できなかった方もおられますことから、今後、発行総額や世帯の購入上限額等も含め、事業主体であります商工会の皆さんと相談しながら、よりよい方策があるか検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、毎年いくらかでも販売時期の変更ができないかのお尋ねでございますが、村の当初予算は毎年3月20日前後に議決となり、その後、販売に向けて周知等を含めた事務手続期間を考慮しますと、早くとも5月中旬以降の販売になるものと思われま。仮に、この5月中旬以降に販売した場合は、村の補助金を確定する精算事務等を考えますと、最大での利用期限は翌年の2月中旬までとなり、その利用期間が10か月間となります。

しかしながら、事業主体となる商工会では、利用期限の2月が確定申告や企業の決算期と重なるため、現在の人員では事務手続上、大変煩雑になることが想定され、負担が重くなると思われま。さらに、国の資金決済に関する法律では、6か月の利用期間を超えた場合に、資金決済サービスを担っている商品券を発行する企業が突然破綻してしまうことで利用者の資金が欠損してしまう懸念などを防ぐため、発行保証金として供託金を納める一定のルールが課せられております。

この供託金は、一時的に負担した後に変換されますが、基準日が9月末と3月末となっており、発行した商品券の未使用残高が1,000万円を超えたときはその未使用残高の2分の1以上の額を納めることとなります。このため、仮に発行総額を1億円、期間を10か月とした場合は、供託の基準日である9月末において、その商品券の未使用残高が5,000万円とした場合、その2分の1に当たる

2,500万円の供託金を負担することとなります。この供託金を村が当面一般財源で負担した場合は、村の皆さんのために実施しようとする他の2,500万円の事業ができなくなり、結果的に村民の皆さんのためのプレミアム商品券事業が村民の皆さんに迷惑をかけるおそれもあると考えております。

このため、村といたしましては、商品券の利用期間が6か月以内に収まる範囲の中でこれまでも考えてきたところでありますことから、今後もこの利用期間で設定することが妥当であると考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————湯本辰雄議員。

**○8番（湯本辰雄議員）**

それでは、再質問いたします。

ただいまの答弁によりますと、なかなか購入の件数を増やしたりということは、いろいろ金額さ上げればできるという形になるんだろうというふうに思うんですが、なかなか期間を変更というのは困難だという今説明をされたというふうに思います。

そうしますと、ある意味、これからずっともう同じ時期だということも可能性ありますので、私としては、例えば期間を長期にするというのはなかなか保証金云々の話にもなるんだというふうに思いますので、難しいのかなというふうに思ったり、最後に村民に迷惑というような話も出たりしておりますが、何とか商工会の皆さんと相談いただいて、期間6か月ですが、時期だけずらすというようなことが何とかできないかということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思います。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————小淵産業振興課長。

**○産業振興課長（小淵義彦）**

再質問についてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃられるように、車検等で使われる皆さんにとっては、一定の期間定められますと、その期間外のところは車検ができないと。車検した費用について賄うことができないということですが、この商品券事業の中で商工会の皆さんにお聞きしますと、やはりお中元シーズンの8月でありましたり、年末年始、そういう贈答のシーズンにおいて大変需要があるというふうにお聞きしております。

そういう中で、議員おっしゃられるような期間については、なかなかその期間に収まらない中で6か月ということにせざるを得ないのが状況でございます。また、その中で商品券を使われることが住民の皆さんにとっても非常に有効であるという評価も商工会のほうではしておりますので、そういう中では、大変申し訳ないんですけれども、今のこのような期間でお願いしていかざるを得ないとこんなように今は考えておりますが、その辺、商工会とも話をする中で研究してまいりたいと

こんなことでは思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西原澄夫議員）

————湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

今おっしゃられた商工会の皆さんと申しますか、商品券のこの期間については、以前から盆暮れの利用が多いということをお聞きしております。ただ、もう1つ高山村の中に、大変こういう言い方しては恐縮ですけれども、盆暮れに大変混みあうという商店さん、幾つあるのかなということも私個人として思ったりしているんですが、ぜひ様々な検討をしていただいて、取り組んでいただければなというふうに思ひます。

次の質問に変わります。

高山りんご共撰所について質問いたします。

現在、全国的にも農業従事者の高齢化が問題とされていますが、本村も例外ではありません。先祖代々の田畑を企業などを定年退職後りんご栽培を引き継いでいる方は多数いらっしゃいます。また、このようなりんご栽培初心者から大ベテランの方まで出荷しているところが高山りんご共撰所であります。

さて、令和4年度の高山村りんご共撰所において、りんごの出荷は市場販売が3億3,000万、共撰所での直売が1億600万、そのほか含め合計で4億5,000万ぐらいになっております。出荷の箱数は10万3,000箱ということであります。

ところで、高山共撰所の選果機の機械のほうです。これはこれからも稼働できるんですが、冷蔵庫は現在故障中と聞きました。冷蔵庫を本格的に使用できるようにするためには、修理費用とまた年間電気料は数百万円ということで、大変高額になるようです。そのため、ながの農協としては、令和8年頃には修理しないで須坂市の豊洲集荷場に集約したいとの考えです。これからりんご出荷が最盛期になりますけれども、今年は冷蔵庫として使わないで普通の倉庫として利用していく計画のようです。りんご部会の役員さんも現在のりんご価格からして組合に電気料、修理費などを負担させるわけにいかないということで、今年は共撰所の現在の方針をそのまま受け入れたというふうに聞いております。

高山りんご共撰所のここ数年の出荷量はおおよそ10万ケースを維持しております。これは、りんごの出荷先が村内にあって近いので運搬しやすいのと、また収穫したりんごを運搬できない生産者には、自宅や畑まで集荷に来てもらえるという細かな気配りもされているためだというふうに思ひます。そのため、自分が元気なうちは田畑を荒廃農地と申しますか、りんごの生産を止めるということはさせないと言って頑張っておられる方もいらっしゃいます。それが須坂まで運べということになれば、生産をやめるという人が出てきそうです。そうしますと、広なりんごの非生産農地が生まれる可能性があります。

先ほど言いましたように、高山共撰所の販売額4億円、そのうち直売はおおよそ1億円以上あります。ぶどうも直接販売で700万ほどありますけれども、高山ブランドのりんご、おいしいりんごが村内外の皆さんにだんだんと広がっているものと考えております。村長の公約であります「にぎわいの場構想」の高井西地区西部地域において、このりんご直売の数字が入らないということは、私としては考えられないと思っております。にぎわいの場構想実現のためにも、またこれからの共撰所の運営も含めて、りんご生産量をこれからも確保しなければならないと考えます。

そこで質問します。

これからも高山りんご共撰所の存続と元気にりんご生産できるような施策をお考えいただければというふうに思います。また、新規就農者には、高山共撰所への出荷を勧めていただくようお願い、要望できないでしょうか。個人で高山村へ新規就農で来られてりんごづくりされている方も、自分で独自に販売されている方もいらっしゃいますので、そのような方に一声かけていただくということをお願いしたいと思います。

また、この高山ブランドの拡大、なかなか拡大までいくか維持ということになりますけれども、何とか研究するようなチームといますか、組織、こんなようなのを考えていただければなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○議長（西原澄夫議員）

———小渕産業振興課長。

#### ○産業振興課長（小渕義彦）

高山りんご共撰所についてお答えをいたします。

J Aながの高山共撰所は、本村の基幹作物であるりんご等の地産地消の場として、村民の皆さんを始め、県内外から松川溪谷の紅葉や温泉施設等を訪れる観光客の皆さんなどが安全で安心なおいしいりんごを求めて、シーズンになりますと大勢の皆さんでにぎわっております。

その中で、高井共撰所と山田共撰所が合併した平成7年当時、高山共撰所に出荷されたりんごは約25万ケースあったものが年々減少し、平成28年以降は10万ケースを割り込むまで落ち込んでおりますが、昨年は10万ケースを超えたとお聞きしております。

そこで、高山共撰所の存続と元気にりんご生産ができる施策についてのお尋ねではありますが、高山共撰所は、機械設備や施設の老朽化に伴い、修繕が増大してきたことなどから、J Aながのの前身であるJ A須高時代に、支店及び拠点の再構築を図るために、高山共撰所を須高フルーツセンターに集約する方針が示されており、この方針は、令和3年2月に配布されたJ Aながのの組合員懇談会資料によりますと、令和5年度に高山共撰所を統合する計画とされておりましたが、現在では、統合に向けてJ Aからの具体的な計画が示されていない状況でございます。

しかしながら、共撰所への出荷量が減少すると、選果機などの修繕や更新などの施設管理費を始め、人件費や資材費などを農家の収益から差し引く集荷経費が増大するため、農家所得が減少する

こととなります。

このため、今後において、統合の計画がより具体化されてくるものと思われることから、JAながのの須高りんご部会高山支部では、高山共撰所の直売所の運営に関わる中で、令和3年度からりんごの販売単価の見直しを図るとともに、ぶどうの販売も取り組むようになり、電話やネットによる販売促進の強化を図りながら、販路拡大と収益の向上に努力されているとお聞きしております。

また、りんご部会高山支部では、部会員のりんごの栽培面積及び会員の減少に歯止めをかけるため、高齢の方でも積み下ろしが容易な12kg用のハーフコンテナを導入するとともに、共撰所までの搬入が困難な方には園地または自宅まで取りに行く庭先集荷により、出荷量の確保を強化しております。

一方、村といたしましては、りんごの生産量を確保するため、りんご栽培者に特化した支援策として、令和2年度には苗木の購入費に対する補助率をこれまでの3分の1から2分の1に拡大し、棚資材に係る経費に対する補助率を10分の1から10分の2にそれぞれ拡大しております。

また、村では、担い手不足が深刻な問題でありますことから、新規就農者等の就農時の年齢が50歳未満の若い農業者を対象に、国の経営開始資金や経営発展支援事業を活用して支援しておりますほか、村単独で55歳未満の農業者を対象に農業研修費や農地または農業機械の賃借料、農業共済掛金などの支援制度を設けて、新規就農者の確保や育成に努めているところでございます。

今後も高山共撰所へのお荷量を確保するため、さらにりんご栽培農家の皆さんが意欲を持って元気にりんご生産を維持・拡大していただけるよう、支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、部員の皆さんを始め、農家の皆さんにおかれましては、高山共撰所存続のために、今後とも高山共撰所のお荷について御協力をいただきながら、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、新規就農者に高山共撰所へのお荷を勧めることについてであります。村では、新規就農者の皆さんがJAやりんご部会高山支部に加入し、共撰所にお荷することにより、農薬代が軽減される薬液調合施設の利用を始め、関係機関の資金や補助制度など多くの情報が得られるほか、ブランド力のある「信州高山さわやかりんご」として、農協系統お荷ができるメリットなどを新規就農相談会や補助制度を相談する機会を捉えて、説明させていただいております。

このような説明をした上で、過去10年間にりんご栽培に取り組んだ新規就農者は16名おられますが、そのうち13名が共撰所にお荷されておりますことから、今後ともあらゆる機会を捉えて勧奨してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に、(仮称)高山ブランド拡大研究チームの設置についての御提案であります。本村のりんごは、安全・安心なりんご栽培を行うため、減農薬の取組や地力増進施設から生産された有機肥料の利用、さらにはりんご部会が一丸となってエコファーマーを取得するなど、村とJAやりんご部会が一体となって環境保全型農業に取り組んできたこと等により、「信州高山さわやかりんご」として、高山村産りんごのブランド化が確立されております。

このため、御提案の高山ブランド拡大研究チームの設置につきましては、「信州高山さわやかりんご」のブランドを維持するための生産量の確保が、この研究チームの目的になると思われまので、まずはJAやりんご部会の皆さんと研究チームの必要性や在り方などについて相談した上で、今後、研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、再質問をいたします。

村として、様々な支援をいただいているということで、今、答弁があったというふうに思いますけれども、やはりりんごの価格がなかなか難しいというのが今の現状としてあるのではないかとと思うんです。それで、例えば体のほうはまだ元気であっても、あとは地域的にもありますけれども、りんごからぶどうのほうへなり別のものに変更しているということでの生産量が減少というようなこともあるのかなというふうに私としては思っています。

ただ、以前から村長のそれこそ「にぎわいの場構想」ということでいくと、普通の産直センターのようなものでしたら、村のいろいろなところから商品を集めて、それで店舗にするというようなことがあるのかもしれませんが、やはりそういう中で高山ブランドのりんごというのは、一定の生産量が欲しいなというふうに思います。

ただ、もう1つは、今現在、高山共撰所の直売が1億円ほど全体としてあるわけですが、やはりこちらのほうも共撰所に、それこそ良いものというか、すぐに箱詰めできるものから傷のあるものまで集荷して、それで傷のものは直売のほうへ、箱詰めできるものはそのまま箱詰めで全国にというのが今やっただいただいているわけですので、これがもし須坂の豊洲のほうに行ってしまうと、こちらのほうの直売に回っているものさえも減ってくるという可能性も考えられるわけです。

そういうことで、今、様々な共撰所なり農協への行政としての補助もあるわけですが、改めて村長の「にぎわいの場構想」との関連で、共撰所への支援、改めて何とか今以上にお聞きできないかということをお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

———小淵産業振興課長。

○産業振興課長（小淵義彦）

質問1点だと思います。

今のお話の「にぎわいの場構想」に絡めながらというようなお話がございました。確かに、「にぎわいの場構想」につきましては、村の入り口というような形の中で整備していこうという話ではございます。

そういう中でございますが、現時点では、その辺の部分は進んでいない部分でございまして、そ

の中では、大変JAながのの高山共撰所については、直売所としましてそれだけの機能ではなく、観光振興においても非常に大きなお力をいただきながら経営をりんご部会の皆さんによって進めていただいております。

そういう中で、今の現状の中では、支援策という部分では、先ほど申し上げました形でしかないわけですが、やはり生産量が確保できなければ、高山のブランドとしてのさわやかりんごが維持できないというのが一番の大きな問題とと思っています。その部分をまず確実に生産量が確保できる、一定の量が確保できたブランドだというようなことも非常に重要でありますので、そこをまず進める中で、この部分についてはやっていきたいとこんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○8番（湯本辰雄議員）**

終わります。

**○議長（西原澄夫議員）**

以上で、湯本辰雄議員の質問を終了します。

しばらく休憩します。

換気及び水分補給のため、15分間休憩します。

会議は午前11時25分に再開します。

午前11時12分 休 憩

---

午前11時25分 再 開

**○議長（西原澄夫議員）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お昼休みにもしかしたら入るかもしれませんが、続けさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

————— 5番 沖島祥介議員。

**○5番（沖島祥介議員）**

それでは、前回に引き続き、一番最後となりましたが、よろしくお願ひ申し上げます。

通告に従い、3つ質問いたします。

まず、1番目ですが、高山村を将棋の聖地について質問します。

将棋の第81期名人戦七番勝負の第5局が5月31日、6月1日に山田温泉の藤井荘で行われ、挑戦者、藤井聡太氏が渡辺名人を破り、史上最年少20歳10か月で名人を獲得し、あわせて史上2人目の七冠を達成いたしました。今回の名人戦の開催に当たっては、藤井荘を始め、村長、役場及び名人戦高山実行委員会の方々、また県将棋関係機関の方々の努力に対し、まずは敬意を表したいと思います。無事に終わり、本当に御苦労さまでございました。

そのおかげで、今回は今まで経験したことがないほど長野県高山村がマスコミに取り上げられました。また、非常にインパクトのある出来事だったのかと思います。私の東京の何人もの友人より、藤井聡太最年少で名人誕生、また七冠達成の前には電話とかメールで「沖島君、高山村が一躍全国的に有名になってよかったね」とお祝いのような、激励のようないい言葉をかけていただき、大変うれしく思いました。また、6月の議員研修で訪れた富山県の議会でも、「あの藤井聡太の名人達成、七冠達成の高山村さんですね」と様々な方に注目され、またその反響の大きさを実感した次第です。

かつて、藤井聡太七冠は、以前、藤井荘の女将の願いがかない、この藤井荘にも家族に来ていただき、今回の高山村での対局後の感想でも、「対局室からの新緑が美しく、この上ない環境だった。またいつかじっくり訪れてみたい」と新聞記事にありました。また、別の新聞では、「藤井聡太が藤井荘で対局」と多くのマスコミが取り上げるので、挑戦を受ける渡辺名人にとってはアウェイ感が漂っていた」とあり、完全に藤井聡太氏にとってはホームで戦った感じがあるとありました。

やはり藤井荘の女将の思いが実現し、「藤井聡太が藤井荘で勝利」という語呂合わせのような効果も絶大だったと思います。また、テレビで長野経済研究所が、「高山村山田温泉は、何十億もの経済効果があるのではないかと話されておりました。さらに、週刊誌には、「七冠を獲得した聖地、藤井荘を訪ねて」という藤井聡太の特集もありました。

そこで、全国で注目されているこのチャンスを逃がす手はないと思い、「高山村を将棋の聖地に！！」という題で以下の質問をいたします。

1 番目、スパイン入口あたりに藤井聡太のモニュメントを作り、観光客が記念写真でも撮れるようにできないか。また、スパイン屋内に対局風景、食事写真などをパネル展示し、観光客等が見学できる場にできないか。

2 番目、スパイン2階の休憩所に将棋盤などを置いて、温泉の後に将棋が指せるような環境を作るのも面白いと思いますが、いかがでしょうか。

3 番目、温泉組合が一体となり、温泉にゆったりつかり、将棋が指せる将棋の聖地として売り出すことができないでしょうか。将棋ファンならこの山田温泉に一度は訪れてみたいと思うのではないのでしょうか。また、将棋に関連したお土産の開発、販売ができないでしょうか、お尋ねいたします。

4 番目、教育面で伺います。将棋は、今はやりのゲーム機器と違い、自分一人の力で考え、子どもにとっても非常によい教育かと思えます。堀之内の高井寺の小野澤憲雄住職が日本将棋連盟長野県支部連合会長で、また須高支部長であり、今回の招致や運営に当たって尽力を尽くされたとお聞きします。本堂で毎月子どもや大人の将棋大会を行ったり、須坂の小学校に将棋を教えに行かれたりしているので、うまく連携して高山村の子どもたちにも将棋の面白さを教えてもらい、幅広い層で将棋人口を増やして、名実ともに高山村を将棋の聖地にできないかと思えます。いかがでしょうか。



か。

以上、お尋ねいたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————小渕産業振興課長。

**○産業振興課長（小渕義彦）**

高山村を将棋の聖地にすることについてお答えをいたします。

ただいま沖島議員から御質問のありましたうち、1項目めから3項目めまでは私から答弁を申し上げ、4項目めについては教育委員会から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

去る5月31日から6月1日にかけて、本村で開催されました第81期名人戦につきましては、令和3年度の第79期名人戦に続き2度目となる開催となりました。この名人戦の主催者であります毎日新聞社を始め、朝日新聞社及び日本将棋連盟では、名人戦実行委員会を立ち上げ、詳細について協議等をされておりますが、本年度の第81期名人戦七番勝負の日程及び開催地につきましては、今年の2月16日に公表され、その中で5月31日から6月1日にかけての第5局の開催地として本村が選定されたところであります。

そのような中で、名人または挑戦者のどちらかが4連勝した場合、本村では開催されない可能性があったものの、第3局で渡辺名人が勝利した時点で、正式に第5局の開催が決定し、第5局の結果次第では、史上最年少の名人誕生という可能性が高まったことから、一層メディア等の注目が集まったところであります。

結果は、藤井竜王が本村で開催された第5局で勝利されたことにより、史上最年少名人が誕生し、羽生善治永世七冠に次ぐ史上2人目の七冠達成という偉業を大々的に報道され、開催地であります本村も紹介されたことにより、一躍全国に知っていただいたところであります。

そこで、まず初めに、スパインに藤井名人のモニュメントを作って記念写真が撮れるようにしたらどうか、併せて対局風景などの写真をパネル展示してはどうかとの御提案であります。日本将棋連盟によりますと、「棋士などの写真を無断で掲載することは、肖像権の侵害に当たる」ほか「日本将棋連盟のサイトから提供される文書、画像、音声、映像などの情報は、営利目的として使用することは禁止」されているなど、肖像権や著作権について厳しく規制をしております。

実際、今回の第5局に際して、日本将棋連盟長野県支部を始め、村議会や観光協会のほか、教育委員会や会場である旅館の代表者などで構成する実行委員会では、5月31日に谷川十七世名人による講演会を開催しましたが、後日、その後援会の様子を村民の皆さんに御覧いただけるよう高山村民チャンネルで放映しようとしたところ、日本将棋連盟からストップがかかり、その後、放映をめぐって幾度となく協議を重ね、様々な条件等をクリアした上で、承諾をいただいた経緯がございます。

特に、注目度の高い藤井七冠に係る議員御提言のことにつきましては、日本将棋連盟などと協議

しなければならないことや場合によっては相応の使用料が必要になるものと思われまことから、議員御提案の件につきましては、かなりハードルが高いものと思っております。

しかしながら、このまま何もしなければ知名度が上がりませんので、引き続き、何が有効なのかなど関係の皆様とも検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、スパイン2階の休憩所を将棋の打てる環境にしたらどうかとの御提言でございますが、スパインの休憩所を利用して将棋人口の拡大や将棋文化の普及を図ることは、大変重要なことでもありますので、スパインや大湯を利用される皆さんがこのたびの名人戦をきっかけに将棋のニーズがあるのであれば、施設を管理する観光協会とも相談の上、休憩所に将棋盤を置くことは可能であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、温泉組合が一体となり、将棋の聖地として売り出すことはできないか。また、将棋に関連したお土産の開発、販売についてのお尋ねであります。が、「聖地」という言葉には、「宗教的に神聖化している場所」とか「憧れの場所」と記されており、議員お尋ねの将棋の聖地と呼ぶためには、村内において将棋に関するいわれや歴史、または将棋界に相当貢献された方の存在など、その地域に将棋文化がかなり普及していることが重要ではないかと思われま。

このため、現状では、どちらかと言えば将棋そのものよりも、藤井人気にあやかっている部分かなり大きいものがあると思われまことや、また村内の将棋愛好家の皆さんの中には、相当な実力をお持ちの方もいらっしゃいますが、それでも村全体を見ても愛好家はわずかであると思われまことから、将棋の聖地と呼ぶには、将棋人口の拡大や将棋文化の普及を図った上で、名人戦などのタイトル戦等の実績を積んでいくことが重要であり、そのためには、かなりの時間を要するものと思われま。

しかしながら、温泉組合などが全国の将棋愛好家を対象とした旅行プランを作成して集客していくことや、将棋に関連したお土産等の開発、販売も重要でありますことから、今後、観光関係者の皆さんと、どのようなことが考えられるのかなど、様々な視点から検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

———澁谷教育長。

#### ○教育長（澁谷茂夫）

それでは、私からは、4項目の名実ともに高山村を将棋の聖地にできないかとの御質問にお答えをいたします。

本年度、高山小学校のクラブ活動では、将棋クラブはございませんが、クラブ活動は子どもたちのニーズによって4月に組織されますので、将棋の面白さを子どもたちに伝えることで、次年度以降において将棋クラブの創設は可能であるかと思われま。また、放課後の児童クラブでは、特に冬場はグラウンドで遊ぶことができない日もありますことから、将棋を教わりながら子どもたちが

みんなで楽しむことができればありがたいと思っております。

さらに、公民館講座やわくわく村などでの取組も考えられますが、いずれにいたしましても、計画に際しそれぞれの関係者の皆さんとも協議をしてみたいとともに、これらの取組には将棋の楽しさを教えていただける地域の皆さんのお力添えも必要となりますことから、子どもたちを地域で育てていくという意味合いからも、地元将棋連盟など関係の皆様と相談しながら、将棋文化の振興につなげていければと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————沖島祥介議員。

**○5番（沖島祥介議員）**

再質問いたします。

私も藤井聡太のモニュメントを作っているのかなとか、いろいろやはりその辺は肖像権の件とか将棋連盟の関係とかあるのかなと思っておりました。

ただ、私が言いたいのは、そういう目標を持ってものごとを行うということがまず一番必要なのかなということを知りたいのと、あとやはり、高山村山田温泉藤井荘で藤井聡太が獲得というか、なったという非常にゴロもいいし、何か私、高山村にとって非常に何十年、何百年に1回の出来事かなと思っております。そんなやはりこのインパクトのある話題性をうまく高山村でいかに観光集客に結びつけていくのか、やはりそのチャンスを逃さないで私はやるべきではないかと思うんです。

もちろん、先ほど課長がおっしゃったいろいろハードルが高いと思うんです。ハードルは高いと思いますけれども、やはり観光客に高山村を知ってもらいきっかけとなるかと思えます。先ほどの共撰所の直売で1億売れるというお話もありましたけれども、そんな中で、やはり共撰所で買うだけじゃなくて、その後ちょっと高山村へ行って、山田温泉へ行って、藤井聡太のあれ見ようよとか、あるいは藤井聡太が信州ポークのカツカレーというのを食べたり、天ぷらのおそば御膳か何か食べたりもしております。そんなようなメニューをまた藤井荘の了解を得ながら、何か近隣で作ったり、そんなようなこともできないのかなと思っておりますので、やはり目標を持って1つ1つのハードルを壊しながら、何か藤井聡太のモニュメントじゃなければ、将棋盤で何かこう作って、令和5年6月1日、史上最年少名人達成の地とか、何かそんなこともできないかとか、あらゆる手立てで考えていただいて、何かそこを1つの将棋のファンならずとも行きたくなるような場所を前向きにできないかということをちょっと御質問いたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————小渕産業振興課長。

**○産業振興課長（小渕義彦）**

再質問についてお答えいたしたいと思えます。

質問は1点かというふうに思います。

議員おっしゃられるように、私もそう思っておるんですが、本当に貴重なこういったイベントがたまたま高山村で開催することができて、本当に光栄に思っているところでございます。また、村をPRできる最高の場というような形になりまして、本当によかったなとこんなふうに思っているところでございます。

議員おっしゃられるように、観光客を集めるチャンスということで、ぜひこれを生かしたいという気持ちは本当に持っておるわけですが、モニュメントでありましたりそういったものについては、将棋の協会のほうにお聞きしますと、非常に難しいということをお聞きし、なおかつ藤井名人については、まだお若くていらっしゃるということで、これからまだ将来があると。そういう中でいろいろなことも達成されることもあるだろうという中では、今、この時点でいろいろな部分で整備されるというようなことは、非常に問題もあるかもしれないというお話はちょっと聞いておるところでございます。

そういう中でございますので、具体的なものとしての藤井聡太さんのモニュメントというのは難しいというふうに思っておるわけですが、今の観光資源という形の中で、特産物というような部分においては、議員おっしゃられますようなものもこれからも関係者の皆さんとも協議をする中で、何かできないのかということと考えていきたいと思っておるわけですが、前向きにその辺のところは進めてまいりたいとは考えておりますけれども、いろいろな部分ハードルを越えながら、どの程度できるのか、今のところ未知数でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

再々質問します。

私も今のお答え、モニュメントは難しいと言うならば、将棋盤でもとか、飛車とか王将とか、そんなようなことはできないかというような質問をしたつもりなんですけれども。そんなような何か歴史とか事実は変わりませんので、その事実を残すことでどういうことできないかということをお願ひしているわけなんですけれども。そんなことでもう一度ちょっとお伺ひしますが、村としてやはりそれを前向きに検討していくのかどうか、もう一度お答えお願ひしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————藤沢副村長。

○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）

それじゃ、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まさに今、将棋界は藤井フィーバーということで、非常に盛り上がっております。そんな中で、

6月1日に本村で名人位を獲得されたということで、本当に一躍全国に知っていただきまして、このことはやはり村民の皆さんにとっても誇りに思っておられるのではないかというふうに思っております。

そんな中で、やはりこのまま何もしなければ、せっかく名人を取っていただいたものが全く薄れてしまうということでもありますので、やはりここは本当に早い段階でできることから進めていかなければいけないんじゃないかなと、これは私もそう感じております。

そんなことで、今、おっしゃったことも含めて、やはり関係の皆さんとこれしっかり話をして、できるだけ、もうとにかくあらゆる宣伝をしていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————沖島祥介議員。

**○5番（沖島祥介議員）**

副村長のお答え、本当にありがとうございます。本当に前向きで、せっかくのチャンスなんで、高山村にとってプラスになるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2番目の質問に入ります。

松原団地の仮通学路について質問します。

平成19年、松原団地からの通学に際し、正式な通学路、駒場方面の県道からでは通学距離が長くなるので、アスザック横の道を仮通学路として認めてもらいました。

その後、何年にも及び松原団地の方、また各方面の方々がこの通学路を正式な通学路にしてほしい旨、再三にわたり要望しておりますが、今現在、一向に進展していないと聞きます。正式な通学路でないと歩道の整備が進みません。

そこで、まず、正式な通学路として認めてもらい、その後、安全に通学できる歩道の整備をお願いしたいという質問です。

1番目、平成19年に仮通学路と認めた経緯を伺いたい。

2番目、なぜ16年間も仮通学路のままなのか。一般論で仮とは1、2年のことで、16年もたてば実質的には正式な通学路と認めてよいのではありませんか。また、本村において、誰が通学路の認定を行うのか伺います。

3番目、どうすれば正式な通学路と認めてもらえるのか伺います。

4番目、正式な通学路と認めてもらい、まず安心して通学できる歩道の整備を望みます。

以上、質問いたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————澁谷教育長。

**○教育長（澁谷茂夫）**

松原団地の仮通学路についてお答えいたします。

通学路は、各学校が児童生徒の通学の安全確保と環境維持のために指定している道路であり、学校保健法第2条に、「学校においては、児童生徒等の保健、安全等に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない」と規定されております。

このため、通学路は、子どもたちの通学の安全を確保するために指定しているルートであり、毎年、安全点検によって危険と指摘があった場合、ルートも含めて見直しを行うこともございます。また、通学路は、子どもたちにとって安全かどうか重要なポイントであり、学校、保護者、交通安全協会等の地域の組織や必要に応じて警察や道路管理者等の関係機関と協議して決めております。

近年、不審者による事案も増えていることから、交通事情のみならず見通しのよさやなるべく大勢の子どもたちがお互いの安全を確認し合って通行することも重要になってきております。

そこで、まず初めに、平成19年に仮通学路と認めた経緯についてのお尋ねであります。平成18年当時の話し合いの場における記録を探しましたが、残念ではあります。探し当てることはできませんでした。

しかしながら、高山小学校が以前から引き継ぎ、更新を行っている通学路の路線図には、「松原地区における仮の通学路について」の注意書きとして、「平成18年、松原地区保護者と学校長が話し合いを持ち、下校時において、特に秋以降の日が短い時期は、保護者が迎えをすることで了承し、教育委員会に仮の通学路として認めていただいている」と記されておりますことから、松原区の保護者の要望等により協議した結果、仮通学路として認定したものと思われま。

次に、仮通学路を通学路として認定することについてのお尋ねであります。通学路に「仮」とつけたことについては、「仮」ということであれば、一時的な期間であり、検証を行った上でそれなりの決定を促すべきであったと反省するところであります。

一方、通学路における様々な要件の検討は、毎年4月から5月にかけて各地区のPTAの皆さんに、通学路の安全点検を行っていただいた上で、6月に開催される各地区のPTA懇談会において意見を取りまとめでいただき、学校に提出していただいております。これを基に、「高山村通学路交通安全推進協議会」では、去る8月24日に、小中学校や教育委員会を始め、関係機関や関係団体の皆さんによって協議をいただきました。その中で、松原地区からは、「仮通学路の松川側の樹木の剪定管理について」の御要望をいただいております。

一方、村では、毎年9月から10月にかけて、地区振興計画に基づく予定事業調査を行っており、令和4年度に松原地区から「正式な通学路への指定及び歩道整備」の要望が出されております。このため、教育委員会としましては、通学路の指定は、基本的には学校と地区保護者が双方で協議して決めておりますことや、道路管理者としては、歩道整備は多額な費用がかかることなどから、総合的な村道整備の中で計画していく旨の回答をさせていただいております。

次に、どうすれば正式な通学路として認めてもらえるのかのお尋ねであります。教育委員会

といたしましては、今年度中に松原地区PTAの代表者と松原区長さんや学校長、場合によっては教育委員会も加わり、関係者の皆様と通学路としての課題も含めた中で協議してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、通学路の指定による歩道の整備についてであります。歩道の整備につきましては、補助事業の採択要件等の視点から、1日当たりの交通量や道路構造令に示されている基準に基づき、必要性、緊急性の高い通学路を中心に整備しているところでございます。

このため、正式な通学路となりましたら、歩道の必要性等を考慮することとなりますが、通学路には必ず歩道があるということではなく、費用対効果等も含め総合的に判断していかなければならないものと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————沖島祥介議員。

**○5番（沖島祥介議員）**

再質問します。

先ほど、教育長の答弁で「仮というのは反省します」ということは、仮をずっとしていて反省するのか、通学路として認めなかったのが反省するのか、ちょっとそれをお伺いしたいのと、あと通学路は、「保護者と学校との協議で認められる」と言われましたが、そうなのか。ちょっとその辺お伺いします。

**○議長（西原澄夫議員）**

—————澁谷教育長。

**○教育長（澁谷茂夫）**

仮としてということをごどのように反省するかということですが、仮という名称であった以上、これはいろいろな要件を考えて、どうしていくのかということをご期間を決めずにきてしまったことについては、反省すべきであろうというふうにご考えております。仮にこのような措置を行って、そしてどんな問題点があるのかということをご精査しないできたということが問題点なのかなというふうにご思っておりますので、これについて早急に話し合い、決めていきたいというふうにご考えております。

次に、学校と保護者で協議をして決めることについてのお尋ねでありますけれども、基本的には高山に限らず、通学路は、保護者と学校と協議をして決めることというふうになっております、一般的にです。

しかし、いろいろな要件で行政が関わる部分があるかというふうにご思っております。それは、例えば、何か災害時の避難ですとか、冬の除雪の問題ですとか、今の歩道の問題ですとか、いろいろな部分で行政と関わってくるべき部分がございますので、学校は、その行政の入り口であります教育委員会に相談をしているということはあるかというふうにご思っております。

そんな中で、今まで通学路については考えてきておりますので、そんなふうに御理解いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

再々質問します。

今のお話だと、通学路と認定するのは学校、保護者、教育委員会ということでございますが、早急にこういう場を設けていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

このような場を早急に作っていきたいというふうに思います。今月中にでも計画を調整して協議していきたいというふうに、今、調整をしているところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

それでは、早急にそういう場を設けていただいて、一刻も早く通学路にさせていただき、まずは正式な通学路と認めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、3番目、YOU游ランドの活性化策について質問します。

令和4年12月の一般質問で、YOU游ランドの指定管理者制度導入を提案しましたが、「にぎわいの場構想」の候補地ということで拒否されました。

しかし、赤字が毎年積み重なり、自主財源が足りない本村において、赤字の補填は今できることから積極的に行い、少しでも赤字を減らす行動を起こせないか幾つか提案するので、答弁を伺いたいと思います。

1番目、赤字を減らす、収入を増やすために、今、行っている施策をお尋ねします。

2番目、芝生広場をもっと活用するようないろいろな催事は考えられないか、お尋ねします。また、ルールを作ってペット同伴可にできないでしょうか。今現在、ペットも家族同伴という家庭が多くあると思います。6月の議員研修で訪問した富山県舟橋村は、先ほど黒岩議員も申し上げましたが、開かれた公園で地方創生を行っていました。様々な公園を活用した活性化、イベント等を行っていましたが、もちろんペット入場可でございます。いかがでしょうか。

3番目、あまり費用をかけないですぐできる策として、バーベキューハウスの活用が考えられると思います。手ぶらで来てもバーベキューができるように、例えば話題性のある高山産のジビエの



焼肉セットとか冷凍で、蕨平に信州山肉プロジェクトの宮川さんもいらっしゃるのだし、そんなような方々の協力を得ながらできないかと思います。また、ガスコンロのレンタル、野菜の販売とかあまり置いておいて駄目にならないというか、冷凍等を考えながら、そんなようなことが考えられないでしょうか。また、1日限定3組ぐらいで、あそこの地にテントを張ったキャンプができるようにできないでしょうか。温泉もあって自然も楽しむ高山村でPRできると思いますが、いかがでしょうか。

4番目、様々な集客方法のアイデアが浮かばない、また現在の人員では難しいなら、本当にやる気のある厳選した地域おこし協力隊の人たちを積極的に採用したらどうでしょう。

以上、質問いたします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

————堀健康福祉課長。

#### ○健康福祉課長（堀 一生）

YOU游ランドの活性化策についてお答えいたします。

平成5年にオープンしました森林スポーツ公園YOU游ランドは、約6haの広大な敷地の中に、浴場や屋内プールを始め、トレーニングジム、多目的ホール、マレットゴルフ場、アスレチック広場や芝生広場のほか、隣接する噴水公園やバーベキュー施設などを備え、子どもから高齢者に至るまで誰もが気軽に楽しめ、また健康づくりや体力づくりもできる多目的な複合施設として村内外を問わず大勢の皆様に御利用をいただいております。

この施設のオープン当初は、年間12万5,000人の方に御利用いただいておりますが、その後、近隣市町村にも類似施設が整備されたことなどから、年々利用者が減少し、コロナ禍前の令和元年度では年間9万9,000人まで減少しております。

そこで、まず初めに、赤字を減らすため現在行っている施策についてでございますが、施設利用料の中で最も減少幅が大きいものは当日券でありますことから、現金での利用者を増やすため、本年度はYOU游ランドが開所して30周年を迎えておりますことから、各種イベントなどで大勢の来場者がお越しいただける機会を利用して、施設の割引券などを進呈し、次回の利用につなげる方策を取っております。

中でも、6月に開催されました「信州高山ふるさと感謝祭」においては、出店されたブースの皆さんにも御協力をいただき、その店舗でお買い求めいただいた方にはYOU游ランドの利用料金について、大人100円引きや小中学生50円引きの割引券を進呈しております。

このほか、くじ引き抽選会による無料券の進呈なども行い、無料券や割引券を基に、YOU游ランドへ少しでも多くの方に足を運んでいただけるよう、今後ともYOU游ランドを主会場とする各種イベントにおきましては、同様の割引券などを進呈し、誘客に努めてまいりたいと考えております。

次に、芝生広場を有効活用したイベントの開催やルールづくりをしてペット同伴を可能にする  
ことについてのお尋ねでございますが、芝生広場には、屋外ステージがありますことから、ステージ  
を利用したイベントを始め、芝生広場だけを使ったイベントも各種団体の皆さんにより御利用いた  
だいております。

近年では、商工会によるうまいもん市場やマルシェによるキッチンカーも含めた出店販売のほか、  
イルミネーションやそり大会などのイベントも開催されておりますので、これらの団体の皆様も含  
め、新たな団体の皆様にも御利用いただけるよう、積極的に施設のPRに努めてまいりたいと考  
えております。

また、ペット同伴についてであります、芝生広場では、小さなお子さんが走り回ったり、寝転  
んだりするほか、中にはお弁当を食べる方もいらっしゃいますことから、犬のふんや尿をされるこ  
とで衛生面や安全面に課題が生じてまいります。ただし、施設内を利用するために盲導犬や介助犬  
に限り同伴可能としており、その旨を駐車場入り口の案内看板により周知させていただく中で、皆  
様に御理解の上、御協力をいただいているところでございます。

しかしながら、近年は、ペットの果たす社会的役割も増えてきていることなどから、今後、「に  
ぎわいの場構想」を進める中で、飼い主のマナー向上の啓発に合わせ、例えばドックランなどのス  
ペースが設けられるかなど、今後、検討をしていく必要があるものと考えておりますので、よろし  
くお願いいたします。

次に、ジビエを活用したバーベキューハウスの整備やキャンプを可能とすることによって、自然  
と楽しむ高山村をPRできないかとお尋ねでございますが、ジビエの活用については、地元で獲  
れた肉を有効活用し、食材の販売拡大を通して地域の活性化につながる有力な資源だと思われま  
す。

しかしながら、YOU游ランドにおいて、肉や野菜の賞味期限などの食品管理は衛生上難しいこ  
とから、隣接する店舗で取り扱うのがふさわしいと考えられますが、現在の店舗では手狭であるこ  
とや保冷スペースの確保を始め、保冷库やガスコンロの調達など様々な課題がありますことから、  
実施に当たっては、店舗の御理解と御協力が必要と考えられますので、まずは課題をしっかりと整理  
した上でないと進められないものと思っております。

また、キャンプの関係につきましては、現在の施設の状況を見ますと、新たなキャンプ場専用  
地の確保が大変難しいことや、仮にキャンプができるようにした場合、管理上の安全面や夜間の管  
理体制の問題、さらには費用対効果なども含め、総合的に考えますと、現時点において、キャンプ  
につきましては難しいものと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊の採用についてのお尋ねでございますが、地域おこし協力隊は、広い視  
点での発想を持って村を見ていただき、村の活性化につなげていくことでこれまで採用してきてお  
りますが、この地域おこし協力隊員の採用に当たっては、YOU游ランドも含め、村の課題を一つ  
一つ整理する中で、どのような方に隊員として協力していただくことが村にとって必要ななど、し

っかりとしたビジョンを策定した上で、募集してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問します。

まず、今、一番趣旨に書いてありますが、毎年5,000万近くの赤字かと思います。私は、そんな中で、やはり何か動かないといけない。もちろん、今、割引券を差し上げていると、いろいろ販売したりしているとおっしゃっていますが、やはり何か私は手を打たないと、このまま割引券だけじゃそんなに一気に赤字は減るわけでもないかと感じております。もちろん、今までそういうふうに来てきたからというのではなくて、やはり自主財源が少ないこの本村において、先ほどの話じゃないですけども、仮通学路が通学路に認められれば歩道ができるわけです。例えば、2,000万、3,000万あれば。やはりそういう貴重な財源ですから、赤字をいかに減らすかということが私は大事かと思います。

もちろん、いろいろな諸問題あるでしょう。公園にペットを入れることはもちろんあるかと思いますが、そこは知恵を使ってルールを作ったり、あるいは犬のうんち袋を売ったり、あるいはペットボトルに水を入れたのを持っておしっこしたらそこにかけるとか、やはりそういうルールを作りながら、高山村さんは公園でもペットを入れていいんだというような人が集まるような場所にしないと、私はいけないかと思うんです。

そんな中で、何か今の答弁を聞いていると、このまま毎年5,000万が積もるんじゃないかなと、私は非常に懸念しております。そんな中で、どうかということをお伺いしたいのと、あと地域おこし協力隊についての回答で、大きなビジョンがないといけないようなお話をしておりましたが、一昨日、私、総務省の政務次官になられた内藤尚志さん、お話ししましたが、今、地域おこし協力隊、現在6,800人ほどですが、令和8年には1万人の目標を掲げているというお話がありました。そのうちの隊員の4割が女性で、隊員の20から30代が大体7割、それとその地域おこし協力隊の地区に定住率が65%ほどあるというようなお話を聞いております。

そんな中で、地域おこし協力隊、非常に国にとってもすごく力を入れてお試し地域協力隊というようなことをやったり、アドバイザーを呼んだりしながら、地域おこし協力隊の募集の費用を国のほうで交付金として出していただいたり、やはりそういう高山村はこういう人がいいからそのビジョンを探すというんじゃなくて、もうこれ使えば私はいいと思うんです。そうやって人手が足りないなら、やはりそういうノウハウのある人、知恵のある人、そういうことを積極的に採用したりして、今現在、行政にとってちょっと不足部分をそういう人でカバーすると、そういうようなことができないでしょうか。

○議 長（西原澄夫議員）

—————堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

2点あったかと思えます。

赤字を減らすために何か動いていかないといけないという御質問だったかと思うんですけども、とりあえず今年度においては、先ほど申しましたように、割引券ですとか無料券を配布した中で、利用者の方を次につながるように呼び込んでいきたいというふうに考えております。これまでもいろいろ企業に向けての企業券ですとか、いろいろなことをやってきておるわけなんですけれども、なかなか増収につながっていかないということでございますので、今後も何か増収につながる策というものは常に考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、地域おこし協力隊の関係でございますが、やはり募集をするに当たって、まずこの地域おこし協力隊にはまず何をどんなことをやっていただく、そういったことを決めた上で募集をしていかないといけないと思っております。

そんな中でYOU游ランドも含めて、村の課題を一つ一つ整理した中で、協力隊員を募集していきたいということでございますので、またよろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

それでは、再々質問を行います。

村長職務代行者副村長にちょっとお伺いしますが、現状のこういう赤字の中で、やはりいろいろなことを提案しているつもりなんでございますが、やはりそういったことを何か駄目だったらまた戻ればいいなと私はそう思うんですが、そういうような考えはいかがでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○議 長（西原澄夫議員）

—————藤沢副村長。

○村長職務代行者副村長（藤沢敏和）

いろいろとYOU游ランドの赤字解消のために御提案をいただいております。ありがとうございます。

そんな中で、今のお話は、その経営的な部分で指定管理者というような伺いの話でしょうかね。

やはりこれまでも今の村の温泉施設、YOU游ランドに限らず、大湯それから蕨温泉含めた中で、行政ができる部分と、また専門的な知識を持っている民間事業者にやっていただいたほうがいいん

じゃないかと、いろいろ議論はしてきた経緯がございます。

そんな中で、やはりこれは私個人的な考えになるかもしれませんが、ある程度民間にお願いできるものがあれば民間の力を借りながら、よりよい施設づくりということも今後1つの選択肢といたしますか、視野に入れながら、検討していく必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で、沖島祥介議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後0時18分 散 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月6日

高山村議会議長 西 原 澄 夫

署 名 議 員 久保田 雄 吉

署 名 議 員 勝 山 正 弘

署 名 議 員 滝 澤 聖

## 令和5年第4回高山村議会9月定例会会議録（第4号）

令和5年9月15日（金曜日）

---

### 議 事 日 程

- 日程第1 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第43号 高山村差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第44号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第45号 令和5年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第46号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第47号 令和5年度高山村上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和4年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和4年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 令和4年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和4年度高山村上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 陳情第4号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第17 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第18 議員派遣について

---

### 本日の会議に付議した事件

- 1 議案第42号～議案第47号
- 2 認定第1号～認定第9号
- 3 陳情第4号
- 4 閉会中の継続調査の申出について
- 5 議員派遣について

---

### 出 席 議 員（12名）

1番 久保田 雄 吉 議員

2番 勝 山 正 弘 議員

3番 滝澤 聖 議員

4番 梨本 進 議員

5番 沖島 祥介 議員

6番 高井 央葉 議員

7番 黒岩 清道 議員

8番 湯本 辰雄 議員

9番 松本 茂 議員

10番 山寄 秀治 議員

11番 柴田 弘男 議員

12番 西原 澄夫 議員

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長 内山 信行

副 村 長 藤沢 敏和

教 育 長 澁谷 茂夫

総 務 課 長 宮川 裕明

住民税務課長  
(会計管理者) 西原 一美

健康福祉課長 堀 一生

産業振興課長 小淵 義彦

建設水道課長  
(定住支援室長) 荒井 孝浩

教 育 次 長 山崎 久志  
(人権推進室長)

---

事務局出席職員

事 務 局 長 山寄 賢一

書 記 榎田 和子

---

午後1時30分 開 議

○議 長（西原澄夫議員）

おはようございます。

開会に先立ち、内山村長から歩行に支障があるため、議場につえを持ち込みたいとの申請があり、開会中において許可したので報告します。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

内山村長は、けがによる治療に専念していましたが、9月11日に公務に復帰しましたので報告いたします。

広報担当職員による写真撮影を会議規則第102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第42号

}

日程第 2 議案第43号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第 1 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 2 議案第43号 高山村差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の 2 件を一括議題とします。

議案第42号及び議案第43号について、委員長の報告を求めます。

—————黒岩総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩清道議員）

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、議案第42号と議案第43号の 2 件であります。

審査の経過及び審査の結果について報告いたします。

委員会は、去る 9 月 12 日 10 時 50 分より、委員全員出席の下、所管の職員の出席を求め、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査いたしました。

議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、休憩中に、組合への説明はしたのか、勤務成績の基準はどのようになっているのかなどの質疑が行われましたが、討論を省略して、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号 高山村差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例については、休憩中に、教育及び啓発活動と記した意味は、関係団体との協力は今までもあったのではなどの質疑が行われましたが、討論を省略して、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました議案 2 件についての審査の経過及び結果の報告とします。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

これから議案第42号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。



討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(西原澄夫議員)**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議長(西原澄夫議員)**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(西原澄夫議員)**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(西原澄夫議員)**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第43号 高山村差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議長(西原澄夫議員)**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第44号

）

日程第6 議案第47号

○議長（西原澄夫議員）

日程第3 議案第44号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第4号）から日程第6 議案第47号 令和5年度高山村上水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

これから議案第44号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第44号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第45号 令和5年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第46号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第47号 令和5年度高山村上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 認定第1号

）

日程第15 認定第9号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第7 認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15 認定第9号 令和4年度高山村上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題とします。

認定第1号から認定第9号までの9件について、委員長の報告を求めます。

—————高井令和4年度決算審査特別委員長。

○令和4年度決算審査特別委員長（高井央葉議員）

ただいま議題となっております令和4年度決算審査特別委員会に付託されました所管事項につきまして、委員会審査の経過並びに結果を報告します。

付託された案件は、認定第1号から認定第9号までの9件です。

去る9月1日、令和4年度決算審査特別委員会を設置し、委員長に私高井央葉、副委員長に勝山正弘委員を選出し、9月7日、8日及び11日の3日間にわたり審査を行いました。審査は所管ごとに決算書並びに成果説明書等により細部説明を受け、各委員から、質疑、意見、要望などがありました。

主な質疑と答弁を所管課別に申し上げます。

最初に、総務課においては、一般管理費の委託料の人事評価制度支援事業の内容についての質疑があり、所管課からは、職員が業務目標を設定し、その評価を数値化するシステムであり、委託料は国の制度に合わせたシステム運用経費であるとの回答がありました。

ふるさと納税について、登録のアシストがあれば利用も増えるのではとの質疑があり、所管課からは、登録に際し困った場合は相談体制を取っているが、今後さらに工夫していきたいとの回答が

ありました。

避難所用災害備蓄品について、保存期間はどのくらいか、また指定避難所は何日間しのげる備蓄品量を確保しているかとの質疑があり、飲料水は12年、食料品は5、6年の保存期間があり、期限が間近になったものは避難訓練等で提供している、また、備蓄量は村の人口の約2%であり、避難所としては3日間程度基準としているとの回答がありました。

次に、住民税務課においては、入湯税の滞納分について、収入未済額が令和2年度だけが残った理由についての質疑があり、所管課からは、令和2年度に旅館が廃止となったことによる入湯税分との回答がありました。

また、法人税の法人税割が増加している要因についての質疑があり、所管課からは、中小企業の事業が伸びてきているのではないかとの回答がありました。

議会事務局においては、特に質疑はありませんでした。

続いて、健康福祉課では、成年後見人制度は何人の申請がされているかとの質疑があり、制度を利用している方はまだいないが、相談については令和4年度では須高全体で337件あり、うち高山村では25件の相談が寄せられているとの回答がありました。

障がい児が利用されているタイムケア事業と放課後デイサービス事業の内容についての質疑があり、所管課からは、タイムケア事業は主に就学前のお子さんが日中利用できる事業であり、放課後デイサービスは主に小学生が放課後通所する事業であるとの回答がありました。

YOU游ランド多目的ホールについて、年間の利用日数についてと、コロナ禍においてより快適に利用することを目的に天窓改修及び換気扇設置工事を行ったが、それでも夏は暑く冬は寒過ぎるため改善できないかとの質疑があり、所管課からは、令和4年度の1年間はスポーツ団体、文化団体などにより145日の利用があり、今後快適に利用できるよう改善を考えていきたいとの回答がありました。

続いて、産業振興課では、地力増進施設の事業収入が3,000万規模であり、今後生産量の確保に向けての質疑があり、所管課からは、解決に向けて関係者と研究、相談していきたいとの回答がありました。

地域おこし協力隊について、新たな隊員の募集についての考えはとの質疑があり、所管課からは、先に就任したお二人について、令和4年度ではまだ期限とならないため、今後村全体で考えていくとの回答がありました。

続いて、建設水道課及び定住支援室では、林道橋のPCB濃度分析調査業務についての質疑があり、所管課からは、七味温泉の林道の橋の塗装に関する調査であるとの回答がありました。

土木管理費について、長野県議会への陳情の内容と、陳情の中から実際に実施された事業についての質疑があり、所管課からは、毎年陳情している内容は、南志賀公園線、須坂中野線、急傾斜地崩壊事業などがあり、実施された事業としては荒井原の歩道整備、水中の堰堤事業、荻久保の県道

拡幅事業などがあるとの回答がありました。

空き家対策、移住定住対策については、大きな空き家を改修し、シェアハウスとして貸し出すことはできないかとの質疑があり、所管課からは、いい提案であり、研究し、検討していきたい旨の回答がありました。

続いて、教育委員会においては、子育て支援センターと子育て包括支援センターはそれぞれに目的があると思うが、利用者からは分かりにくいのではとの質疑があり、所管課からは、子育てパンフレットなども利用しながら活動等を周知していきたいとの回答がありました。

小中学校の空調設備工事について、空調は全ての部屋に整備されたかとの質疑があり、所管課からは、小中学校ともに子どもたちが主に利用する教室はほぼ設置されているが、理科室などまだ未整備の教室があるとの回答がありました。

高校生の通学費補助の申請手続に関する質疑があり、所管課からは、昨年度末中学3年生に対して利用についての説明を行ったところ利用が増加した、手続等は改善できる部分について検討していきたいとの回答がありました。

総括質疑は12日の午前10時より行い、山寄委員から3問の質問がありました。

1問目として、山田温泉にぎわいの場構想について計画どおりに進んでいると考えるか、また、当初「既存の施設を利用し、民間活力を最大限生かし、村は側面から支援する」と述べられているが、現在の状況を照らしてどのように考えるかとの質問に対し、内山村長より、一部計画どおりに進んでいない状況であるが、何とか今年と来年の2か年をかけて後れを取り戻したい、また、村内6か所をにぎわいの場の候補地として、当初のとおり既存の施設を活用し、民間活力を最大限活かし、村は側面から支援していくこととしているが、山田牧場については緊急性があることから、基本的な事業方針に沿って、村も積極的に関わりを持ちながら再興できるように努めてまいりたいとの答弁がありました。

2問目に、子育て支援について関係者の要望に十分応えたものであったかとの質問があり、内山村長より、子どもたちの健全な育成のために真に必要な支援策を総合的な視点に立って進めてきたが、今後は学校給食費の全額公費負担の実施に向けて財源等も含めて検討を進めるとともに、さらなる子育て支援の充実に努めていくとの答弁がありました。

3問目は、職員の時間外労働について、組織再編前の令和3年度と再編後の令和4年度では改善が図られたかとの質問があり、内山村長より、令和4年度ではマイナンバーの取得相談窓口を開設したことや、コロナ禍が少しずつ落ち着いてくる中でイベント行事や会議等が徐々に再開したこと、さらに新体制を充実させていく上で新規採用職員の大幅増員による指導に時間を割くなどにより、再編後の時間外勤務が増えた、今後、住民との協働の村づくりを進めるとともに、休日等に出勤した場合は原則として平日に代休を取得するなど配慮してまいりたいとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、討論を省略して、挙手による採決を行いました。

その結果、認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定については賛成多数。  
認定第2号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については賛成多数。  
認定第3号 令和4年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定については全員賛成。  
認定第4号 令和4年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については全員賛成。  
認定第5号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については全員賛成。  
認定第6号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定については全員賛成。  
認定第7号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については全員賛成。

認定第8号 令和4年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については全員賛成。  
認定第9号 令和4年度高山村上水道事業会計剰余金の処分及び歳入歳出決算の原案可決及び認定については全員賛成でありました。

委員会の審査に当たり委員より出されました意見、要望などが十分尊重され、村民の安心安全な暮らしのために反映されますことを委員長として切に要望いたします。

最後に、委員会審査に当たり、説明と答弁に当たられました職員の皆さんに感謝するとともに、長時間の質疑に真剣に取り組んでいただきました委員の皆様にも御礼を申し上げます。

以上で令和4年度高山村決算審査特別委員会の報告といたします。ありがとうございました。

**○議長（西原澄夫議員）**

これから認定第1号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

————— 8番 湯本辰雄議員。

**○8番（湯本辰雄議員）**

ただいま議題となっています認定第1号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対する立場から討論いたします。

令和4年度の一般会計収支決算収入51億4,885万円、歳出48億4,882万円、実質収支額は2億7,187万円でした。そのうち、令和5年度の道路橋梁施設整備基金積立金に7,000万円、社会教育施設整備基金積立金に7,000万円を繰り入れる議案が令和5年度本議会に補正予算として上程されております。

さて、社会教育施設であります村公民館、建設から四十数年経過し、今年になって空調機の故障

や受水槽の水漏れが発生しています。数年前には文化交流活動拠点施設計画も示されましたが、大規模、また、高額過ぎたということもあり、住民合意が得られず、中止となりました。ところが、その後改修計画は停止してしまい、令和4年に高山村公民館改修検討委員会が立ち上げられ、本年3月に答申が出され、そして、今議会に公民館建物の骨格部分は残すという改修設計委託料が上程されました。しかし、改修の予算総額は概括的なものであっても説明はされていませんし、工事完了期日についての説明もありません。

先ほど申しましたが、令和5年度の社会教育施設整備基金積立金の合計はおよそ5億円になります。今までの説明では、村民に新たな負担はさせないとの言質もありましたが、基金内での建設を目指されるのでしょうか。

また、現在、エアコンが故障しています公民館の来年の利用はどうなるのでしょうか。来年には文化祭の開催年ともなります。改修計画は早期に村民に説明されるとともに、早期の改修を求めます。

次に、村長の公約でもありました学校給食費の無償化ですが、私たちも子育て支援として要望してきました。ようやく令和4年度に1食140円の公費負担は行われました。しかし、中学生の個人負担はまだ50%を超えております。これまでの村長答弁では、令和6年度に向けて無償化を検討する旨の言明もありましたが、村長の任期は残り1年となります。令和6年度にこそ給食費の無償化を実現されるよう改めて求めたいと思います。

さて、政府は令和5年3月までにマイナンバーカードの普及率100%を目指し、国民にはマイナポイントを付与し、お得感をあおり、また、自治体には普及率の低い場合はペナルティーを課するというふうなことを言い、なりふり構わず普及活動に力を入れてきました。

ところが、今年3月末現在、全国では8,440万人、およそ67%でありました。本村は、専門の窓口を設けたり、また、様々な機会を利用して取り組んできました。データによりますと、3月末時点では4,967人の73.9%が、本年8月の末の現在では5,412人で、普及率は81.4%となったと受けております。私はこれ以上のカード普及のための取組というのは必要ないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

ところで、政府は2024年秋には、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を成立させました。しかし、誤登録や情報漏えい、また、医療費が100%請求されたり、また、別人の医療情報に基づいて薬が処方される懸念があったりなど、医療情報の取り違いは国民の生命が脅かされるおそれもあります。少なくとも当面は現行の健康保険証を廃すべきではないと考えます。また、他人名義の口座が登録された事案も判明しております。このように様々なものがひもづけになっているマイナカード、本来は任意のものとして進められてきたものです。マイナンバーカードの義務化はやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、同和行政について述べます。今日の情勢は性や肌の色、国籍などあらゆる差別は許さない



という意識は日々醸成されているのではないのでしょうか。企業などにおいてもジェンダーギャップの解消など様々な運動も起きています。そこで、私は毎年支払われています運動団体への補助金の在り方は改善が求められているのではないかと考えます。今日の情勢により、運動団体への補助金は中止すべきと考えます。これからの同和行政において一層の改善を求めまして、私の反対討論いたします。

○議長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

————— 3番 滝澤 聖議員。

○3番（滝澤 聖議員）

ただいま議題となっております認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和4年度は、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、7月には国内における感染者が18万人を超える中、長野県においては8月8日に医療非常事態宣言を発出し、全圏域の感染警戒レベルを6に引き上げるなど、全国的に医療の逼迫が懸念される状況となりました。

こうした中、本村では、新型コロナウイルス感染症感染対策の切り札であるワクチン接種について、健康保健総合センター内に集団接種会場を設け、迅速かつ計画的に対応していただいたことで、村内における感染拡大を最小限に抑えることができたものと考えております。

また、物価高騰を受けた村民の生活を支援するため、村民1人当たり2万円を支給する物価高騰等対策支援金普及事業を速やかに実施するとともに、18歳以下の児童に対する子育て世帯支援金の給付や、65歳以上の高齢者世帯等への灯油券の給付、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の給付など、きめ細やかな事業を的確に実施されております。

予算執行の全般を見ますと、「第六次高山村総合計画」や「高山村総合戦略」に沿って、重点的に取り組む施策を明確化し、着実に実施されております。

特に、災害に強い村づくりを進めるため、中山地区用水路工事や千本松地区排水路新設工事、また、中山地区不動川護岸改修工事等の大型事業を実施したほか、村民の生活の安全安心を確保するため、須坂市消防署高山分署の消防ポンプ車を更新するなど、消防力の充実に努めております。

このように、限られた財源の中で、着実に諸施策を推進される中、令和4年度一般会計の決算は2億7,187万2,254円の黒字となっております。

また、令和4年度は財政健全化による4つの主要指標に留意しながら運営されており、中でも実質公債比率は6.4%、財政構造の弾力化を表す経常収支比率においても83.4%と低く抑えられております。

このような中で、人口が減少し地域交付税の増額が見込めない中で、財源確保が大きな課題となっておりますが、令和4年度におけるふるさと納税寄附金は、前年度の2倍以上となる9,390万円

余りを確保するなど、職員の工夫の跡が見受けられるものの、村税や使用料等の滞納整理については、職員の徴収スキルの向上を図り、関係機関と連携しながら、より一層未収金の縮減に努めるよう要望します。

今後も、社会インフラや公共施設の老朽化、人口減少など、多くの課題が山積みする中で、早急に理事者、職員が一丸となって対策実施するよう、村民が希望を持ち、安心安全で生活できることの村づくりに、最小の経費で最大の効果を上げていただくことを期待し、議員各位の御賛同をいただきますようお願いしまして、賛成討論といたします。お願いします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第1号 令和4年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手9人）

**○議 長（西原澄夫議員）**

挙手多数です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第2号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議 長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

—————10番 山寄秀治議員。

**○10番（山寄秀治議員）**

ただいま議題となっています認定第2号について、反対の立場から討論します。

国民健康保険で何が一番問題か、それは国保税が高いということです。国保の加入者の平均保険料1人あたりは、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。高過ぎる保険料、保険税を引き下げ、国保の構造的問題を解決するためには公費を投入することです。2014年には公費を1兆円投入して協会けんぽ

並み負担率にすることを全国知事会、全国市長会、全国町村会などが求めています。

もともと国保制度がスタートした当初、政府は国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要がある、このように認めていました。ところが、1984年の法改正で、定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の割合もかつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では43%が無職、34%が非正規雇用などの被用者で、合わせて8割近くになっています。国保の構造的な危機を打開するためには国庫負担を増やすことが求められているのです。財源はあります。資本金10億円以上の大企業の内部留保は500兆円を超えています。この内部留保アベノミクスで増えた分、5年間の時限的課税をし、財源を確保すべきです。これで10兆円確保できます。また、来年度の概算要求では、防衛費7.7兆円を要求となっていて、民主党政権時より3兆円も増やすもので、こうしたことを見直すことで十分生み出すことは可能です。

2018年から国保の都道府県化が始まっています。この最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っていた自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険税に転嫁することにあります。残念ながら、現に多くの自治体がこうした方向となっています。国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めている憲法の下、自治体が独自の公費投入をすることは可能です。

村でも以前、国保税の高騰を避けるため、法定外繰入れで村民の負担を抑えてきました。令和4年度ではこうした努力が行われませんでした。また、国保の基金は令和3年度末で1億3,100万円ほどありました。これを活用して保険税を引き下げるべきであったと思います。令和4年度では実質収支6,000万円ほど、このうち基金に610万円繰入れとなっています。こうした基金の活用が必要と思うところです。

さて、子どもの均等割について、就学前の子どもに限り軽減措置が取られていますが、まだまだ不十分です。子どもの数が多いほど負担が重くなる、こんな制度はやめるべきです。

町村会などを通じて、国に、国庫負担を増やして、国保税を引き下げるよう強く求めるとともに、一般会計からの繰入れ、基金の活用などで高い国保税を引き下げるよう繰り返し求め、討論とします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

————— 2番 勝山正弘議員。

#### ○2番（勝山正弘議員）

ただいま議題となっております認定第2号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に

大変重要な役割を果たしており、医療のセーフティネットと言える存在であります。

しかし、それゆえに国民健康保険は、比較的所得の低い方や高齢者の皆さんの加入率が高いという構造的な問題を抱えるとともに、医療の高度化等による医療費の増嵩などで国民健康保険の経営状況は大変厳しく、全国の多くの自治体が同様の状況にあると言われております。

特に、この満3年を超えるコロナ禍や昨今引き続く物価高騰は、被保険者の皆さんの保険税負担に大変厳しい影響を与えているものと大変憂慮されるところであります。こうした中で、国は持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険制度の抜本的な改革に取り組み、平成30年からは、都道府県が市町村国保の運営に中心的な役割を担い、財政運営の責任主体となり、将来的には後期高齢者医療保険と同様に都道府県ごとの保険者となるよう考えられているところであります。これにより、県では、令和9年度までは、保険税の算定に当たっては県下市町村が統一した算定方式となるよう市町村に促し、本村におきましては、令和5年度から資産税制を廃止し、従来の4方式から3方式に改正してその第一歩を踏み出したところであります。

令和4年度の決算状況を見ますと、団塊の世代の皆さんの後期高齢者医療保険への移行が始まり、被保険者数が減少し、同時に歳入歳出決算額につきましても、ともに微減となっておりますが、実質収支におきましては6,000万円を確保し、前年並みとなっております。

また、先ほど申し上げました厳しい状況の中におきましても、徴収率は前年度を上回っており、健全な運営に努められているのが伺える結果となっております。

今後、国民健康保険税につきまして、県統一の算定方法への移行を進めるに当たり、平等割、均等割を引き上げる必要があり、所得の低い方や家族で加入される世帯の皆さんへの負担の増加が大きくなるとお聞きしております。その改正に当たりましては、年度末決算で1億3,800万余りを抱える国民健康保険の事業基金を有効に活用して、保険税改定の影響の大きい皆さんの激変緩和等に配慮いただくとともに、スムーズな移行に努めていただきたいと思います。

村民の皆さんの健康づくりを始め、生活習慣病の予防の指導などに積極的に取り組むことが国民健康保険の医療費の抑制に必ずつながるものと考えますので、今後ともその積極的な取組を要望し、私の賛成討論といたしますので、議員各位の賛成への御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第2号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手9人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手多数です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第3号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第3号 令和4年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第4号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第4号 令和4年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第5号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第5号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第6号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第6号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議 長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第7号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議 長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第7号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議 長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第8号について、委員長の報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第8号 令和4年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人) [訂正：実際は10人]

**○議長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。[訂正：実際は挙手多数]

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第9号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第9号 令和4年度高山村上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。



本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

**○議長（西原澄夫議員）**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

---

**日程第16 陳情第4号**

**○議長（西原澄夫議員）**

日程第16 陳情第4号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

陳情第4号について、委員長の報告を求めます。

—————黒岩総務文教常任委員長。

**○総務文教常任委員長（黒岩清道議員）**

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、陳情第4号の1件であります。

審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、去る9月12日午前11時20分より、委員全員の出席の下、参考人として長野県保険医協会事務局長 原淳さんに御出席いただき、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査いたしました。

陳情第4号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書については、休憩中に、トラブルがなくなっても保険証は廃止しないのか、医療の共有は現行では難しいのでは、県の医師会の意見はなどの質疑が行われましたが、討論を省略し、採決の結果、賛成少数で不採択することに決定しました。

以上で本委員会に付託されました陳情1件についての審査の経過及び結果の報告といたします。

**○議長（西原澄夫議員）**

これから陳情第4号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に賛成者の発言を許します。

—————10番 山寄秀治議員。

#### ○10番（山寄秀治議員）

陳情第4号について、採択に賛成の立場から討論します。

マイナンバーカードをめぐる混乱は深まるばかり。本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録が約14万件、マイナ保険証に他人の情報が登録されたケースが7,400件を超え、マイナンバーカードで受診できるようにするためのひもづけがされず、健康保険証代わりに利用できない状態が77万件、他人の年金記録が閲覧されたケース170件や障害者手帳の誤登録62件など、トラブルは多方面にわたり多数に及んでいます。個人情報の漏えいという重大な問題が起きていると言えます。

政府は、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させています。岸田政権は批判や矛盾があっても健康保険証の廃止、マイナンバーカードへの一本化を強引に進めようとしているわけです。しかし、どの世論調査でも健康保険証の廃止に対して延期や中止が7割を超え、医療関係者からは切実に保険証存続を求める声が上がっています。

全国市区町村長アンケートでも、「保険証廃止、延期を」の声は4割になっているとの報道がありました。県内では77市町村の4割に当たる31市町村が廃止の延期や撤回を選んだとの報道で、本村もこの立場です。住民の最も近くで行政業務に当たる自治体首長から現行の保険証の廃止、延期を求める声が出ていることを重く受け止めるべきだと、白鳥浩法政大大学院教授の話が掲載されていました。そして、白鳥教授は、役所や医療機関での混乱は住民の不利益に直結する、高齢化が進む地域は急速なデジタル化に対応できず置いてけぼりにされるとの危機感もある、このまま保険証を廃止するのは拙速で、地域住民に向き合う自治体への配慮に欠ける、不安払拭に真摯に取り組む必要があるとも述べられています。この指摘について、陳情の採択に反対の議員の皆さんはどうお答えになるのでしょうか、ぜひお考えをお聞きしたいと思います。

全国保険医団体連合会の調査では、7月上旬の時点で、医療機関で5,493件のトラブルが発生し、一旦10割を徴収した例が1,291件あり、このまま保険証を廃止すればトラブルは108万件以上にもなるという推計も発表されています。他人の医療情報がひもづけされていたなど、命の危険にも関わるもので、絶対にあってはならないことです。

マイナンバーカードを持たない人は、毎年資格確認書の申請が必要となります。マイナ保険証は5年ごとの更新が必要となり、申請や更新を忘れて、できなかつたりすると、保険料を払っていても無保険扱いされ、保険医療が受けられなくなるおそれがあります。マイナンバーカードの運用を一旦停止し、完全確実な総点検が必要なのです。地元の新聞はマイナ保険証について根本から間違っているという社説を掲げて批判をしております。政府はマイナ保険証の運用を一旦止めて、根本から立て直す必要がある、現行の保険証は来年秋以降も存続させるべきだと、このように主張していますが、そのとおりではないでしょうか。

共通番号で各行政機関が持つ個人情報を1枚のカードにひもづけしようとしている国は、G7加

盟国では日本だけです。ドイツ、フランス、イギリスは、行政分野ごとに異なる番号を使用する、イタリアは、納税者番号を除き国の共通番号はなし、アメリカは、社会保障番号カードは紙、身分証明書には使えない、カナダは、社会保障番号は利用するがカードは廃止となっています。

マイナ保険証マイナカードは寝たきりの方、認知症、独り暮らしの高齢者や心身に障がいがある方々は十分に対応できず、必要な医療を受ける権利が損なわれるおそれもあります。こうした問題に陳情の採択に反対の議員の皆さんはどう答えるのですか、ぜひお考えをお聞かせください。

経済ジャーナリストの荻原博子さんは、次のように述べています。マイナ保険証を持たない人に発行するという資格確認書、マイナ保険証を持たない人をどう特定するのか、マイナ保険証を持っていてもトラブルに遭って使わない人も出ることも予想され、ますます混乱してしまうのではないのでしょうか。政府は、マイナ保険証の便利さを宣伝します。例えば、医療、投薬情報がすぐ分かると言います。今のところマイナポータルに掲載され、患者が同意すれば医師らが閲覧できるデータは、主にレセプト情報と言います。この情報が反映されるまでには受診から1、2か月かかり、これで本当に正確なデータに基づいた診療ができるのか疑問です。リアルタイムでどんな薬を処方してもらっているかが分かるお薬手帳のほうがはるかに有効です、このように述べられています。こうした声に陳情の採択に反対の議員の皆さん、どうお考えですか、どうお答えになりますか、ぜひお聞きをしたいと思います。

今の保険証を残すことが一番合理的なんです。本陳情は採択すべきものだということを再度述べさせていただきます、賛成討論とします。

#### ○議長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

————— 5番 沖島祥介議員。

#### ○5番（沖島祥介議員）

ただいま議題となっております陳情第4号「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書について、反対の立場から討論いたします。

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立しました。国でも、総点検をしている最中ですが、報道等でトラブルがあることも耳にします。

しかし、本村においては、幸いにも今現在、登録のミスやトラブルの報告はないと聞いております。

最近、トラブルばかり大きく取り上げられますが、マイナンバーカードの健康保険証としての利用メリットとして、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関側は保険証情報の手入力といった事務コストの削減も期待できます。さらに、高額医療費の限度額認定証などの書類持参が不要になるほか、転居や災害などで新しい医療機関を受診した場合でも、本人の同意の下、特定健康情報や服薬履歴の閲覧も可能になり、正確な治療につながる利点があります。

長野県医師会では、政府の方針に沿って、来年秋の健康保険証の廃止を目指す方針を出しております。

私は昨年9月定例会の一般質問で、マイナンバーカード1枚あれば村の各種サービスなどが全て受けられるように望むという内容で質問しました。マイナンバーカードの普及により、行政の効率化が上げられますが、役場に行かなくても各種証明書の取得ができるコンビニ交付は既に始まっております。

今後も煩わしい申請書類の記入の削減、図書カード、各種施設の予約や利用、公共交通の利用、避難所受付など様々な活用が考えられます。デジタル社会への移行においてのカードは不可欠です。

国は、来年の秋までにしっかりと総点検し、間違いが起きないシステムの完了を目指しております。

よって、今回の「健康保険証の廃止は行わず、存続を求める」陳情内容には、反対いたします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、反対討論とします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第4号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書を採決します。

この陳情は起立によって行います。

この陳情に対する委員長への報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

（起立4人）

**○議 長（西原澄夫議員）**

起立少数です。

本陳情は不採択とすることに決定しました。

---

**日程第17 閉会中の継続調査の申出について**

**○議 長（西原澄夫議員）**

日程第17 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務の調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(西原澄夫議員)**

異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**日程第18 議員派遣について**

**○議長(西原澄夫議員)**

日程第18 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(西原澄夫議員)**

異議なしと認めます。

議員派遣は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

---

**○議長(西原澄夫議員)**

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第6条の規定によって、これで閉会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(西原澄夫議員)**

異議なしと認めます。

本定例会はこれで閉会することと決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

本定例会は、9月1日から本日15日までの15日間の会期でありました。村長から提出のありました専決承認案件を始め、条例の一部改正、令和5年度一般会計並びに特別会計の補正予算の審議、そして、令和4年度一般会計及び特別会計、企業会計決算の認定につきましては、決算審査特別委

員会を設置して、委員長に高井央葉議員、副委員長に勝山正弘議員を選任し、9月7日から12日までの4日間、御審議をいただき、先ほど採決の運びとさせていただきました。ここに終結できましたこと、御礼を申し上げます。

一般質問につきましては、10名の議員が登壇されて、21項目にわたり、当面の課題から国政など、多岐にわたっての質問、提言に、理事者並びに役職員から真摯な御答弁を賜りましたことに、心より厚く御礼を申し上げます。決算審査特別委員会での審査も含め、議員各位から寄せられました意見等につきましては、前向きに検討していただき、村政に反映されますことを切に願うところであります。

さて、この9月定例会が終了しますと、前回の選挙戦から2年が経過し、議員の任期の中間点となります。この2年間、議会運営委員会、議会活性化特別委員会を中心に、一般質問の通告書の改革、一般質問のユーチューブ配信、ブロックごとに行う議会報告会、モニター会議委員の拡張による充実した議会モニター会議など、村民の皆さんに対し議会見える化を目指す議会改革を進めてまいりました。議員の皆様には、これまでの御努力改めて感謝を申し上げますとともに、これからの2年間さらなる見える化を進め、村民の皆様との対話の機会を増やしていき、村民の皆様と力を合わせて住みやすい村づくりに御尽力賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様には、後半の2年間、議会での力を発揮する最も重要な期間と言われています。頑張ってください。この定例会は議場が30度を超す暑さの中での開催でした。大変御苦勞をさせていただきました。

また、この暑さの中で傍聴席におられた皆さんに、改めて御礼を申し上げます。

それから、しばらく療養され、この11日に復帰された内山村長に、改めてお祝いを申し上げます。おめでとうございます。今後の村長としての御活躍にさらなる御期待を申し上げます。

結びに、猛暑、酷暑が続いたこの夏、いまだに暑い日が続いておりますが、ここに来て夜ごとに涼しさが増して過ごしやすくなりつつあります。これから実りの季節、また行楽のシーズンを迎え、休む間もなく、せわしい日々が続くところです。理事者を始め執行機関の皆様、そして議員各位におかれましては、健康に十分に御留意いただきまして、村民の福祉向上、地域発展のために一層の御尽力、御活躍を御祈念申し上げまして、議会閉会に当たり、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

この際、村長の発言を許します。

———内山村長。

## ○村 長（内山信行）

9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る9月1日から本日までの15日間にわたり、御提案申し上げました全議案を慎重に御審議いただき、それぞれ原案どおり議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。特に一般

会計、特別会計及び企業会計の決算につきましては、令和4年度決算審査特別委員会を設置して御審議いただき、令和4年度全般にわたり賜りました貴重な御意見、御提言につきましては、十分にその意を尊重させていただき、村政運営に生かしてまいりますので、今後とも格別なる御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

まず初めに、私事で大変恐縮でございますが、自身の不注意によるけが治療のため、長期間の入院により、議員各位並びに村民の皆様、そして職員に多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことに、改めて心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

おかげさまで、リハビリにより、去る9月11日から公務に復帰いたしましたので、引き続き皆様の御指導、御鞭撻のほど、よろしくようお願い申し上げます。

さて、心配されました台風第13号は今会期中の5日から7日にかけて、日本の南を北上し、8日には東海道沖で熱帯低気圧に変わりましたが、南から暖かく湿った空気が台風の東側に流れ込んだため、伊豆諸島や千葉県、茨城県及び福島県で猛烈な雨が降り、多くの家屋が床上浸水するなど大規模な被害となったほか、お二人の尊い命が失われてしまいました。

お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興を願うものであります。

また、日本時間の9日午前7時過ぎ、北アフリカのモロッコでマグニチュード6.8の地震が発生し、これまでに2,800人を超える多くの皆さんが犠牲となられたほか、建物倒壊や道路損壊など多くの被害が発生しました。

犠牲となりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、早期の復興を願うものであります。

このように、地震を始め台風などの自然災害が多く発生する中、日本においては、関東大震災から今年で100年が経過しますので、地震のみならず、あらゆる災害に強い地域づくりが重要と考えておりますので、今後とも議員各位並びに村民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、先週7日の午前8時42分に、日本初の月面着陸を目指す月探査機「SLIM」などを搭載した「H2A」ロケット47号機は、鹿児島県の種子島宇宙センターから打ち上げられ、午前9時半頃にSLIMを軌道に投入し、打ち上げが成功しました。

来年の1月から2月頃にかけて日本初の月面着陸に挑む計画となっておりますので、ぜひ成功してほしいと願っております。

さて、財務省は去る5日、国の令和6年度の一般会計予算の概算要求総額が114兆3,852億円になったと発表しました。要求総額が110兆円を超えるのは3年連続で、世界経済の不確実性は依然として高い中でありますことから、地方にとりましても厳しい行財政運営が迫られるものと思っておりますので、全力を傾け村政運営を進めてまいり所存でありますので、議員各位の御理解、御協力

を賜りますようお願い申し上げます。

今年、異常気象と言われ記録的な暑さが続いた夏も、ようやくここにきて朝、夕としのぎやすくなってきましたが、農業が基幹産業であります本村にとりましては、これからの台風など、災害のない実り多い秋を迎えてほしいと願っております。

結びに、今年の夏は記録的な暑さでありましたが、秋分も間近となり、日増しに秋めいてまいりました。議員各位並びに村民の皆様には、くれぐれも健康に御留意いただき、ますますの御活躍を心から御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

○議 長（西原澄夫議員）

令和5年第4回高山村議会9月定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後2時54分 閉 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月15日

高山村議会議長 西 原 澄 夫

署 名 議 員 久保田 雄 吉

署 名 議 員 勝 山 正 弘

署 名 議 員 滝 澤 聖



令和5年第3回

# 高山村議会臨時会会議録

令和5年8月9日 開会

令和5年8月9日 閉会

(1日間)

高山村議会事務局

令和5年第3回高山村議会8月臨時会会議録（第1号）

令和5年8月9日（水曜日）

高山村告示第29号

令和5年8月9日、高山村議会8月臨時会を高山村役場に招集する。

- 1 令和5年度高山村指定避難所再生可能エネルギー設備等導入事業設計施工請負契約について
- 2 令和5年度高山村一般会計補正予算（第3号）

令和5年7月24日

高山村長 内 山 信 行

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第40号 令和5年度高山村指定避難所再生可能エネルギー設備等導入事業設計施工  
請負契約について
- 日程第5 議案第41号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議員派遣について

本日の会議に付議した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第40号～議案第41号
- 5 議員派遣

出 席 議 員（12名）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1番 久保田 雄 吉 議員 | 2番 勝 山 正 弘 議員  |
| 3番 滝 澤 聖 議員   | 4番 梨 本 進 議員    |
| 5番 沖 島 祥 介 議員 | 6番 高 井 央 葉 議員  |
| 7番 黒 岩 清 道 議員 | 8番 湯 本 辰 雄 議員  |
| 9番 松 本 茂 議員   | 10番 山 寄 秀 治 議員 |

11番 柴田弘男 議員

12番 西原澄夫 議員

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長職務代理者 副 村 長	藤 沢 敏 和	教 育 長	澁 谷 茂 夫
総 務 課 長	宮 川 裕 明	住民税務課長 (会計管理者)	西 原 一 美
健康福祉課長	堀 一 生	産業振興課長	小 淵 義 彦
建設水道課長 (定住支援室長)	荒 井 孝 浩	教 育 次 長 (人権推進室長)	山 崎 久 志

---

欠席した者（1名）

村 長 内 山 信 行

---

事務局出席職員

事 務 局 長 山 寄 賢 一 書 記 横 田 和 子

---

---

午前10時00分 開 会

○議 長（西原澄夫議員）

ただいまから令和5年第3回高山村議会8月臨時会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

———村長職務代理者藤沢副村長。

○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）

おはようございます。高山村議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第3回高山村議会8月臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、また暑い中を御参集いただき、ここに開会できますことに厚く御礼申し上げます。

早くも立秋に入りまして、暦の上では秋であります。一向に炎暑は収まりそうな気配がなく、全国的に連日、記録的な猛暑が続く中、大勢の皆さんが熱中症で病院に搬送されるニュースが絶えない状況でございます。

そうした中、本村におきましては、これまでのところ、熱中症で病院に搬送された報告はございませんが、まだまだ厳しい暑さが続きそうであることから、引き続き、情報無線等を通じて熱

中症には十分注意していただくよう周知してまいりますとともに、現在、無料開放しております高齢者福祉センターを、熱中症予防のために高齢者等の皆様にお気軽に御利用いただきたいと思っております。

さて、去る6月25日にはYOU遊ランドにおいて、旧須高ケーブルテレビ、現在の株式会社G o o l i g h t がありますが、たかやまチャンネル開局20周年と併せて、YOU遊ランド開園30周年を記念して、「信州高山ふるさと感謝祭」を開催させていただきました。当日は梅雨晴れということもあり、子どもさんから高齢者の皆さんに至るまで、村内外から多くの皆さんに御来場いただき、子ども向けのショーやコンサートなど、緑に囲まれた芝生広場で思う存分楽しんでいただけたものと思っております。

また先月29日には、4年ぶりに開催させていただきました「第37回信州高山まつり」に対しまして、議員各位並びに村民の皆様の格別なる御支援、御協力をいただき、盛大に祭りが開催できましたことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

当日は大変厳しい暑さの中ではありますが、多くの村民の皆様に御参加をいただき、ひんのべ踊りや、商工会を中心とした多くの出店等により、コロナ禍前以上に盛り上げていただくとともに、祭りの締めくくりは夜空にきらめく感動的な花火大会となり、この祭りを通して、より一層、地域の絆を深めていただけたものと思っております。

さて、日本経済について、内閣府の6月の景気動向を見ますと、景気は緩やかに回復しているとしつつ、先行きについては、雇用、所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が期待されると言われております。しかしながら、今年に入ってから相次ぐ物価高騰や海外景気の減速の影響が色濃く残っているのも事実でございます。

こうした経済情勢の中で、地域経済の活性化を図るため、本年も20%上乘せのプレミアムつき商品券を、商工会の皆さんの御協力をいただいて、去る7月17日から総額9,000万円の商品券を販売いたしました。販売に当たって大きな混乱等もなく、2日後の19日には完売いたしました。商工会など御協力をいただきました関係の皆様にご心より厚く御礼を申し上げます。御購入をいただきました皆様には、有効に御活用いただき、地域経済の活性化が1日も早く図られますよう、その経済効果に期待を申し上げる次第でございます。

本日の臨時会に御提案申し上げます議案は、請負契約及び一般会計補正予算案の2件でございます。十分御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶といたします。

#### ○議 長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（西原澄夫議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、9番 松本 茂議員、10番 山崎秀治議員及び11番 柴田弘男議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（西原澄夫議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りに決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

#### ○議長（西原澄夫議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員から、5月及び6月分の執行した出納検査についての報告があり、別紙のとおり報告書をお手元に配りましたので報告します。

前定例会会議後に、議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので報告します。

職務代理者について、現在、内山村長が、けが療養のため、8月4日から8月20日までの間、藤沢副村長に職務代理者を置くことの報告がありましたので報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 議案第40号

）

### 日程第5 議案第41号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第4 議案第40号 令和5年度高山村指定避難所再生可能エネルギー設備等導入事業設計施工請負契約について及び日程第5 議案第41号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第3号）の2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

—————村長職務代理者藤沢副村長。

○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）

高山村議会8月臨時会の提案説明を申し上げます。

議案第40号及び議案第41号の2件につきまして、一括して御説明を申し上げます。

議案第40号 令和5年度高山村指定避難所再生可能エネルギー設備等導入事業設計施工請負契約について申し上げます。

本案は、指定避難所の1つであります高山村保健福祉総合センターに、再生可能エネルギー設備等を設置する高山村指定避難所再生可能エネルギー設備等導入事業の設計施工に当たり、本年3月27日に実施した公募型プロポーザル審査会において優先交渉者として選定した事業者と契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第41号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ6,257万4,000円を追加し、当初予算からの累計額を46億4,663万2,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、農林水産業費では、農業費の農業振興費で、高井地区の深刻化する猿の被害から農作物及び地域住民の生命を守るため、捕獲おりを購入するための備品購入費など292万1,000円追加、林業費の林業振興費で、電気柵沿いの支障木等を伐採する緩衝帯整備委託料352万円追加、教育費では、社会教育費の文化財保護費で、一茶ゆかりの里一茶館の老朽化した空調設備を更新するため、設計委託料及び工事請負費に5,613万3,000円を追加し、歳入では、繰越金で、令和4年度からの繰越金1,207万4,000円追加、村債で、地域活性化事業債5,050万円を追加いたしました。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議 長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午前10時09分 休 憩

---

午前10時17分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第40号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

—————10番 山寄秀治議員。

**○10番（山寄秀治議員）**

地方自治法の234条では、村が行う契約については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法によりというふうなことが言われております。

今回、公募型プロポーザルの結果などから、随意契約とすることについては妥当なことだと思います。そこで、随意契約の短所として次のようなことが言われております。地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から、単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約が不適正な価格によって行われる可能性があることが挙げられると、このように言っております。

一般競争入札あるいは指名競争入札ですと、一定、競争原理が働くということがあります。随意契約とすれば、そういうことがないわけですが、今回この2億9,491万円のこの件について、適正な価格であるかどうかの担保をどのようにして取られているのか、その点についてお願いします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

—————宮川総務課長。

**○総務課長（宮川裕明）**

今回、実施いたしました公募型プロポーザルには1社が応募し、技術提案書と見積書を提出していただいております。この見積書につきまして、村の審査会の開催前に、第三者の設計会社に県の歩掛、また単価等を基に確認をしていただきまして、適正であることを担保した上で、優先交渉者として選定をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

**○議 長（西原澄夫議員）**

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

**○議 長（西原澄夫議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

**○議 長（西原澄夫議員）**

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第40号 令和5年度高山村指定避難所再生可能エネルギー設備等導入事業設計施工請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第41号 令和5年度高山村一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議員派遣について

○議長(西原澄夫議員)

日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議員派遣は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

---

○議 長（西原澄夫議員）

お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第6条の規定によって、これで閉会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

本臨時会はこれで閉会することと決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、提案をされました議案2件につきましては慎重に審議をいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、4年ぶりとなる夏の最大イベントの高山まつりは、猛暑の中、村内の皆様によるステージパフォーマンスを始め、ひんのべ音頭の踊り流しなどは参加された皆様が一体となり、大いに楽しむことができました。最後に真夏の夜空を花火で飾り、盛大に開催することができました。高山まつりの開催に携わった関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

ところで、梅雨が明けて猛暑が続いております。昔は梅雨といえば雨がしとしとと静やかに降っていましたが、近年は局地的に線状降水帯となって長時間の大雨が降り続き、被害や災害をもたらす気象現象となっていて、昔では到底考えられないことでした。これから台風が頻繁に発生する時期が到来します。春先から農家の皆さんが丹念に栽培されました農作物が、台風の影響のないことを願いつつ、農作物の収穫が無事に終了することをお祈り申し上げたいと思います。

結びに、いまだに猛暑が続く中、体調の管理に十分にお気をつけいただき、村の理事者を始め執行部の皆さん、議員各位にはくれぐれもお体に御自愛をいただき、ますますの御活躍を御期待を申し上げます。臨時会の閉会に当たり、御礼の挨拶とさせていただきます。大変御苦労さまでございました。

この際に、村長職務代理者の発言を許します。

———村長職務代理者藤沢副村長。

## ○村長職務代理者副村長（藤沢敏和）

臨時会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は御提案申し上げました議案を慎重に御審議いただき、原案どおり議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

本日、議決を賜りました指定避難所であります保健福祉総合センターへの発電設備等の整備につきましては、今後における自然災害等へ備えるため、1日も早い完成に努めてまいりたいと思っております。

また、村民の皆様には危害や不安等の御心配をおかけしております猿の捕獲につきましては、これまでも様々な対策を講じてきておりますが、今回、捕獲おり等を増設する中で、引き続き猟友会など関係の皆様への御協力をいただきながら、何ともしも猿を捕獲し、村民の皆様への安全・安心な暮らしにつなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、気象庁は去る8月1日、今年の7月は日本の観測史上最も平均気温が高かったと言われており、これは地球温暖化の影響で気温が上がりやすくなっていることに加え、7月下旬にフィリピン周辺を台風が立て続けに通過し、太平洋高気圧の勢力が強まって気温が上昇したものとされております。

このように暑い日が続く、去る7月22日から23日にかけて岩手県奥州市で開催された第46回全国レディース卓球大会に、昨年に引き続き長野県代表として、本村からダブルスCに星川みい子さんと黒岩優子さんが出場され、今年は昨年のように上位進出はかないませんでした。暑い中を大健闘されましたほか、去る8月6日に開幕した全国高校野球選手権大会において、長野県代表として、上田西高等学校のレギュラーであります本村出身の黒岩大都さんが出場され、大会初日の第1試合ということもあってか、延長戦の末に惜しくも敗れてしまいましたが、猛暑の中、最後まで諦めずに戦い抜いた選手の皆さんにエールを送りたいと思っております。また、8月15日から開催される全国高等学校定時制通信制体育大会、第25回バトミントン大会には、本村にお住まいの片桐新太さんが出場されますので、村民の皆様と共に片桐さんの御活躍に御期待申し上げる次第でございます。

さて、台風第6号により沖縄県では記録的な暴風雨に見舞われ、家屋の倒壊や亡くなられた方、けが人が多数出るなど、発生から12日たった今なお九州の西の海上付近をゆっくりと北へ進んでおりますが、昨日は新たに南鳥島近海で第7号が発生し、今後は発達しながら北上して、お盆期間中に日本列島に影響を及ぼす可能性があると言われておりますことから、今後の動きに注視してまいりたいと思っております。

このように本格的な台風シーズンを迎えておりますことから、来る8月27日には村民の皆様と共に高山村防災訓練を実施して、有事に備えてまいりたいと考えておりますので、議員各位には当日の訓練の様子等を御覧いただき、お気づきの点などがありましたら御指導等をいただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

今年の夏は異常気象と言われておりますように、まだまだ厳しい残暑が続くものと思われ  
ます。議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛されまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

○議長（西原澄夫議員）

令和5年第3回高山村議会8月臨時会を閉会します。

大変御苦労さまでございました。

午前10時28分 閉 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年8月9日

高山村議会議長 西 原 澄 夫

署 名 議 員 松 本 茂

署 名 議 員 山 寄 秀 治

署 名 議 員 柴 田 弘 男